

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 8 月 3 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年8月31日

- 開 会 午前9時30分
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第7 議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第8 議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第9 議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第10 議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第11 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について
- 日程第12 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第13 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第70号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第72号 動産の取得について
- 日程第19 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の
減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協
議について
- 日程第20 議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議
について

日程第21 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議
について

日程第22 議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命について

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第3回岩出市議会定例会を開会いたします。

本日、上野耕志議員は、病気療養のため欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第59号から議案第75号までの議案17件につきましては、提案理由の説明、引き続きまして、議案第59号から議案第65号までの決算議案につきまして、代表監査委員から決算の審査報告、議案第76号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、福山晴美議員及び市来利恵議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの18日間と決定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

去る7月31日に開催されました平成27年度和歌山県市議会議長会第1回総会におきまして、吉本勸曜議員、尾和弘一議員が一般表彰を受賞されましたので、ご報告させていただきます。

両議員、ご受賞、まことにめでたうございます。今後、一層のご活躍をご祈念申し上げます。

次に、本定例会に説明員として出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案18件と報告1件であります。

次に、平成27年第2回定例会から平成27年第3回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成27年度市議会議長会関係につきまして、事務局から報告させます。

○事務局 報告します。

平成27年7月15日水曜日、東京都千代田区のホテルルポール麹町で、全国市議会議長会第141回地方行政委員会が開催され、議長が出席いたしました。主な内容は、開会式に引き続き、総務省自治行政局行政課の池田地方議会企画官から「地方行政をめぐる最近の動向」について説明がありました。その後、地方行政関連施策についての要望書案及び要望活動の方法並びに今後の運営について審議を行いました。

平成27年7月31日金曜日、新宮市のホテルニューパレスで、平成27年度和歌山県市議会議長会第1回総会が開催され、議長と副議長が出席いたしました。主な内容は、開会式、表彰式に引き続き、平成27年2月12日から平成27年7月30日までの会務報告があり、議案審議では、平成26年度和歌山県市議会議長会の会計決算報告、平成27年度和歌山県市議会議長会の会計予算案の審議を行いました。

協議事項では、次期総会の開催市と開催予定日について協議を行い、次期総会の開催につきましては、有田市で11月2日月曜日に開催することに決定し、次期総会開催市である有田市議会議長の挨拶が行われ、平成27年度和歌山県市議会議長会第1回総会が閉会されました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長の行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

残暑もようやく和らいでまいりました。議員の皆さんには、ますますご健勝にて

ご活躍のこととお喜び申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成27年第3回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告させていただきます。

まず初めに、平成26年度一般会計歳入歳出決算についてであります。平成26年度の我が国の経済は、都市圏において景気回復の傾向が見え始め、地方へと波及しつつありますが、まだまだ経済の好循環には至っていない状況であります。

このような経済情勢の中、本市の財政状況は、歳入の根幹である市税は増加傾向にあるものの、歳出では、扶助費を初めとした社会保障関係経費が年々増加しているため、厳しい状況にありますが、住民サービスの低下や将来の住民への財政負担を来さないよう行財政運営に取り組んだ結果、平成26年度岩出市一般会計の歳入歳出決算における実質収支は4億3,575万7,335円の黒字決算となりました。

次に、平成27年度市政懇談会についてであります。今年度は7月4日から8月1日までの間、市内18会場にて実施をいたしました。

市政懇談会において出された各地域からの意見、要望につきましては、市でできるもの、できないもの、国・県等に要望しなければならないもの等に精査した上で、対応してまいります。

議員の皆様方には、各会場へのご参加をいただき、ありがとうございました。

次に、紀の国わかやま国体・大会の開催についてであります。いよいよ9月26日から10月6日まで、紀の国わかやま国体、10月24日から26日まで、紀の国わかやま大会が開催されます。

岩出市の開催競技は、国体では、ハンドボール、バドミントン、ボウリングの3競技、大会では、バレーボール、ボウリングの2競技であります。

昨年度から実施してまいりましたリハーサル大会等の経験を踏まえ、全国から訪れる選手団や関係者、大勢の観客の皆様方に対して、市民総参加で、おもてなしの心を持って温かくお迎えしたいと考えております。

議員各位におかれましても、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、岩出市地域防災訓練についてであります。今年度も市内6小学校と船山地区公民館において、9月6日に実施いたします。

自主防災組織を初め市民の参加と関係機関の応援を受けて、緊密な連携のもと、

有事即応型の体験訓練として実施いたします。

近い将来、発生すると言われていた南海トラフ巨大地震に備え、自主防災意識の高揚と自助、共助、公助のバランスのとれた防災体制の確立に向け、取り組んでまいります。

次に、職員採用についてであります。6月議会でもご報告を申し上げましたとおり、7月26日に大学卒業者を対象とした一般事務職の採用に係る1次試験を実施したところ、54名の受験者がありました。

また、9月20日には、短大・高校卒業者を対象とした一般事務職のほか、技師、保健師、保育士、管理栄養士、また、身体障がい者を対象とした一般事務職の採用に係る1次試験を実施する予定であります。受験申込者は、短大・高校卒業者を対象とした一般事務職に14名、技師に3名、保健師に5名、保育士に12名、管理栄養士に12名となっております。

なお、身体障がい者を対象とした一般事務職は申込者がなく、期日を改め、再度募集を計画してまいります。

それぞれ面接等の2次試験を実施した後の合格内定者につきましては、後日、議会に報告させていただきます。

次に、平成27年度敬老会についてであります。高齢者に感謝し、敬愛する気持ちをより一層高め、長寿をお祝いするため、9月21日月曜日、敬老の日の祝日に、正午から市民総合体育館で開催いたします。今年度は、昭和19年12月31日以前に生まれた数え72歳以上で、6,737名の方々をご招待申し上げます。

当日は、議員各位のご臨席を賜りたく、よろしくお願いをいたします。

次に、京奈和自動車道紀北西道路、紀の川インターチェンジから岩出根来インターチェンジの開通についてであります。国土交通省近畿地方整備局が、来る9月12日土曜日の14時に開通することを発表いたしました。

岩出市としては、かねてから市内の交通渋滞が懸念されるため、紀の国わかやま国体までに、紀の川インターチェンジから和歌山ジャンクションまでの全線を同時供用するよう強く要望しておりましたが、国土交通省から、岩出・和歌山間において、用地買収のおくれとジャンクション部の難工事により、1年近いおくれが生じていると報告がありました。

交通渋滞への懸念は残りますが、完成している部分の開通を1年近くもおくらせることができないため、このたび、やむを得ず、岩出根来インターチェンジまでの開通を了承したものであり、残る岩出・和歌山間については、できるだけ早い完成

を引き続き強く要望をしております。

なお、岩出根来インターチェンジの供用に伴う渋滞対策として、国においては国道24号備前及び中迫交差点の改良を、県においては県道粉河加太線の3カ所の交差点改良をそれぞれ実施しており、年度末に完成予定の国道24号中迫交差点を除き、紀の国わかやま国体までに完成すると聞いております。

また、市においても岩出根来インターチェンジへのアクセス道路となる市道根来安上線を同インターチェンジ開通の9月12日に合わせて開通をいたします。この市道ができることにより、県道粉河加太線と市道安上中島線を経由して国道24号に至るルートが確保され、府県道泉佐野岩出線に集中する交通量を分散することが可能となり、案内標識による誘導に加え、電光掲示板、カーナビ、ラジオで渋滞情報を発信し、交通渋滞の緩和を図ってまいります。

次に、教育関係についてであります。教育委員会では、喫緊の課題である学力の向上を図るため、全国学力・学習状況調査に合わせて岩出市学力テストを実施し、小学校の早期の段階から学習状況を把握し、的確な学習指導を行っているところであります。また、本年度は、中学校において1年生から3年生を対象に、土曜学習教室を2学期から、土曜日に20回程度実施いたします。

また、全ての教科の学力の基礎基本となる読解力の向上を図るため、昨年度から実施しております学校への岩出図書館司書の派遣ですが、学校と岩出図書館が連携して、児童生徒への読書支援や学校図書室を活用しての調べ学習の支援など、児童生徒の読解力、教員の図書を活用しての学習指導力の向上に努めているところであります。

次に、第10回市民運動会についてであります。地域住民の体力の増進と、広くスポーツについての理解と関心を深め、市民運動会を通して、人と人との連帯意識を深めるとともに、交流の場を広げることを目的として、10月12日の体育の日に大宮緑地総合運動公園で開催をいたします。

次に、文化祭についてであります。市民文化の発展と向上を図るため、日ごろの文化活動の成果を発表する場にするとともに、文化祭への参加を通じて、市民の皆さんが触れ合いと交流を深め、地域コミュニティの活性化につなげることを目的に、「未来へつなごう ふるさとの文化」をキャッチフレーズに、10月31日及び11月1日の両日に開催いたします。

なお、本年も市政功労者の表彰式を文化祭開会式前に行います。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただ

きますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

最後に、8月27日に発生した岩出市民プール（堀口プール）での事故について、この後、教育長から報告させますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご支援をお願ひを申し上げます。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 おはようございます。

8月27日に岩出市民プール（通称堀口プール）で発生した事故について、報告させていただきます。

当日の午前11時10分過ぎ、堀口プールにおいて、市内の5歳の男児が大プールで溺れているのを監視員が発見し、人工呼吸などの応急処置をした後、和歌山県立医科大学附属病院にドクターヘリで救急搬送されるという事故が発生しました。現在、男児は集中治療室にて治療が続けられており、いまだ意識不明の容体にあるという報告を受けております。

堀口プールには大小2つのプールがあり、今回、事故が発生したのは大プールのほうで、このプールは小学校3年生以下の子供は保護者とともに入るよう、看板や放送で呼びかけております。

教育委員会といたしましては、現在、当事故について、さらに詳しい調査を行っているところでありますが、今後、再発防止に努めるとともに、事故に遭われた男児の一日も早いご回復を心からお祈り申し上げます。

○井神議長 これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第21 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

○井神議長 日程第5 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第21 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件までの議案17件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、平成26年度の決算認定の案件が7件、条例案件が2件、平成27年度の補正予算案件が2件、市道路線の廃止と認定案件がそれぞれ1件、動産の取得案件が1件、一部事務組合に関する協議案件が3件の計17件であります。

まず初めに、平成26年度の決算認定の案件について説明いたします。

議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が166億2,676万9,650円、歳出総額が157億9,361万8,315円、歳入歳出差引額は8億3,315万1,335円となりましたが、繰越事業があるため、実質収支額は4億3,575万7,335円となります。

次に、議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が55億4,311万2,133円で、歳出総額が55億3,913万6,860円で、歳入歳出差引額は397万5,273円となりました。

次に、議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が28億3,346万5,173円、歳出総額が27億4,034万7,389円、歳入歳出差引額は9,311万7,784円となりました。

次に、議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が6億6,674万5,969円、歳出総額が6億5,598万7,039円で、歳入歳出差引額は1,075万8,930円となりました。

次に、議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額が26億8,088万4,560円で、歳出総額が26億799万7,546円で、歳入歳出差引額は7,288万7,014円となりました。繰越事業があるため、実質収支額は268万7,014円となります。

次に、議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。歳入総額、歳出総額ともに3,539万1,472円で、歳入歳出差引額はゼロ円となりました。

次に、議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定についてであります。まず、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金が42億4,059万534円で、減債積立金に670万円、建設改良積立金に1億2,638万2,684円を積み立てるほか、資本金に減債積立金取り崩し分として5,197万1,847円、

建設改良積立金取り崩し分として2億円、未処分利益剰余金変動額分として38億5,553万6,003円を組み入れるものであります。

次に、決算額につきましては、収益的収入額が11億838万1,577円、収益的支出額は9億5,293万6,848円で、収入支出差引額は1億5,544万4,729円となりました。

一方、資本的収入額は1億1,049万5,300円、資本的支出額は4億5,296万2,549円で、収入支出差引額は3億4,246万7,249円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などにより補填をいたしました。

続いて、条例案件について説明いたします。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定及び住民基本台帳法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

続いて、平成27年度補正予算案件について説明をいたします。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に9,065万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を155億7,338万7,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、事業の補助採択などに伴う国県支出金の事業財源のほか、一部事務組合負担金の前年度精算に伴う返還金などについて補正するものであります。

一方、歳出では、市税過年度分還付金のほか、社会保障・税番号制度関連事務による職員手当及び備品購入費、シルバー人材センター補助金、臨時福祉給付金給付費の返還金、国民健康保険特別会計繰出金、多面的機能支払交付金事業負担金、河川管理費工事請負費、岩出市住宅耐震改修事業費補助金、那賀消防組合負担金などについて補正するものであります。

次に、議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に5,137万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を64億2,687万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では一般会計繰入金について、歳出では過年度交付金などの精算に伴う返還金について補正するものであります。

次に、議案第70号 市道路線の廃止については、既存の市道路線を廃止するため、

議案第71号 市道路線の認定については、開発行為等による帰属道路など14路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第72号 動産の取得についてであります。根来寺周辺観光促進事業に伴う展示備品の購入について、予定価格が2,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組規約の変更に関する協議についてであります。那賀老人福祉施設組合の解散に伴い、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び同組規約の変更に関する協議について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてと、議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議についてであります。那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分と事務承継に関する協議について、地方自治法及び同組規約の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重、審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○井神議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件につきまして、代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 平成26年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査について、ご報告申し上げます。

平成26年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成26年度岩出市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び附属書類並びに基金の運用状況について審査いたしましたところ、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿等と符合し、正確であることを認めます。

次に、平成26年度岩出市水道事業会計決算審査について、ご報告申し上げます。

平成26年度岩出市水道事業会計決算審査意見

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度岩出市水道事業会計決算、事業報告、附属明細書及び関係証書、附属書類を審査いたしましたところ、関係法令等に準拠して作成されており、違法並びに錯誤を認めず、経営成績及び財政状態を適正に表示していることを認めます。

今回、一般会計、特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況については7月13日から7月22日にかけて、また、水道事業会計決算については6月12日に、審査に付された歳入歳出決算書等をもとに、各課の担当者に説明を求め、平成26年度決算審査を実施いたしました。

審査の概要等については、意見書に添付したとおりでございます。

主な内容としては、1点目は、収納率については、厳しい経済状況の中にもありながらも、向上が見られる。

しかし、緩やかな回復基調が続いていると言われていたが、依然として厳しい経済状況の影響により、収納率の向上は厳しいと考えられることから、収入の確保と公平性の観点から、さらに収納対策の充実強化に取り組むとともに、不納欠損処分については、負担の公平性を保つためにも、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講じ、安易な不納欠損処分とならないよう努められたい。

また、水道料金の未収金についても、その解消に向け、法にのっとりた手続を押し進め、未収金の解消に努められたい。

2点目は、財産管理事務については、引き続き適正な管理に努められたい。

3点目は、補助金の交付に際しては、事業内容及び補助の必要性、効果等を十分精査し、交付決定されるよう努められたい。

4点目は、財務会計事務については、各課においてその根拠となる法令等を十分把握した上で、適正な調定事務や予算執行事務に努められたい。

5点目に、各施策の遂行に当たっては、職員一人一人が常にコスト意識を持って、市の財政状況を的確に把握し、予算の効率的執行に努めるとともに、根拠法令を的確に把握し、説明責任を果たされたい。

なお、平成26年度決算審査での指摘事項は、特にございませぬ。

以上で、監査報告とさせていただきます。

○井神議長 以上で、決算の審査報告は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命について

○井神議長 日程第22 議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

- 中畑副市長 ただいま議題となりました、議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

現委員であります村中隆子氏が、平成27年9月30日をもって任期満了となりますが、同委員を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 井神議長 これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いしておきます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は自席でお願いいたします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命について、ご質疑をさせていただきますと思います。

当該委員についての見識等については、履歴等でわかるわけではありますが、今回の委員の提案に当たって、3点ばかり質疑をさせていただきますと思います。

まず第1点は、特別職の登用年齢に関して、従来から言われている件ではありますが、ルールというものはあるのかどうかについて、お聞きをしたいと思います。

2点目は、教育委員の他の委員の併任という実態について、お聞きをしたいと思います。さらに、併任を許されるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、教育法第4条の3項、4項についてであります。これらについて、現在の委員については該当しないということなのか、お聞きをしたいと思います。

- 井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

- 辻教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目ですが、教育長及び教育委員の登用の年齢に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項の規定により、上限の定めはございません。

次に、2点目ですが、教育長及び教育委員は、地方教育行政の組織及び運営に関

する法律第6条及び地方公務員法の規定により、兼職はできません。しかし、実行委員会や協議会等の職としてはなく、委員などは兼任できます。

次に、3点目でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第3項に抵触する場合は、教育長及び委員となることはできません。また、同法第4条第4項については、現在の教育長及び委員は特定の政党に所属する者はありません。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第4条第4項についてであります。今のご答弁では、特定政党に所属していないということですが、それはどのような形で確認をされたのか。この教育長及び委員の任命については、委員の定数に、一を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に属することとなつてはならないということになっております。その確認の方法について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○辻教育総務課長 確認の方法ですが、本人から直接伺っております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 口頭で聞くということは、後々諸問題が発生いたしますので、必ず文書で、この問題については、教育委員会の委員の選出に当たっては事前に求めておくという考えはあるのかどうか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○辻教育総務課長 一応、選任に当たりますとは、履歴書に当たるようなものを提出していただいておりますので、そこで書類でいただいております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第76号に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第76号 岩出市教育委員会委員の任命の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第76号に対する討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第76号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は9月4日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、次の会議は、9月4日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時20分)



# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成27年9月4日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第60号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 日程第4 議案第61号 平成26年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第5 議案第62号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認  
定について
- 日程第6 議案第63号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて
- 日程第7 議案第64号 平成26年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いて
- 日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出  
決算認定について
- 日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第70号 市道路線の廃止について
- 日程第14 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第15 議案第72号 動産の取得について
- 日程第16 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の  
減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協  
議について
- 日程第17 議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議  
について
- 日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議  
について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第66号から議案第70号までの議案10件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第2 議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第65号 平成26年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして質疑をさせていただきます。

岩出市監査委員、第17号について質疑をさせていただきます。

今回の水道事業会計の審査意見書についてであります。

○井神議長 尾和議員、ちょっと済みません。監査委員意見書の第18号からお願いします。

○尾和議員 それでは、改めまして、岩出市監査委員、第18号、平成27年度監査意見書について質疑をさせていただきます。

一般会計についてであります。単年度収支が4億3,575万7,335円の黒字になっているということでもあります。しかし、この決算書を見ますと、繰越明許の額が、昨年比1億7,000万余り増加をしているという実態にあります。これに対して、監査委員の所見をお聞きをしたいと思います。

それから、以前から、一般会計については行政監査もすべきであるということ、こちらのほうから要請をしておりましたが、どのような事件について行政監査をされてきたのか、具体的にその内容と実績についてお聞きをしたいと思います。

それから、不納欠損金についてであります。これに対して、監査委員としてのご認識をお伺いしたいと思います。

それから、財産管理に関してであります。地籍調査後においても、今年度の決算内容を見ますと、毎年、増減、プラスマイナスが記載をされております。なぜこのようなことになるのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります。交付団体の会計事務について、補助金に関する事務監査を実際やっておられるのかどうか。やっておられるのであれば、その内容についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑について、お答え申し上げます。

まず、1点目の単年度収支が4億3,575万7,335円の黒字となっている、繰越明許費が昨年度比1億7,000万増となっているについてであります。基本的に、監査委員といたしまして、予算の執行が適正で効率的に行われているかどうかを主眼として審査を行い、執行が適正に行われていると認識してございますが、今回のこの増につきましても、25年度の繰り越しが少なかったという、まず1点。

それから、26年度は、国の補正、経済対策で補正が入りました。それが非常に多くなった。それから、さらに国体関連とかで緊急を要する事業等が入ってまいりましたので、どうしても繰り越しが多くなったということで、1億7,000万増となっていると、このように認識してございます。

次に、2点目の行政監査すべきであると指摘していたが、具体的に、その実績は

どうかについてであります。私どもとして、例月出納検査等におきましても、行政監査の観点、視点を持ちまして、各課の事務事業、それが法令等に従って適正に処理されているか。また、費用対効果というものを考慮、配慮しているか等を考慮しながら、監査に努めているところでございまして、具体的には、例月出納検査においては、現金出納の検査に加え、例えば、契約関係が財務規則に沿った手続をしているか等の検査や、事業における効果の説明等を各課の関係する該当する事業について説明を求めているところでございます。

3点目の不納欠損についての認識でございますが、意見書においても書いてございますが、不納欠損処分については、多くの市民が納付の義務を果たしていることから、負担公平性を保つためにも、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講じ、安易な不納欠損とならないようにしてほしいということで、そのような認識のもとに、不納欠損の扱いについては、理由等も含めて聞いてございます。

それから、次に、4点目の財産管理の件でございますが、財産管理に関して、地籍調査後も毎年増減があるが、その理由を知っていたのかについてでございますが、地籍調査は平成26年度で完了しておりますので、当然、26年度の増減の中、移動の中に地籍調査が含まれてございまして、また、それ以外、地籍調査以外にも、寄附や用地購入による増と、あるいは売却等によって増減があると、このように認識してございます。

次に、第5点目の補助金に関して、交付団体の会計事務も監査したのかについてでございますが、交付先団体の会計事務については、直接監査はいたしてございません。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、第1点目の繰越明許の額について、理由を述べられましたが、基本的には、単年度収支決算でありますので、万やむを得ない場合を除いて、繰越明許になることを避けるべきだと、私は、基本的に、そのように一般的には言われております。そこで、監査委員としても、この繰越明許が増大することについては、今後も適切な指導が必要というように思うんですが、それについて再度お聞きをしたいと思っております。

それから、不納欠損金についてでございますが、具体的に、ならば市民の不公平性を是正をするんだという立場から、その趣旨については賛同いたしますし、具体的

にどうしていくのかということについての監査委員としての所見を指導されたのかどうか、ここら辺についてお聞きをしたい。

それから、財産管理についてであります、売却とか、それから寄附行為、これについては一定理解できるんですが、それ以外の従来から固定している財産管理について増減が生じていると。ここら辺についてはどのようなチェックをされてきているのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります、直接実施をしてないというご答弁でありました。しかし、年度ごとではあります、月例監査を含めて、何件かピックアップをして、補助金制度の交付団体についても監査をする必要性があるのではないか。問題が起きてからではなくして、事前に監査委員としての監査を実施をすべきではないかというふうに思っております、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず1点目の繰越明許の問題でございますが、これにつきましては、十分に所定の手続を経てやっていると。まず1点、それでございます。

それと、理由の中には、やはり国の補正事業により前倒しということが、岩出市の事業にとって必要なことありますので、それは当然、前倒しでやったりしますので、事業費も繰り越しに係る事業も行っていきますので、それは全て健全財政という基本的なもとでやっていると、このように認識してございます。

それから、次に、不納欠損につきましては、それぞれの理由がありますので、各それぞれ一般会計、特別会計含めまして、それぞれの理由というのを執行停止か、あるいは時効とか、そういったものあります。それにのっとってやっているということを確認してございます。

いずれにいたしましても、負担の公平という観点もございまして、できるだけ滞納を少なくすると同時に、不納欠損も少なくなっていくことが健全財政の第一歩であると認識してございますので、今後とも安易な不納欠損については、十分に注視していきたいと思います。

それから、次に、財産管理でございますが、地籍調査以外にも、例えば、開発行為に伴う寄附とか、そういったものもございまして、ほとんどは、多分地籍調査だったと思いますが、そういったいろんなパターンのもものもございまして、それ

が含まれておると、このように考えております。

それから、公募団体でございます。これにつきましても、私どもの今の確認方法としては、各事業課が補助金を出しておりません。その課から、事業につきまして説明を求め、報告書も含めて、全てでございませませんが、そういった形での監査というものを今のところ行ってございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、監査委員意見書第17号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市監査委員第17号について、質疑をさせていただきます。

水道事業会計の審査意見書についてであります。この貸借対照表の減価償却累計額に関してであります。過年度分との表示が異なっております。これはなぜこの表示が異なる状態の中で監査をされたのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、純利益の1億3,300万余りの計上についてであります。これ、市民に還元すべきであると認識をしておりますが、これについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、有収率の向上に向けての具体的指導についてであります。監査委員の所見を求めたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の水道事業会計のご質疑にお答え申し上げます。

1点目の貸借対照表の減価償却累計額に関して、過年度分との表示が異なるがについてであります。これは地方公益企業法施行規則の改正に伴います、いわゆる新会計制度、これの移行に伴いまして、記載内容が変更されたものであると認識してございます。

次に、2点目の純利益1億3,308万2,684円を計上しているが、市民に還元すべきだと認識しないのかについてであります。今後の送水管等の大規模更新事業あるいは地震による損害を防ぐための耐震化工事等に充てるための資金でありまして、大幅な水道料金の値上げをせずに対応していくためにも必要なものと認識してございます。

次に、3点目の有収率向上に向けての具体的指導はどうかにつきましては、意見書においてもございますが、有収率は前年度より0.5%上昇して、88%と改善されているが、引き続き漏水調査事業など、積極的に行い、平成32年度の目標である有収率90%の早期達成に向けて、有収率の向上を図られたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 1番目の表示の点であります。本来、これは何年何月から会計制度が変わったものなのか。それと、私としては、従来、22年、23年、24年度、これ等についても減価償却累計額そのものは、計算式からマイナスをすることになると思うんです。今年度に限って、頭に三角印が表示された。一貫性がないのではないかと、このことを指摘をしているわけでありまして。会計そのものの方法が変わったことではなくて、表示の仕方に問題があるのではないかと。本来、減価償却というのは、毎年毎年償却するものであって、マイナスしていくということでは、私は理解をしております。今年度に限って、その頭にマイナス三角印をなぜつけたのかと。それは会計制度そのものの気にするものではないというように判断をしておりますけれども、それについて、再度お聞きをしたいと思います。

一応、それを聞かせていただきますでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答え申し上げます。

地方公益企業法規則の改正でございますが、これは今年度からでございます。これは減価償却については、当然、表を見ていただくと、マイナス要素になりますね、こちらの右の表。今回、新しく貸し倒しができる等が、その貸借対照表に載せよということになりましたので、そこは当然マイナスになりますので、明確にするために、そこに三角をつける。そうする減価償却についても同様な要素でございますので、三角をつけて明らかにしたと、こういうことでございますので、要するに貸倒引当金という、ほかにもあるようですが、それらを表示する方法の1つで、三角をつけることが適切だろうということの中から、減価償却についても同様なものでございますので、三角をつけたということでございますので、特に解釈のどうこうという問題ではないと思います。

以上です。



○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 会計処理の仕方で、このように24年度までと、25年度の表示の仕方が一貫しないということについては、私は理解できないんですね。だから、従来、その点について、マイナス表示として三角印を表示すべきであったのか。今年度からそういう表示の仕方をしたのか。基本的には、減価償却そのものは、これはマイナス要因ですから、減らしていくということはいいと思うんですが、会計決算書、貸借対照表を見る限り、今回、新たにそれが表示をされたということで、監査委員としても、これについては一貫性を持っていくという立場で監査をお願いをしたいということをおっしゃっていますが、再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質疑にお答え申し上げます。

ただいまの新会計制度に伴う表記の方法でございますが、これにつきましては、先ほど申しましたように、貸倒引当金についても、減価償却と同様に、マイナス要因であるということの中で、はっきりと貸借対照表の中で表記するために必要であるということで、今回、市といたしましても、三角印をつけて明らかにしようということにしたわけでございますので、今後とも、こういった形で表記を明らかにしていくということが大事ということの中で、三角印をつけながら貸借対照表を見ていただければ明らかになるという形のものやっていくということが適切ではないかと、このように認識してございます。

○井神議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議案第59号の26年度決算に対する質疑を行います。

まず、通告書に従いまして質疑を行いますので、よろしくお聞きをいたします。

まず最初に、全て昨年比より減になっていることについて、これについてお聞きをしたい。

それから、住基カードの普及率が悪い、その理由についてお聞きをしたいと思っております。

それから、土地売却収入の詳細について、明細と何筆分なのか、お聞きをしたいと思っております。

それから、昨年比3億1,000万の増額について、その理由をお聞きをしたい。

それから、太陽光発電売電収入の明細についてであります。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金の基準についてであります。これについてお聞きをしたい。それから、危機管理監の報酬に関して、勤務日数、一時金についてはどうなっているのか、お聞きをしたい。

それから、産業医報酬の指導実績について、お聞きをしたい。

それから、顧問弁護士委託料95万6,880円の明細について、お聞きをしたい。

それから、職員厚生補助の詳細、どういう用途に使っていたのかということで、詳細にご報告をいただきたいと思います。

それから、紀の川コミュニティバスの費用対効果、実績について、どのような認識を持っておられるのか。

それから、ときめき交通大学講師についてであります。講師は誰なのかについてお聞きをしたい。

それから、職員手当等とあるが、その明細を求めたいと思います。

それから、職員手当9万8,904円、県知事選挙との比較について、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、需用費についてであります。食糧費とは何なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、祝金の対象者数及び渡した方法ですね、お渡しする方法、完全に対象者に渡しているのかどうか、それについて具体的にご答弁をいただきたいと思いません。

それから、老人クラブ助成金の根拠について、算出方法についてお聞きをしたいと思いません。

それから、浄化槽維持管理委託料213万8,400円、これについての根拠について、お聞きをしたいと思いません。

それから、差別事件処理委員会の開催日数について、お聞きをしたいと思いません。

それから、手話通訳者の謝金について、これについては何回分なのか、お聞きをしたい。

それから、臨時福祉給付金の不用額、なぜ3,100万円余りも残ったのか、この理由についてお聞きをしたい。

それから、臨時保育士賃金の明細について、お聞きをしたいと思いません。

それから、嘱託医報酬、どのようなものなのか、お聞きをしたい。

それから、行旅死亡人取扱費の対象者は何人であったのか、これは50万5,480円計上されておりますが、これについてお聞きをしたい。

予防接種委託料の明細について、1億5,688万2,540円を計上されております。この明細、根拠について、各ワクチン別にお答えをいただきたい。

それから、新生児訪問、助産師の問題であります。これは職員が担当していたのかどうか、お聞きをしたい。

それから、ごみ袋販売手数料の明細について、お聞きをしたい。

それから、放置自転車管理報償費の明細について、どこにどういう形で支払われたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境整備組合負担金の明細について、マイナスになっておりますが、その要因についてお聞きをしたいと思います。これ、昨年比ですね、マイナスになっているが、その要因について、お聞きをしたい。

それから、岩出クリーンセンターの運転管理業務委託料、昨年比1億2,000万余り増額になっておりますが、この増額した要因について、お聞きをしたいと思います。

それから、波分地区水路工事についてであります。これについて、現在、全て完了したのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金の明細、どこにどういう方法で支出したのか、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員健康診断委託料、これについては190万円余り計上されておりました。100%健康診断が実施をされているのか、その実態について、お聞きをしたいと思います。

それから、産業医報酬の明細及びどのような業務をしているのか、これは6万円計上されております。この内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員健康診断、これについても、小学校、中学校あるわけですが、実施の内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、生徒健康診断委託料の明細についても、あわせてお聞きをしたいと思います。

それから、教育振興補助金の明細630万余り計上されております。この明細について、お聞きをしたいと思います。

それから、顧問弁護士委託料50万円について、これは何の件で委託料を支払ったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、先ほど、監査委員にもお聞きしたんですが、岩出中学校109平米、根来小学校がマイナス44平米、マイナスになっております。これについて、どういう理由なのか。

それから、若もの広場1,319平米増になっております。これはどこの部分なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、市民総合体育館266平米のマイナスは何だったのか。

それから、最後になりますが、全体として超過勤務手当の実績、昨年比、時間と金額、実態はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、順次答弁をさせていただきます。

尾和議員の質疑5点目から、私のほうから答弁をさせていただきます。

太陽光発電の関係でございます。太陽光発電売電収入13万6,176円につきましては、サンホールに設置している太陽光発電設備に係る平成26年度分の売電収入でございます。

次に、議会費の関係でございます。講師謝金につきましては、基準は定めておりません。また、額につきましては、予算内で交渉した上で支払っておりますという報告をいただいております。

次に、危機管理監の勤務日は、1週間について4日です。一時金の支給はありません。

次に、産業医報酬、指導実績はどうかについてであります。産業医報酬は年額28万円です。指導実績については、職場巡視、職員健康診断結果に基づく健康相談、保健指導、岩出市衛生委員会の委員として衛生委員会に出席をいただき、意見及び助言をいただいております。

次に、顧問弁護士委託料については、懲戒処分取り消し等請求控訴事件についての費用84万8,880円と、損害賠償請求事件についての費用10万8,000円です。

次に、職員厚生補助については、岩出市職員互助会が実施した体育奨励補助事業に25万6,615円、厚生補助事業に16万645円、合計41万7,260円を支出しています。

次に、紀の川コミュニティバス負担金については、平成26年度主要施策の成果説明書に記載のとおり、年間利用者数3万2,004人で、岩出市と紀の川市の2市を運行する地域間公共交通として、十分な役割を果たせました。

次に、ときめき交通大学については、平成26年度主要施策の成果説明書に記載しておりますが、教習所講習として、岩出自動車学院において、教習車による路上教習や車両日常点検要領などの教習所講習を行っていますので、その際の教習所講師、先生への謝金でございます。

次に、最後の超過勤務についてでございます。平成26年度超過勤務手当支給額は1億114万2,201円、時間は5万471時間です。平成25年度超過勤務手当支給額は8,224万9,811円、時間は4万2,377時間です。

以上でございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の質疑にお答えします。

13点目の100ページ、県知事選挙費の職員手当等についてであります。これは平成26年11月30日に執行された和歌山県知事選挙における期日前投票事務や投票当日の投票事務、開票事務などに従事した職員に係る超過勤務手当であります。

次に、102ページ、県議会議員選挙費の職員手当9万8,904円、県知事選との比についてであります。これは平成27年4月12日に執行された和歌山県議会議員一般選挙における事前準備等の事務に従事した職員に係る超過勤務手当であります。県知事選挙と比較して少なくなっているのは、選挙の執行が平成27年度であり、期日前投票や当日の投票事務、開票事務などの多くのものは、平成27年度において支出されているためでございます。

次、108ページの監査委員費の需用費の食糧費とは何かについてであります。これは例月出納検査等において、監査委員にお出しするお茶の購入代であります。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

46ページの土地売却収入の詳細は、岩出市宮20番1、宅地1筆、1,600.76平方メートルで、3,801万9,800円でございます。

次に、48ページ、基金繰入金の増加につきましては、財政調整基金は、平成26年度当初予算及び年度途中の補正予算における事業の財源として繰り入れたため、増加しております。

また、減債基金及び都市計画事業資金基金につきましては、増加する公債費及び下水道事業特別会計繰出金の財源とするため、増額しております。

○井神議長 市民課長。

○福田市民課長 続きまして、22ページの住基カードの普及率が悪いが、その理由は、

利用できるサービスが少ないことが理由と考えられます。

以上です。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 福祉課所管の質疑にお答えします。

差別処理委員会の開催日数はどうかについてですが、開催日数は2日です。

手話通訳者謝金、何回分かについてですが、1回2名分です。

臨時福祉給付金の不用額、なぜかについてですが、当初予算額を算定する際に、国が示した試算式を使用し、対象者数を算出したため、実際の給付額との間に差が生じたものです。

嘱託医報酬、どのようなものかについてですが、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいています。

次に、行旅死亡人取扱費の対象者は何人あったのかについてですが、対象者は2人です。

以上です。

○井神議長 子育て支援課長。

○総村子育て支援課長 156ページ、臨時保育士賃金の明細についてであります、子育て支援センターの臨時保育士2名の賃金で、内訳は、基本手当が351万2,160円、通勤手当が4万8,000円となっております。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 ごみ袋販売手数料の明細についてでございますが、有料指定可燃ごみ袋の販売に関する手数料として、総括取扱店と取扱店に対する取扱手数料であり、総括取扱店214万6,610円、取扱店手数料751万3,135円、振込手数料13万3,812円となっております。

次に、放置自転車管理報償費の明細については、放置自転車管理報償費は、岩出駅前美化推進のため、毎月第1土曜日に2人で実施する岩出駅前自転車等駐車場の自転車の整理や清掃活動等に対して、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用し、報償費として支払っております。

次に、那賀衛生環境整備組合負担金の明細についてでございますが、那賀衛生環境整備組合負担金の内訳は、当組合の構成団体である岩出市と紀の川市との協議で定めており、那賀衛生環境整備組合規約第13条の規定に基づき、均等割20%、人口割30%、利用割50%の割合で算出した額を那賀衛生環境整備組合に負担金として支出しております。利用割の算出根拠である、し尿・汚泥の減少が主な要因と考えら

れます。

以上です。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 186ページ、岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料、増額の要因はにつきまして、岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料は、平成25年度を初年度として、運転管理や用役費、点検修繕等に係る全ての費用を含めた5年間の長期包括契約を締結しておりますが、点検修繕内容については、年度によって異なることから、また、各年度一律の金額ではなく、また消費税率が5%から8%に変更したことなどにより、対前年度比では増額となったものであります。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員ご質疑の浄化槽維持管理委託料213万8,400円の根拠につきまして、入札によるものでございます。

次に、予防接種委託料の明細はどうかにつきまして、明細は、BCG 501万7,650円、MR 1期607万7,810円、MR 2期584万7,010円、GT（二種混合）315万4,800円、DPT（三種混合）88万7,140円、日本脳炎1期1,357万7,470円、日本脳炎2期752万430円、ヒトパピローマウイルス感染症、子宮頸がんであります、4万5,200円、ヒブ感染症1,799万1,920円、小児用肺炎球菌感染症2,443万490円、急性灰白髄炎（ポリオ）328万2,390円、DPT－IPV（四種混合）2,318万9,750円、水痘1・2歳1,076万9,600円、水痘3・4歳340万7,800円、高齢者用肺炎球菌610万9,640円、インフルエンザ2,282万2,560円、風疹275万880円でございます。

最後に、新生児訪問（助産師）、これは職員が担当しているのかにつきましては、非常勤職員3名が担当しております。

以上でございます。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 116ページ、祝金の対象者数及び渡し方法につきまして、平成26年度の対象者数は2,425人です。敬老会の後日、市の職員が対象の方の家を訪問し、ご本人または家族に直接お渡ししております。直接お渡しできない方につきましては、担当課に連絡いただけるよう通知を差し上げております。

次に、118ページ、老人クラブ助成金の根拠はどうかですが、老人クラブ連合会への助成金につきましては、岩出市社会福祉団体等助成金交付要綱に基づき、事業計画や実施状況等の内容を確認した上で交付しております。内容は、連合会への事

務費、スポーツ大会等の健康づくり事業、防災研修等防災事業、その他子どもの見守り等、各地域が主体的に取り組む事業に対して交付しております。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 16ページ、道路橋梁使用料の減ですが、岩出市道路占用料徴収条例の一部改正によるものでございます。

続きまして、198ページ、平成26年度で実施した水路改修工事につきましては、全て完了してございます。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 206ページです。工場設置奨励金の支出先は、岩出市中島、藤本食品株式会社です。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 246ページです。教職員健康診断委託料、100%の実施をしているかについてですが、小学校の教職員の受診率は78%となっております。

次に、250ページ、産業医報酬の明細及びどのような業務をしているのか。各中学校において、健康診断の結果に基づく健康相談、保健指導や食指導等を実施しております。

次に、254ページ、教職員健康診断委託料100%の実施をしているかでございますが、中学校の教職員の受診率は77%となっております。

同じく254ページ、生徒健康診断委託料の明細でございますが、基本料、児童生徒数、執行料及び総合管理料となっております。

次に、258ページ、教育振興補助金の明細でございますが、クラブ活動における選手派遣及び引率指導に伴う補助金となっております。

次に、311ページ、岩出中学校109平米の増は何か、根来小学校44平米の減は何かでございますが、岩出中学校については地籍調査による増、根来小学校については県道粉河加太線拡幅に伴う敷地の減となっております。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

P 260、顧問弁護士委託料50万円は何を委託したのか。この顧問弁護士委託料は、大門池・新池に係る土地共有入会権等確認請求控訴事件及び上告受理申し立て事件を委託したものでございます。

P 313、若もの広場1,319平米の増、どこの場所かでございますが、広域農道北側



の部分でございます。

続きまして、P 317、市民総合体育館266平米マイナスは何か。市民総合体育館の面積につきましては、地籍調査によるものでございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、順を追っていきたいと思うんですが、太陽光発電の売電収入の件であります。これは自家消費分はどのような処理の仕方をしているのか、売電だけなのか、太陽光発電した数量を自家消費でマイナスしているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。いわゆる、残りの分を売電したということなのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金についてですが、これはほかのところも関係あるんですが、予算内とか、一般的な通常の講師謝金というのは、基準が現在ないということでは、今後の問題としてあると思うんですね。その都度その都度、担当原課において判断をするということでは一貫性が欠けるということを生じてくると思いますので、そこら辺について、今後の方針等があれば聞かせていただきたいと思います。

それから、危機管理監の勤務についてであります。これだけ災害の問題がやましく、世間的にも重要な課題になっておるわけでありまして。勤務時間、週4日と、一時金はないというような、こういう労働条件のもとに、これがいいのかどうか、再考する必要があるんじゃないかと思いますが、市の考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、需用費の問題であります。現在、ご答弁では、お茶という形で表現をされておりました。お茶だけではないんじゃないかなと。お茶だけであれば1万176円も支出する必要性はないと思いますので、それ以外に支出をしているんじゃないかというふうに思いますので、再度お聞きをしたいと思います。

それから、祝金の対象者数及びお渡し方法についてでのご答弁をいただきました。実際、100%お渡ししているのかどうか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから、浄化槽の維持管理委託料の件であります。入札によるというご答弁をいただきましたが、實際上、維持管理というのは毎月やられているのか。それから、この浄化槽については何人槽なのか。それから、水質検査等も含んでいるのか、それとも維持管理だけなのか、水質検査は別の項で計上されておりましたので、含んでないと思うんですが、月当たりになりますと非常に高額になっていると思います。

が、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、臨時福祉給付金についてであります。現在、25年度、これについて残預金があったのか、全て給付金として支出したのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、予防接種委託料の明細について、今、各接種ごとにご答弁をいただきましたが、1接種当たりの積算根拠について明らかにしていただきたいと思います。

それから、放置自転車の管理報償費の明細についてであります。これは準用して支払っているということですが、準用して支払いをするんじゃないかと、明確にすべきでないかと思っております。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、那賀衛生環境整備組合の負担金についてですが、し尿の持ち込みが減少したということを言われました。どれだけ減少したのか、立米数でお聞きをしたいと思います。

それから、工場設置奨励金の明細について、藤本食品に640万、これは何年度までこういう形で支出するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、教職員の健康診断についてですが、小学校、中学校、いずれも77%と78%になっております。市が実施する健康診断以外に、各人で診断をされて、それを提出されたものがあるのかどうか。これから見ますと、約2割の方が健康診断を未受診されているということになると思うんですが、こういうことでは教職員の健康維持管理に問題が生じるというように思いますし、少なくとも100%に近い数字に持っていくべきであると、そのように考えておりますが、これについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、若もの広場の1,319平米、北側の部分ということをご答弁いただきました。これについては、どこの部分が若もの広場として増加をしたのか、これについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

まず、太陽光発電の売電収入の関係でございます。サンホールの関係でございます。尾和議員の質疑では、相殺をしているのかという話でございますけれども、売りは売り、買いは買いでございます。参考に申し上げますと、平成26年度のサンホールの支払ったお金、電気料金につきましては60万8,247円です。売ったのほうの

お金につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。

それから、議会費の関係の講師謝金の基準の話でございます。この件につきましては、議会での研修ということになってございますけれども、金額につきましては、社会通年上、常識の範囲の中で支払っていると考えてございます。

それから、危機管理監の関係でございます。勤務日数と、あと、一時金が出てないのはいかがでしょうかということでございますけれども、危機管理監は1人で危機管理の仕事をしているのではございません。職員も危機管理の仕事をしておりますので、危機管理監の報酬、また一時金の貸与につきましては、これで市のほうで対応させていただいているということで間違いないと考えてございます。

○井神議長 行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑、108ページの食糧費、お茶以外はなにかとのご質問でございますが、お茶以外にはございません。

○井神議長 福祉課長。

○広岡福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

臨時福祉給付金の残余金があるかということですが、平成26年度の臨時福祉給付金の事業については終わっておりますので、残預金はございません。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再質疑の1点目、放置自転車管理報償費の根拠を明確にということでございますが、算出根拠といたしまして、岩出市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3の委員の金額、日額2,500円を準用してございます。この美化推進の活動についてでございますが、毎月1回午前中に2人体制で作業を実施してございます。日額2,500円で、午前中ということですので2分の1日、これ1年間通じてしていただいておりますので、12カ月で2人体制ということでございますので、これを掛けていきますと3万円と、このような形で算出してございます。

それから、再質疑の2点目のし尿、浄化槽汚泥の量がどれだけ減ったのかということでございますけれども、算出根拠となっている年度でいきますと、244.91キロリットル減少となっております。

以上です。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員再質疑の1点目、浄化槽につきましてでございますが、維持管理の頻度につきましては、毎月実施しております。人槽については590人槽、

水質管理については、処理水をチェックし、その都度、薬物で確認を行っております。

2点目の予防接種委託料の1接種当たりの算出根拠でございますが、算出に当たりましては、初診料、注射料、生物学的製剤注射、事務管理料、ワクチン価格等が必須となっております。ワクチンの種類によりましては、乳幼児加算等がつく場合もございます。

以上であります。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

祝金は100%お渡しできたのかということですが、手渡しできなかった方へのお通知の後、ご連絡いただいた方には、職員が再度訪問し手渡したり、市役所にとりに来ていただいたり、また、ご希望の方には書留による郵送をさせていただいたりなどで、最終、2名の方だけがどうしても連絡いただけなく、とりに来ていただくこともできなかった方がございます。大半の方にはお受け取りいただいております。

以上です。

○井神議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 工場設置奨励金の交付は、3年間でございますので、平成28年度まででございます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 小学校、中学校の教職員の健康診断の委託料について、受診率が低いのではないかとございまして、人間ドックを含めると、小学校で94%、中学校では96%となります。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

北側のどこの部分かでございますが、旧県会議事堂前北側の部分でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後からちょっと行きますが、若もの広場の、今、北側の部分、旧、今設置をしているところの北側の部分ということですが、これは従来からあったのではないのでしょうか。ないということはないと思うんですが、新たにこの部分がちょっと明確に浮かばないんですけども、その部分について、従来あったところが若も

の広場の管轄にしたのか、そこら辺、ちょっとわからないんで、再度お聞きをしたいと思います。

それから、2回目の再質疑のところ、超過勤務の実績について再度お聞きをしたいと思いますんですが、これについて、減少金額と減少時間について、再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、教職員の健康診断について、人間ドックを含めると94と96の実績になるということではありますが、これは、やはり、完全に100%健康診断をしていくということが、これは義務でありますし、こうしなければならないと思いますし、そういう意味からいいますと、いずれにしても、まだ5%前後の未受診者がおられるということのないように、これは万全を期していくべきであるというふうに思いますので、これについてどういう所見なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、放置自転車の問題については、非常勤の2,500円を準用するというところでありますが、これは明確に条例の中に入れるべきだと。それを準用という形で、条例化の中で支払っていくということが求められると思いますし、そういうようにやっていくべきだというふうに思いますので、これについて再度お聞きをしたい。

それから、予防接種委託料の明細について、各ワクチンごと、これについては数字が細かくなりますので、議長にお願いなんです、この後、今ご答弁いただいた内容について、執行部に資料の提出をお願いをしたいと。取り扱いをお願いしたいというふうに思っております。

それから、浄化槽維持管理委託料の件ではありますが、これは入札によるということで、毎月点検して、水質検査をしているということではありますが、やはり、これはちょっと高いんじゃないかなと。一般的に、人槽と比較しても、そんなに毎月検査、維持管理している作業量というのはどれぐらいになっているのか。そんなに2時間も3時間もかかる作業では、私はないというふうに認識しておるんですが、そこら辺について、どのような所見なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、講師謝金のこの問題については、基準内ということ、各原課においてばらばらなんですよね。やはり、これは統一したものにつくっていくべきだというように、今後の問題として対策を打つべきだと。今後の支出の問題と絡んで、やはり明確にしていくということが大切ではないかなと。ばらばらということは、もちろん上も下もあるわけで、そこら辺が一貫性のないことになりますので、一定の基準の範囲内で設けていくということの必要性があるんじゃないかというふうに思っておりますので、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

超過勤務の関係でございます。私、先ほど答弁させていただきましたように、平成26年度と平成25年度、1年前と比べますと、平成26年度のほうが増となっております。その増の要因を申し上げますと、まず、選挙が多かったこと。それから、災害対応ということで、平成26年度は非常に台風が襲来が多かったということです。それから、国体のリハーサル大会があったという、この3つが大きな要因となっております。

それから、講師謝金の件ですけれども、統一してはどうか、今後の問題としてどうかということもございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、社会通年上の常識の範囲の中で支払いをしているものでございます。統一については非常に難しいのではないかと、そういうふうと考えてございます。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

放置自転車管理報償費、準用でなく条例で定めるということでございますが、この費用というか、この支出でございますけれども、岩出駅前美化推進のために行っている清掃活動、それから駐車場の整理活動でございます。岩出駅前駐車場の利用者の利便性を確保するための継続的な諸活動に対して、地域住民の快適で住みよい生活環境の確保を図っていただくことに対して、報償費として支給してございますので、報酬ではございませんので、この根拠で支出してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

浄化槽維持管理委託料について、高額ではないのかというご指摘ではありますが、この総合保健福祉センターの浄化槽につきましては、590人槽ということで巨大な槽であること、また、回遊式間欠ばっ気方式ということで、他の市施設とは異なる様式になること等から、この価格になってございます。

予防接種委託料の明細については、また後日、対応させていただきます。

○井神議長 教育総務課長。

○辻教育総務課長 小学校、中学校の教職員の健康診断ですけれども、100%の受診に

向けて指導してまいりたいと思います。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

もともとあった場所ではないかについてですが、市内全域の地籍調査の完了をもって、市内各施設の見直しを行い、道路敷となっていたため、協議を行い、所管がえを行ったものでございます。

○井神議長 続きまして、議案第60号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第60号について質疑をさせていただきます。

国保会計についてですが、歳入増の要因について分析をされていると思います。これについてお聞きをしたい。

それから、保険給付額の昨年比、減で3,000万円余りマイナスになっておりますが、この分析についてお聞きをしたいと。

それから、共同事業拠出金の昨年比、約5,200万円になっておりますが、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

まず1点目の歳入増の要因についてであります。前年度との比較で1億2,982万8,142円の増となっております。主な要因につきましては、前期高齢者交付金、繰入金などが増額となったことにより、歳入増につながったものと考えております。

次に、2点目の退職被保険者の保険給付費が、昨年比で約3,000万円減額となっております。この要因についてでございますが、退職被保険者数が大幅に減少したことにより、保険給付額が減額したものと分析しております。

次に、3点目の共同事業拠出金約5,200万円の不用額の理由ですが、年間医療費の確定により、平成26年度の拠出金額が確定したものであるものです。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第61号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第61号 介護保険の会計決算について、お聞きをしたいと思います。

保険料の増額約4,000万円の要因分析について、お聞きをしたい。

それから、基金費への支出金に関しての認識について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

介護保険につきまして、保険料納付者である第1号被保険者数の増加によるものでございます。

次に、基金費への支出金につきましては、岩出市介護給付費準備基金条例第2条の規定に基づき、決算によって生じた剰余金の中から翌年度に精算する返還金等を差し引いたものを積み立てております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第63号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第63号 下水道会計について、お聞きをしたいと思います。

国庫支出金の4億6,000万円余りが減になっておりますが、その理由について、お聞きをしたい。

市債減の理由について、これもあわせてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

下水道工務課長。

○樫本下水道工務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

平成26年度事業において、国庫支出金10億1,000万円のうち4億6,150万円が、近接工事との調整に不測の日時を要したため、平成27年度の繰り越し事業となったためです。なお、市債額の減額も同様であります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第64号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号について、質疑をさせていただきます。

墓園会計についてであります。1款の手数料減について、それから、今年度の



販売基数と残基基数及び販売完了予定について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 手数料減の原因につきましては、販売区画の減によります。今年度販売区画数と残区画数及び販売完了予定についてでございますが、販売区画数は33区画、残区画数は1,056区画です。予定年度につきましては、年間販売目標40区画といたしまして、完売は平成54年度の見込みですが、今後も多くの方に根来公園墓地のよさを知っていただき、ご使用いただけるように、広報・広告を工夫して早期完売に努めてまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきましたが、中でも規模のほうで総括をされております。あるいは監査委員の意見書にもあるように、計画販売数に至ってないということで、新たな手法を検討して、販売促進を図るんだということでもあります。これから見ますと、現在、下降ぎみでありまして、残基数が1,056と、まだまだ多く残っているというのが現状であろうと思うんですが、この問題について、今後、どのように原課では対応されようとしているのか、具体的な販売促進についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 今後の販売促進手法につきましては、平成27年度をもちまして、紀の川市旧打田地区の申し込み期限というのが切れることになっております。当初400区画予定してございましたところ、平成26年度末で126区画の販売になっておりますので、この差、274区画を岩出市以外の方に購入していただけるようにして、その分の販売促進を図るように、現在、計画しております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 岩出市以外ということになりますと、これは他の自治体を念頭に置かれておると思うんですが、それは岩出市以外ということにしまして、全ての近隣の地方自治体を対象にしているという理解でよろしいんか。そうしますと、岩出市の税金でつくった墓園事業は、他の地方自治体の利益者にそれを使用していくということになります。これについてのご見解をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 販売の方法につきましては、他の自治体全てにするか、また限定するかという詳細につきましては、今後、検討の課題でございます。

なお、岩出市の税金でつくった墓地ということでご質疑でございますが、当初より、400区画分は岩出市以外、紀の川市を対象としてつくられていたものでございますので、岩出市への影響はないと思っております。

○井神議長 質疑時間30分が経過いたしましたので、質疑を終了いたします。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第59号から議案第65号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○井神議長 ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第59号から議案第65号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決めます。

お諮りいたします。

ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました議案第59号から議案第65号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号から議案第65号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○井神議長 ご異議ありですので、起立により採決いたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、梅田哲也議員、西野豊議員、松下元議員、田畑昭二議員、吉本勸曜議員、福山晴美議員、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室で正副委員長の互選をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前11時15分から再開します。

休憩 (11時00分)

再開 (11時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について～

日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

○井神議長 日程第9 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件から日程第18 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件まで、議案10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題以外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いします。

尾和弘一議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

議案第66号、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 条例改正について、質疑を行います。

今回の条例の内容であります。8点にわたって確認をさせていただきたいと思っております。

目的外使用に関して、どのように監視をするのか。

それから、2番目に外部提供の範囲、想定される機関というのはどのような機関を指しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、本人の同意を得ることが困難であるときは、どのようにするのか。

それから、4番目、受け取り拒否者に対する対応について、どうするのか。

次に、未成年者であります。未成年者の対応については、何歳までと確認をされているのか。

それから、目的以外の目的のため利用してはならないとうたわれておりますが、このチェックは誰がするのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

1点目の目的外使用に関して、どのように監視するのかについてであります。個人情報を取り扱う実施機関において、条例第8条及び第8条の2第1項及び第2項の規定に基づき、適正に運用してまいります。

2点目の外部提供の範囲、どのような機関かについてであります。特定個人情報を除く個人情報については条例第8条に、特定個人情報については条例第8条の2第3項に規定しているとおりです。

3点目の本人の同意を得ることが困難であるときは、どうなるのかについてであります。そのようなときであっても、条例第8条の2第2項の規定により、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合には、特定個人情報を目的外に利用することができます。

次の4点目です。受け取り拒否者に対する対応はどうするのかについてであります。拒否される内容に応じた対応をまいります。

5点目の未成年者とは何歳までかについてであります。20歳未満です。なお、20歳未満であっても、婚姻している者は成人とみなします。

6点目の目的以外の目的のため利用してはならないとあるが、誰がチェックするのかについてであります。1点目で回答したとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 目的外使用に関してであります。監視するのは実施機関だということですが、実施機関とは具体的にどこなのか、お聞きをしておきたいと思いません。

それから、外部提供の範囲であります。今、8条の云々と言われましたが、外部提供の範囲について、具体的にどういう機関を指しているのか、これは具体的に答弁をいただきたいと思いません。

それから、未成年者についてであります。20歳未満というご答弁をいただきました。他の自治体では、これは総務省が出しておると思うんですが、15歳という年齢制限が付されているように聞いております。20歳未満で正しいのかどうか、確認をさせてください。

それから、最後になりますが、これも1番目と同じように、チェックをすることが、非常に漏えい問題と絡んで出てくるわけですが、岩出市のどの機関がするのか、それとも外部にそのチェック機能を委託するのか、そこら辺が不明確でありますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 再質疑について、お答えをいたします。

監視についての実施機関ですけれども、これにつきましては市長であったり、また教育委員会であったりという実施機関でございます。ただ、監視につきましては、国の機関でありますけれども、特定個人情報保護委員会というのが設置されます。また、マイナーポータルということで、特定個人情報については、誰がいつ提供したかというのを個人の自宅などで確認することもできますので、そのようなところで、監視というんですか、状況を確認することができるかと考えてございます。

それと、具体的な提供の範囲ですけれども、これにつきましては、先ほど、第8条関係と第8条の2第3項関係で申し上げましたけれども、第8条関係の具体的な例といたしましては、国、また他の地方公共団体というふうなところがございます。それから、第8条の2第3項につきましては、番号法の第19条に規定されておりますので、国、他の地方公共団体、そのほか第7号別表第2に幾つかの機関が載っておりますけれども、その表に規定されている提供先でございます。

それから、20歳未満の未成年者の話でございますけれども、これにつきましては、民法に基づき、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

それから、一番最後の質問ですけれども、1点目の回答と同じでございます。外部委託はいたしません。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監視する機関について、今ご答弁がありました。市長及び教育長、そのデータにインプットして中へ入る場合には、専用のコードがあると思うんですが、それを2人だけに付与されたものなのか、それとも、それ以外に、誰にデータを入力するときに与えているものなのか、これについては明確にご答弁をいただきたいと思えます。

それから、外部提供の範囲についてですが、私は危惧するのは、預貯金等のアクセスもできるようにしていくんだということで、2018年、出ておりましたけれども、例えば、いわゆる警察とか、そういう機関に対しても提供されるんじゃないかと、こういう危惧を持っている方もおられます。また、メタボ健診等については、これは個人の非常に大切な医療行為に対するデータでありますので、それが、誰でもかれでも見られると、提供していくということになりますと大変なことになるわけがあります。ここら辺について、岩出市役所内において、どのような管理体制を構築をされているのか、ここについてお聞きをしたいと思います。

それから、未成年者、これは民法という形で言われておりましたが、ちょっと見解が違うんですけども、これは私もメールをいただきました、ある他の市町村の議員から、15歳だということ、ああ、そうですかということ、それは行政当局がその議員に説明をしたということで受信をしていただいたんですが、それは総務省の指導要綱にも載っているという、執行機関の答弁があったそうなんですけども、岩出市では、未成年者、20歳未満ということによろしいのか、再度検証する必要性が私はあると思うんですが、そこら辺についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えをいたします。

1点目の話ですけれども、目的外使用に関しての監視という話を尾和議員されておりますけれども、今回の条例改正に関しましては、監視という文言はどこにも出てきておりません。適正に守ることを義務づけているという内容でございますので、監視という質疑をされておりますけれども、こちらでは答弁はできかねます。

それから、外部提供の話ですけれども、先ほど答弁させていただきましたように、我々は国の制度に基づいてやっておりますので、機関といたしましては、番号法の第19条に規定する機関がございますので、番号法の第19条を見ていただきたいと思います。

それから、民法の関係で、20歳の話をしていただきましたけれども、15歳云々の話につきましては、請求することはできるという内容でございます。我々は民法に基づきまして、20歳、1回目の答弁をさせていただいたとおりでございます。

○井神議長 続きまして、議案第67号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号について、質疑をさせていただきます。

マイナンバーの関連して、住基ネットから、この制度の再交付の手数料が800円に変更されております。この根拠について、お聞きをしたいと思います。これは全国统一なのか、それとも岩出市だけで800円というのを設定したものか等でありませんが、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再交付の手数料800円の根拠としまして、平成27年4月17日付、総務省からの通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについてを参

考にしております。和歌山県内の9市におきましては、個人番号カードの再交付手数料は800円と聞いております。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第68号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第68号について、質疑をさせていただきます。

27年度補正予算についてであります。個人番号カード、いわゆるマイナンバーの交付経費についてですが、これについては、全て国庫負担なのか、あるいは市持ち出しがあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、交付先についてはどうなるのか。

それから、各施設入居者等について、どのような手続になるのか。

全て個人宛てになるのか。

それから、シルバー人材センターの補助金ですが、これは何のために支出予算を組んだのか。

それから、多面的機能負担金の具体的事業について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 個人番号カード交付経費は、国庫補助の対象であります。

個人番号カード交付事務費の交付先は、岩出市であります。

各施設入居者はどうなるのかにつきましては、ひとり暮らしで、長期間、医療機関、施設に入院・入所されている方で、住民票の住所地以外の居所にお住まいの方は、通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を提出いただければ、居所に郵送されます。

4点目の全て個人宛てになるのかにつきましては、世帯主宛てに郵送します。

以上です。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

シルバー人材センターの補助金は何のためにかですが、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第40条の規定に基づき、高齢者の希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成するためのものです。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 多面的機能支払い交付金事業についてですが、地域ぐるみで保全管理活動や施設の老朽化へ対応するため支援を行い、集落を支える体制を強化する事業でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 各施設入居者の取り扱いの問題であります。これは、いわゆる施設に入っておられるDVとか、その他いろいろな事情によって、現住所に入居されてなくて、施設に入っている方、現住所に発送しますと、いろいろな問題点が発生すると言われております。今、ご答弁いただきましたように、通知制度を利用して、そうしていただいたら対応しますよということではありますが、この期限について、その2点について、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、個人宛てということではありますが、世帯宛てということでご答弁がありました。入居した方に、世帯主宛てに送って、各人がそれを受け取るということだと思っております。これは郵送については書留郵便なのか、それとも普通郵便なのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思っております。

それから、多面的機能負担金についてであります。具体的に、例えば、こういう事業ですよということがありましたら、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 各施設の入居者で提出のほうは、9月25日を期限としております。全て個人宛てになるのかの郵送に関しては、簡易書留、転送不要で郵送されます。

以上です。

○井神議長 土木課長。

○田村土木課長 再質疑について、お答えいたします。

多面的機能支払い交付金事業につきましては、農地・水路の草刈りや農道の砂利補充などの保全活動、資源の保全管理のための推進活動、水路の目地詰めや植栽活動などの農村環境の保全のために活動、水路の更新や農道舗装の補修、農地や水路等の施設の長寿命化のために活動している支援でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 通知制度に関してであります。今、ご答弁いただきましたように、9月25日までですよね。もう既に、きょうが4日ですから、あと20日間ぐらいしかないんですよ。これについて、マイナンバー制度そのものが市民にも認知されておられませんし、多くの方がどういう内容なのかも知らない。もちろん通知制度も知らないという状況にあります。これは広報として、どのような形で今までされてきたのか。25日までの間に届け出してくださいよということでしょうけども、この広報について、どういう手段で取り組まれたのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再々質疑にお答えします。

本市の対応としまして、8月25日に岩出市内の施設宛てに、事前に電話連絡をし、チラシと通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書を入れて郵送しております。また、市の広報紙やウェブサイトにも掲載しております。現在ですけども、5件の申請があります。

以上です。

○井神議長 続きまして、議案第74号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第74号について、質疑をさせていただきます。

岩出市と紀の川市の協議案件であります。この中に適正な地価によりとあります。具体的に書いてありますが、適正な地価というのは、どのような根拠に基づいて適正な地価という判断をするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

議案のご承認をいただいた後に、岩出市と紀の川市で協議を行い、決定してまいります。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 その協議内容については、公開をしていただくということでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

岩出市だけの件でございませぬので、今後、紀の川市と協議してまいりたいと考えてございませぬ。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませぬか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第75号の質疑をお願いしましませぬ。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第75号について、質疑を行います。

これも関連するんでありますが、その中に、第5条、備品等とありますが、どのような備品を想定されてあるのか。

それから、第7条に職員の希望により、両市、いわゆる紀の川市と岩出市で対応するということではありますが、職員の希望ということで、現在、何名の方がこれに該当するのか。対応する方法について、具体的にどのようにされるのか、お聞きをしたいと思ひます。

○井神議長 答弁願ひます。

長寿介護課長。

○福田長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

備品につきましては、白水園で所有する備品一式をいい、居室や事務室等の机や椅子、診療所の医療機器や調理器具などがあります。

次に、職員の希望によりですが、議案のご承認をいただいた後に、地方公務員法の規定に基づき、岩出市と紀の川市で協議してまいります。対象者は6名とお伺ひしております。

○井神議長 再々質疑はありませぬか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 職員にとっては非常に重要な問題でありますので、両市において十分検討していただき、受け入れ体制ができるような方策をとっていただきたいことをお願いして、私の質疑を終わらせていただきます。

答弁は結構です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第66号から議案第75号までの議案10件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号から議案第75号までの議案10件は、お

手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日は終了いたします。

お諮りいたします。次の会議は9月14日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月14日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時40分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 4 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成27年9月14日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第3 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第4 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第70号 市道路線の廃止について
- 日程第7 議案第71号 市道路線の認定について
- 日程第8 議案第72号 動産の取得について
- 日程第9 議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について
- 日程第10 議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について
- 日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第66号から議案第75号までの議案10件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第3号の委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

9月4日の本会議終了後、決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行い、委員長に宮本要代委員、副委員長に福山晴美委員が選出されました。

次に、本日の会議に議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第3号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について～

#### 日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について

○井神議長 日程第2 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件から日程第11 議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件までの議案10件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案10件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正のほか議案3件でありました。

当委員会は、9月7日月曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、以上2議案については、討論はなく、全会一致で、議案第68号所管部分及び議案第73号は可決しました。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で議案第66号及び議案第67号は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正についてでは、マイナンバー法と個人情報保護の違いについて。行政が注意しなくてはならない点及び今後の取り扱いについて、どのように考えているのか。これまで個人情報保護審査会の開催があったのか。また、その内容はについて。

議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、個人番号カードの再交付手数料は800円で、電子証明書は窓口で1,000円支払うことになるが、その仕組みについて。また、その際、800円と200円の領収書の取り扱いはどのようにするのか。カードを再発行した場合、今までと同じ番号になるのかについて。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、マイナンバー制度に関する住民への広報について。また、写真添付等、申請方法について。個人番号通知に当たり、窓口対応、電話対応等の受け入れ体制について、問題は生じてこないか。10月から全国で一斉に番号通知カードが送付されるが、直前に住所の異動がされた場合の取り扱いは。また、後でとりに来られない等、一定期間が過ぎた場合の対応はどのようにするのかについて。

議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、質疑はありませんでした。

以上が総務文教常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いいたします

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、第68号 平成27年



度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分ほか3件でありました。

当委員会は、9月8日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分について、  
議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、  
議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、  
議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について、  
以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、那賀衛生環境整備組合返還金の主な要因と市の見解はについて。シルバー人材センター補助金147万円の必要性と、どのような事業を行っているのかについて。臨時福祉給付金返還金が生じた理由について。また、支給対象者は何名で、資格ある方全員が受け取られたのか。

議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、返還金5,026万2,000円は1年分だけなのか。国、県、支払基金への返還金の内訳はどうなっているか。

議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、白水園民間移移の概略について。第1条、適正な地価に分担割合で価格を支払うとあるが、額の見通しは。第2条、一部の建物を残す理由は。また、紀の川市から跡地の活用方法を聞いているのかについて。

議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議については、第5条、備品について、帰属後どのような形で両市に配分するのか。第7条、職員について、配属先等どのように考えているのかについて。この文面の承継について、紀の川市は今後もかかわるが、岩出市はかかわらないという解釈でいいのかについて。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた主な質疑です。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員議員、演壇でお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

9月4日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分ほか議案3件でありました。

当委員会は、9月9日水曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分、議案第70号 市道路線の廃止について、議案第71号 市道路線の認定について、議案第72号 動産の取得について、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第68号の所管部分、議案第70号及び議案第72号は可決、議案第71号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第2号）の所管部分については、負担金、補助及び交付金の246万9,000円、多面的機能支払交付金事業負担金について、どういう事業が該当するか。また、申請は何件想定しているのか。工事請負費に2,430万円計上されているが、具体的にどういうところに支出するのか。岩出市住宅耐震改修事業費補助金について、申し込み件数と改修した件数は。また、どういうものが改修の案件となるのかについて。

議案第70号 市道路線の廃止については、新しい名称に変える手続をされるのはいつか。また、廃止の処理はどのような手続をするのかについて。

議案第71号 市道路線の認定については、道路沿いにある消火栓ボックスについて、不都合が生じると思うので適当な場所に移動する等、検討する必要性があるのではないか。山崎4・5・6号線の端にある里道の管理は地元になるのか、市が管理するのかについて。

議案第72号 動産の取得については、動産の貸し出しは可能か。また、貸し出しの際の手続は決めているのか。備品購入に当たり、どこに配置をするのか想定されているのか。また、ねごろ歴史資料館の全体的な完成図はあるのかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされました主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第69号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件、議案第70号 市道路線の廃止の件、議案第71号 市道路線の認定の件、議案第72号 動産の取得の件、議案第73号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、議案第74号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議の件、議案第75号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議の件、以上、議案7件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案7件に対する討論を終結いたします。

議案第69号から議案第75号までの議案7件を一括して採決いたします。

この議案7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号、議案第70号及び議案第72号から議案第75号の議案6件は、原案のとおり可決、議案第71号は原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、市來利恵議員。

○市來議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改定は、マイナンバー制度導入に伴い、特定個人情報等にかかわる規定を加えるものです。マイナンバーは、国民一人一人に12桁の番号をつけ、社会保障、税などの情報を国が管理し、行政手続などで活用するものとされております。10月には番号が割り振られ、来年1月から運用開始となり、岩出市でも各証明書の交付から社会保障の手続など、広範にわたってマイナンバーを利用管理することになります。今、マイナンバー制度そのものに、多くの国民や事業所から不安や疑問が寄せられています。

反対の第1は、この改正を行っても個人情報の流出、成り済まし犯罪などの懸念が払拭されないからです。マイナンバー制度により、多岐にわたる個人情報が集積

され、情報漏えいのリスクが高まります。全ての人が自己情報を適切に保護、管理できる保障はありません。

また、民間事業者も従業員等のマイナンバーを扱うこととなりますが、法人企業の約9割、366万社が中小企業です。これら事業所全てが番号を適正に管理することができるのでしょうか。情報漏えいを防ぐ完全なシステム構築は不可能です。日本年金機構が不正アクセスを受け、125万人もの個人情報を出したことが、それを証明しています。集積された個人情報が悪意を持って盗まれ、売買され、不正利用されれば取り返しがつきません。

第2は、マイナンバー導入の狙いが、税の徴収強化や社会保障給付の削減にあることです。国民への管理・監視を強め、所得や資産を掌握することで、税金の徴収強化や社会保険料の負担増をするとともに、社会保障削減の手段にしようとしているのです。預金口座への利用拡大や麻生財務相が社会保障制度を維持するため、負担能力に応じた負担が必要と述べていることから、これは明らかです。

第3は、この制度の問題点の1つに、国、自治体、全ての事業所に重い負担と労力、膨大な資金がかかるということで、特に、中小企業から悲鳴が上がっています。民間事業者もマイナンバーを管理、運用する義務を無償で負うことです。マイナンバーに対応する費用は、事業所の規模によって40万から約100万円かかると推計されています。中小業者も厳しい経営の中で大変な負担をこうむることになります。マイナンバーのためにお金も人もかけられるのは、一部の大企業だけです。マイナンバーは、たくさん問題点があります。問題がありながら、国民にメリットはほとんどありません。年金や福祉の申請で書類をそろえる手間が省けるとの宣伝もありますが、多くの人にとっては、年に1度あるかないかの手続です。

一方で、ネットワーク構築には、初期費用3,000億円、維持費に年300億円かかるとされており、これらは全て国民負担です。内容を知っている国民は、政府の行った調査でも28%しかおらず、7割の国民がよく理解しないまま、情報流出リスクを高め、憲法が保障する基本的人権の侵害にも直結しかねないこの制度を導入すべきではありません。

マイナンバー制度は、行政や国、地方自治体には多大な負担を求めながら、国民や中小企業にはほとんど恩恵がない制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料など徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度として、日本共産党は反対を表明している立場から、この議案については反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、岩出市が保有することとなる個人番号が付された個人情報について、従来の個人情報よりも厳格な取り扱いを行うことが必要となることから、個人情報保護条例の一部改正を行うものであります。

よって、私は本議案に賛成といたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 岩出市個人情報保護条例の一部改正について、私は反対の討論を行います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に対処する岩出市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場から討論をします。

まず、マイナンバー法は、赤ちゃんからお年寄りまで全国民に、原則、生涯変えられない12桁の番号をつけ、また、企業や官公庁にも13桁の法人番号が割り当てられるものです。市の説明では、マイナンバー制度とは、住民票を有する全ての方に12桁の番号、個人番号を付番して、社会保障・税・災害対策の分野で活用することで、行政の効率性や透明性を高め、公平・公正な社会を実現するための制度ですと言っております。

しかし、これは国の言い分をうのみにしたもので、本来の目的を覆い隠すものでしかありません。マイナンバー制度とは、国民の基本的な人権であるプライバシー権を根底から覆し、国民を徹底して管理するなど、百害あって一利なしと言っていいほどのものであり、到底賛成はできません。

以下、反対の理由を述べ、皆さんの賛同をいただきたいと思います。

まず第1点は、国による個人情報が一元管理され、監視・監督されることで、個人情報が、将来にわたって限りなく収集される方向にあるわけであり、その分、国民のプライバシーを侵害することになると言わなければなりません。国家が収集する個人情報は、氏名、住所、年齢、顔写真、家族構成といった基本的なものに加え、給料や保有する不動産やその評価額、かかった医療費や医療機関の金額、年金の保険料や年金額、介護保険の保険料やサービスの利用、生活保護に関する記録、心神喪失の状態や重大な他害行為を行った人の診断や治療、受けた予防接種の時期

や種類、児童手当の支給、日本学生支援機構からの奨学金など、その本人に関するほとんど全てとも言える情報が記録され、マイナンバーの番号だけで、その本人に関するほぼ全ての情報がわかることとなります。

また、情報の活用、蓄積は、来年、2016年は国家公務員の身分証、2017年はクレジットカード、キャッシュカード、診察券のワンカード化、運転免許証、教員免許、学歴証明との一体的なものも拡大する方向です。

現在は強制ではありませんが、カードを持たなければ生活が成り立たなくなり、実質、強制化をたどるのは誰の目にも明らかです。

これは国家による国民へのストーカー行為といってもおかしくありません。本人よりも国家がその人を情報を多く持っている社会は、極めて異様だと言わなければなりません。

2つ目に、マイナンバーで、実質的に国民が総背番号化されれば、人を番号や数字として扱い、仕事、収入、資産等によって、人間を価値として見る風潮が生まれかねません。総背番号化は、人間の奴隷化です。国民が自己情報を自分でコントロールする権限を失い、国から一元管理されることで、人権や尊厳、個人のプライバシーが奪われてしまうというものであります。

3点目は、セキュリティーの脆弱さです。日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万件の個人情報流出した事件は、セキュリティーの脆弱さ、ずさんな管理の実態を浮き彫りにしました。番号を行政機関だけでなく、民間企業なども扱うため、情報漏えいの危険性はより高くなります。ベネッセは4,800万人の個人情報が名簿業者に売却され、被害を受けたのは、推定で4,000万人分に上ることを明らかにしました。

内閣府が先月の29日に発表したインターネットの安全・安心に関する世論調査によれば、日本の企業や政府機関などがサイバー攻撃を受けることの不安があるとの回答は、85.7%に上っていますが、このような官民を問わない情報流出が日常茶飯事であることから、当然の数字だと私は考えております。

4点目は、政府に対する不信感です。アメリカの国家安全保障局（NSA）は、メルケルドイツ首相や主要諸国の指導者35人の携帯電話やメール、個人PCのブラウザの履歴などを盗聴、盗み見していたことが国際報道され、欧米、関係国に揺らぎが生じました。NSAは、日本でも、2006年から2007年に、VIP回線、例えば、内閣府、日銀、経済産業省、三菱商事、三井物産など35回線を盗聴していたことが発覚しました。政府は、このような事態が明らかになっても、強く抗議することは

ありませんでした。

マイナンバー制度によって、全国民の個人情報に蓄積されますが、この情報が他国機関に筒抜けになるかもしれないと心配するのは全くの杞憂なのでしょうか。今の内閣は全く信用できません。

5点目に、共通番号が、世界では問題が多過ぎるとして、採用されていない過去の遺物であるということでもあります。マイナンバー制度と同様に、制度を実施しているのは、韓国やスウェーデンなど、ほんの一部でしかありません。その韓国では、広く民間分野で同じ個人番号が使用され、携帯電話も番号確認で販売されたため、個人番号にひもづいた個人情報が大量に流出する事態になりました。スウェーデンは、高福祉、高負担を担保するため、住民登録情報ばかりか、所得、資産情報も公開されており、日本がそれに倣うことは想定することもできません。

日本と同じ番号制度ではありませんが、民間で広く個人番号が使用されたアメリカでは、7%の世帯で成り済ましなどの被害に遭い、国防総省では独自番号に切りかえ、高齢者医療制度でも個人番号使用をとめる大議論が起きております。G7諸国でマイナンバー同様の官民共通番号制度の国はなく、ドイツやイタリアでは、納税分野に限定した番号制度を導入していることから明らかなように、いわゆる先進国の番号制度ではない選択を日本はしようとしているのであります。

さらに、重大な問題が起きております。2017年4月から消費税10%に引き上げようとしている食料品の軽減税率2%について、マイナンバーカードを持参しないと安くしない、還付しないと云っているのです。正しく悪法に悪乗りして、国民から税金をむしり取るものであります。

悪法も法だからと言われたソクラテスが、無実の罪で裁判にかけられ、ソクラテスは最後まで自分は無罪だと主張してきましたが、最後は死を受け入れました。しかし、ソクラテスは悪法も法だからと受け入れて死んだわけではありません。ソクラテスの弟子であるプラトンが、ソクラテスの弁明で言うように、ソクラテスは自分の流儀、哲学に殉じて死んだわけで、この点、ソクラテスの名誉のために言っておきたいと思うのであります。悪法は、あくまでも悪法であり、これを認めては正義の実現はありません。

よって、マイナンバー法に関する今回の議案について、私は反対といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正についても、マイナンバー制度導入に伴ってかかわる問題として、議案が上がってきております。主な内容につきましては、先ほど66号で述べたとおりでございます。マイナンバー制度は、業者や国、地方自治体には多大な負担を求めながら、国民や中小企業にはほとんど恩恵がない制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度として、この制度自身に問題があると、日本共産党は反対を表明している立場から、この関連する議案についても反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、西野 豊議員。

○西野議員 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

通知カード及び個人カードについては、初回は国からの補助もあり、無料にて交付されますが、それぞれのカードを再発行する際の手数料については、原紙やICカードの購入原価等を考慮するなど、総務省の取り扱いに関する通知があったことから、手数料徴収条例を一部改正するものであります。

以上のことから、私は、議案第67号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第67号に対する討論を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。



本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第68号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、私は反対討論を行います。

さきの議案第66号において反対しましたが、これらの実施に当たり、歳入では通知カード及び個人番号カード再交付手数料、個人番号カード交付事務費補助金、歳出では、超過勤務手当、備品購入費等が計上されております。マイナンバーに係る膨大な経費とIT利権の存在であります。制度導入には約3,000億円が必要と言われ、ランニングコストは年間300億円から400億円と、多額の税金が投入されようとしております。しかも、サイバー攻撃などから完全に防御しようと思えば、その費用は数兆円に上ると言われております。

また、国は地方自治体に実施に係る補助金を十分出さず、多額の持ち出しを押しつけております。これは住基ネットと同様であり、納得できるものではありません。

さらに、自治体の財政面だけでも、本市職員を含め自治体職員に、導入や運用など過大な負担を強いていることも指摘しておきたいと思っております。

先日の読売新聞に、マイナンバー1兆円商戦として、情報関連会社の期待が広がるとありました。これまた、政官財のIT利権が背景にあるのは明らかです。しかも、住基ネットでも、地方公共団体の情報処理を行っている財団法人地方自治情報センターが、マイナンバー制度の導入をきっかけに、機構やJ-LIS(ジェイリス)と呼ばれる地方公共団体情報システム機構に変わります。これは旧自治省出身者の天下り機関です。マイナンバーはIT利権村が国民を食い物にする制度でもあります。

また、公明党との約束だった軽減税率導入を面倒くさいの一言で片づけ、政党間の約束をほごにして、マイナンバーカードを提示すれば還元すると、上限1人4,000人から5,000円までとの案が浮上をしております。その上、マイナンバーカードで買い物をしたデータを保存するため、軽減ポイントを蓄積センター(仮称)なる天下りシステムまでつくろうとしているのであります。これらのシステムには

3,000億円投入するというものであります。国民の血税を何とと思っているのか、怒り心頭であります。

よって、私はこの補正予算に対して反対をいたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論、玉田隆紀議員。

○玉田議員 私は、本議案に対し賛成の立場で討論をいたします。

一般会計補正予算（第2号）について、歳入においては、事業の補助採択などに伴う国、県支出金のほか、一部事務組合の前年度負担金精算による返還金などの補正を行うもので、また、歳出では、市税、過年度還付金のほか、国、県による事業の補助採択に伴う事業費、前年度事業の精算による返還金など、やむを得ないものみの計上となっており、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第68号に対する討論を終結いたします。

議案第68号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

○井神議長 日程第12 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号、議会運営委員長、吉本勸曜議員、演壇のほうでお願いします。

○吉本議員 発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年9月14日

（提出者）議会運営委員会 委員長 吉本勸曜

本文の朗読につきましては省略させていただき、趣旨説明をさせていただきます。

近年の男女共同参画の状況に鑑み、地方議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、標準市議会会議規則の一部が改正され、女性議員が出産を理由に欠席できる規定が明記されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

何とぞご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○井神議長 ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

発議第3号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第3号 岩出市議会会議規則の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第3号に対する討論を終結いたします。

発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議員派遣について

○井神議長 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、

その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第14 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は9月16日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は9月16日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会

(10時10分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成27年9月16日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○井神議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、山本重信議員、11番、吉本勸曜議員、2番、宮本要代議員、10番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、16番、尾和弘一議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番、7番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員 7番議席の山本です。議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問を2点にわたってさせていただきます。

1点目が岩出市の歴史資料作成について、2点目が各審議会の開催について、2点を質問いたします。

まず1点目、岩出市の歴史資料作成について質問をいたします。

現在の岩出誕生は昭和31年、旧岩出町、山崎村、根来村、上岩出村並びに小倉村の一部、船戸・山崎とが合併し、新制岩出町として、住民1万3,000人余りでスタートしました。その後、皆様ご存じのとおり、現在、住民5万人を超え、単独の岩出市が誕生いたしました。

現在は、戦後70年を迎え、古く郷土の歴史をご存じの皆様が高齢となられ、岩出をひもとき解説できる皆様がごく少数になられてきております。

一方、新しく岩出を郷土として誕生された子供たちがふえ続けております。これらの子供たちや、近年、移り住まわれた方たちのためにも、昔の岩出はどのような形態をしていたのか。岩出の命名はどのようないわれがあるのか。また、暮らしぶりを含めた資料が必要だと考えます。毎年行われている岩出かくばん祭りが、高野山での権力争いの末、現在の根来に移り住まわれたと、事実等が正しく認識させる必要があると考えます。

また、その他、内部的な資料として、郷土の誕生、自然、災害、根来寺、産業、

教育、戦時中の出来事、文化財等々を項目別に申し上げると、数時間必要ですので省略させていただきます。簡単に述べさせていただきます。

近年を見てみますと、各幹線道路がつくられ、高速道路の京奈和道の開通式も、先日、インターチェンジでとり行われました。これが、そのときの写真です。

昔、橋のない時代に渡船で通行されていた紀の川も、間もなく4車線の新岩出橋が形成されます。このように大きく変貌してきております。また、先年、根来にて発生した土砂崩れにより、中央構造線地震による断層ずれが発見され、大学教授の解析が行われ、資料として作成され、現在、学校授業として有効に活用されております。

また、昔からの民話や子守歌、言い伝え、戦争体験等の資料が少なく、県立図書館にも、岩出図書館にもほとんどありません。この絵が、岩出図書館の岩出コーナーの部分は、これ1個です。これしか資料的には残っておりません。早急に、個人宅や古書店等で見つけ次第、保存がぜひとも必要だと考えます。

また、これらの出来事をご存じの高齢者の方たちが元気でおられるうちに、岩出市の歴史資料として作成し、また学校でも役立ててほしいし、後世にも残すべきだと考えます。

そこで質問です。

1点目、岩出市の過去から現在、未来にわたる歴史資料を作成すべきだと考えます。

2点目、岩出の民話等の現存する資料を早急に個人宅や古書店等でそろえ、後世に伝えるべきだと考えます。

3点目、地方の言い伝えや慣習、また、子守歌等を聞き取り保存すべきだと考えます。

以上3点、答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

山本議員一般質問の1番の1点目、「岩出市の過去から現在、未来にわたる歴史資料を早急に作成すべきだと考えます。」に、お答えします。

本市の発祥は古く、縄文時代より幾多の変遷を経て今日に至り、その長い歴史の中で大きく変わってきました。この変遷を取りまとめた代表的な歴史資料としては、昭和51年に刊行した岩出町史がありますが、以後、新たな市史などの歴史資料は刊

行されていません。岩出町史が刊行されてから既に40年近くの歳月が過ぎました。平成18年4月には、住民の待望であった単独での市制施行が実現しています。この間、岩出市は大きく発展してきました。

幹線道路の整備に伴い、多くの量販店等が進出するとともに、人口も約2.5倍に増加するなど、飛躍的な発展を遂げてまいりました。市制施行10周年を迎えようとしているこの時期に、議員ご指摘の歴史資料を作成することは、大変重要な意義があるものと認識しています。こうしたことから、教育委員会、生涯学習課、岩出図書館において、まずは資料の収集等を中心に取り組みを始めています。

次に、2点目の「岩出の民話等の現存する資料を早急に古書店等でそろえ、後世に伝えるべき」について、お答えします。

岩出図書館では、開館以来、民話に限らず、新刊の郷土資料はもちろんのこと、過去に出版された郷土資料についても収集してまいりました。過去に出版された郷土資料に関しては、現在、流通していないものが多くあるため、市広報などにより、郷土資料の寄贈を広く市民の皆様と呼びかけるとともに、和歌山県立図書館等から郷土資料に関する情報収集を行い、古書店等から購入するなど、さらなる郷土資料の充実を図ってまいります。

次に、3点目の「地方の言い伝えや慣習、また、子守歌等を聞き取り保存すべき」にお答えします。

当地域には、古くから語り継がれてきた伝説や民話などの伝承文化があり、子守歌では、「根来の子守唄」が今日まで歌い継がれてきています。このような伝承文化は、主に口承による語りの文化であります。伝承地域の歴史や風土、特色、文化などとともに、世代を超えて保存すべき大切なものと考えております。地方の伝承文化については、平成5年度から平成12年度にかけて、本市の民俗の基礎資料を得る目的で、市内4地区を対象に、地域に残る古くからの言い伝えや民話、風習や行事など失われつつある暮らしの文化等について聞き取り調査を行い、その成果をまとめております。

「根来の子守唄」については、平成12年にデジタル媒体としてCDを作成し、保存しております。また、教育委員会では、本年度、根来小学校と協働で、児童や保護者を対象に、「根来の子守唄」の歌詞にまつわる民話などの読み聞かせや講座、講演会を企画し、ふるさとに対する理解を深め、伝統文化を尊重する心を養う授業を行っておりますが、これらの成果を広く市内の小中学校にも還元していくこととしております。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員 ありがとうございます。ぜひともいい資料を作成していただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目の質問です。

各審議会の開催について、質問をいたします。

各審議会、たくさんございますが、開催されない審議会があると伺いました。私の知っている岩出市の環境を守る審議会、昨年7月10日、審議委員交代後、1回目が開催されました。そのときのお話では、次回開催は昨年の10月に予定をしています。また、年4回の開催を予定していますとのお話でしたが、ところが、昨年予定されていた10月に開催されませんでした。そればかりか、この大切な審議会、いまだに開催されていません。なぜなのか、私は理解に苦しみます。

環境問題を地球温暖化で見てもみますと、気候変動による生態系の影響、酸性雨問題、現状では大気汚染、水質汚濁、土壌汚染が問題視されています。これらは先進国による大量生産、大量消費、大量廃棄によるものだと考えます。

また、近年では、世界中で異常気象が伝えられ、集中豪雨や台風の発生、同時に竜巻が国内外、頻繁に発生をして大きな被害を出しています。その他、日本でも、地震により原発事故が発生し、深刻な環境汚染を引き起こしています。これらを防止するために、世界で国際環境条約が締結されています。一部紹介しますと、1975年、ラムサール条約、1988年、オゾン層保護ウィーン条約、1997年、京都議定書、2004年、ロッテルダム条約等々の16の枠組みが締結されています。

世界と日本の動きを少し紹介しますと、世界では、ゼロ・ウェイスト、ごみ量をゼロに限りなく近づける政策、取り組みとして、オーストラリア・キャンベラでは、資源ごみの回収システムづくり、ごみの堆肥化の教育プログラムづくり、住民へのごみ政策と状況の定期的報告、日本では徳島県上勝町の2020年までに焼却・埋め立てごみゼロ宣言で取り組まれています。余談ですが、岩出市でも大阪湾に埋め立てを依頼し、現在、埋め立てております。

このように世界規模で取り組みがされている中、岩出市でも、ごみの有料化実施

後のごみ量の推移等で対策を考えていかなければならない大切な時期なのに、重要な会議が開かれぬ。当初3年間で減量目標としていたごみ量の推移がつかめない。再三再四にわたって審議会の開催を申し入れましたが、ことし8月を過ぎても開催されません。実に14カ月開催されていません。なぜ開催されないのか、私には理解できませんし、同時に不思議でなりません。

岩出市の環境を守る審議会条例の附則の部分の中に、この豊かな自然と共生する住環境が市の魅力となり、多くの人が集い、活力あふれるまち、ふれあいのまちを築き、私たちに安らぎや潤いを与えるもので、これらを良好な環境として保全し、育てることが私どもの使命であるとされております。

また、運営に関する規則では、第2条で、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議をする。内容は、良好な環境の保全に関する基本的事項に関すること、また同じく、講ずる施策に関すること。2項では、市長に意見を述べるができるようになっております。このように諮問を受けたときだけでなく、市長に意見を申し上げることも記されております。これもできません。

このような大切な会議、何度申し入れても開かれぬ。生活環境課、ごみ袋の配布課ではないはずで。

一方、市では、現在、国体に向けて、活動で話題が沸騰しております。国体成功のため、私もボランティアで参加しておりますが、考えてみてください。この国体、数十年に一度の一過性の行事です。成功させれば、それで終わりです。

ところが、環境問題では、現在、火山の噴火や集中豪雨の堤防決壊による重大災害が発生しております。「賢者は歴史に学ぶ」の言葉のように、過去も現在も未来永劫、気の抜くことのできない大きな課題だと考えます。

現在のように、開催する必要のない審議会なら、条例改正して廃止すべきです。

そこで質問です。

各審議会の開催について。

1点目、各審議会がございすが、各審議会の年度開催予定回数と実回数、開催する理由とその根拠をお聞かせください。また、開催されない場合、理由等があればお聞かせください。

2点目、岩出市の環境を守る審議会は、なぜ14カ月も開かれぬのか。言いわけは結構ですので、理由があれば聞かせてください。

以上2点、答弁願います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

1点目、各審議会の開催につきまして、各部局のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、市長公室ですけれども、市長公室では、岩出市名誉市民審議会、それから岩出市長期総合計画審議会を担当してございます。

名誉市民の審議会の開催につきましては、推薦決定の審議が終了するまでということをごさいますして、前は町制の時代でありました、名誉町民ということをごさいますしたが、これについては、平成9年の2月24日に開催しまして、翌日に答申をさせていただきますので、回数は1回でございました。

それから、長期総合計画審議会につきましては、長期総合計画の策定についての調査及び審議を行うもので、基本構想部分と基本計画部分に分けて審議をいただくため、回数は、素案の策定まで5回程度ということをごさいます。

それから、担当課としましては、目的を達成するため、計画性を持って取り組んでおりますが、審議会を運営していくには、事前の準備がどこまでできるのか、また委員さんとのコミュニケーションということですので、スムーズに運営できるような調整も必要だと考えてございます。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 次に、総務部所管の関係でございませう。

総務部所管では、岩出市特別職報酬等審議会がございまして、開催の予定回数については、年2回程度でございませう。平成26年度は2回開催いたしました。開催する理由と根拠につきましては、特別職等の報酬額が適切であるかを審議していただき、市民の意見を報酬に反映するため、開催するものでございませう。特別職等の報酬額を改正するに当たり、より公正を期する必要があるため、第三者機関の意見をいただいております。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございませう。

事業部の都市計画課で所管している審議会について、お答えします。

岩出市都市計画審議会条例に基づき設置されている岩出市都市計画審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画の方針や都市施設の計画決定などについて審議していただくために、定期的にではなく、随時開催しております。

○井神議長 上下水道局長。

○中井上下水道局長 山本議員ご質問にお答えいたします。

上下水道局所管の審議会は、岩出市公共下水道事業運営審議会と岩出市上水道事業運営審議会がございます。

まず、岩出市公共下水道事業運営審議会の実回数についてですが、年度ごとに異なりますが、年3回から9回開催しております。

岩出市上水道事業運営審議会は、今年度、4回の開催を予定いたしております。

いずれの審議会も市長の諮問に応じて開催するものであり、事業の進め方や料金体系などについて、今後の市の進むべき方向性を審議いただき、安定した経営と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 おはようございます。

山本議員ご質問の2番目の1点目と2点目について、一括してお答えします。

岩出市の環境を守る審議会の平成26年度における会議開催予定回数は4回、実回数は2回となっております。

会議の開催については、平成13年度に岩出市の環境を守る条例及び岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則が施行され、会議の開催回数の定めはありませんが、必要に応じて会議を開催してまいりました。平成13年度以降、会議の開催した年度の状況を見ますと、開催の少ない年度では年1回、多い年度では年4回開催しているところです。

主な案件といたしましては、一般廃棄物処理基本計画、岩出クリーンセンター建設事業、ごみ減量化、地球温暖化対策及び家庭系可燃ごみの有料化事業となっております。近年の案件は、家庭系可燃ごみの有料化事業が主となっております。

審議会の会議を14カ月間開催しなかったことについて、平成26年7月の審議会において、今後の審議会についてを議題とし、平成26年10月開催を含め、あと2回の会議の開催予定を報告いたしました。開催しなかった理由については、10月開催予定の審議会では、一般廃棄物ごみ処理基本計画中間見直しの方向性についてを議題として、小型家電リサイクルシステム構築実証事業及び生ごみ水切り堆肥化モニター事業の検証の結果報告とあわせてご審議いただくことを計画しましたが、資料収集及び審議会資料の作成が進まず、一般廃棄物ごみ処理基本計画中間見直しを審議会に諮問できる内容に至っていないと判断し、会議の開催をおくられたところ。その後の開催について、時期を逸し、年度末を迎えるに至りました。

今年度早々に会議の開催を計画いたしました。家庭系可燃ごみの有料化事業が6月末で3年を迎えることから、家庭系可燃ごみ有料化事業に関する3カ年報告案と小型家電リサイクルシステム構築実証事業及び生ごみ水切り堆肥化モニター事業の検証結果報告をあわせて検証することで、総合的に審議が行えると考え、現在に至っているものです。

このたび、平成24年7月から平成27年6月までの数値等をまとめ、家庭系可燃ごみ有料化事業に関する3カ年報告案を作成しましたので、9月25日に今年度第1回の会議を開催させていただきます。

なお、10月以降の平成27年度の会議の開催については、あと2回を予定しております。今後は、条例及び規則に基づき、必要に応じて随時開催するよう努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 ただいま答弁をいただきましたが、私が考えますのは、このような審議会、1つの担当部署だけが考えるのではなく、委員皆様がそれぞれの立場で、知恵をお持ちですので、皆様のご意見を伺い、また出し合い、一緒に考えるべきだと思います。

以前、ダイオキシン問題が発生したときに、私たち委員は大いに力になったと思っております。誤解のないように申し上げておきますが、このダイオキシン問題、国の基準は達成しているが、岩出市の基準を達成していなかった問題です。このような問題等々でも、私たち委員は問題解決に大きく貢献してきたと思っております。

国会では、集団的自衛権問題、解釈改憲で乗り切ろうとしておりますが、私たちは、今回の問題、「覆水盆に返らず」のことわざもございしますが、一度白紙に戻して、会長の選出から始めなければなりません。今後、委員皆様に知恵を出し合い、進めていただきたいと思います。

私は、この環境問題、市役所の各部署の中で不要な部署はありませんが、その中でも生活環境課、最重要部署だと思っております。

詩人の良寛の詩に、「散る桜残る桜も散る桜」の詩がございしますが、この桜のように散らしてはいけません。今後ますます重要な環境問題です。まず会議を開かないと前に進みませんので、早急に開いてほしいと考えています。

最後の今後の方針等を含めたご見解があれば伺います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

山本議員再質問にお答えいたします。

環境問題は市民生活に関係が深く、よりよい生活環境を確保していく上で、委員の皆様方のご意見をいただくことは重要なことであると十分認識してございます。会議の開催につきましては、審議会は、先ほどの答弁にもありましたが、諮問機関であるとともに、会として提言できる性格のものでございます。今後は定例的な開催、また必要に応じての随時開催を含めて検討し、今回のようなことが起こらないように徹底していきたいと思っております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで山本重信議員の2番目の質問を終わります。

以上で、山本重信議員の一般質問を終わります。

通告2番目、11番、吉本勸曜議員、発言席から質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、11番、吉本勸曜、一般質問をさせていただきます。

堀口プールの事故についてということで、一般質問をさせていただきます。

今回の議会は、国体を控えた議会であることから、国体に集中しなければならない職員さんの負担も考え、会期を前倒しという経緯があり、私としては一般質問は控えようと考えていたところではありますが、8月31日の議会開会日において、平松教育長から、岩出市民プールで発生した事故についての報告がありました。事故に遭われた子供さんの一日も早い回復を願うばかりではありますが、市議会議員としても看過できない問題でありますので、この問題だけを取り上げて、一般質問をさせていただきます。

今回の市の施設での事故は重大な問題であり、二度と発生させてはいけないことは言うまでもありません。不幸にも起こってしまった事故ではありますが、なぜ今回のような事故が発生したのか、事前に防げなかったのか、原因はどこにあったのか等、原因を究明するとともに、できる対応策を全て講じて、今後の運営をより安全・安心なものにしていかなければなりません。

今回はそういった視点に立って、3点質問をさせていただきます。

まず1点目に、事故発生時の状況と対応について明らかにしたいと思います。

まず、事故発生当日の来場者は何人ぐらいあったのか、把握していると思いますので、お答えください。

次に、事故に遭われた児童はどういった行動をとっていたのか、把握できている部分で結構ですので、お答えください。

また、事故の発生を確認した段階で、どのような対応をしたのかであります。当然、プールから引き上げた後、人工呼吸等の応急処置をしているものと考えますが、現場でのどのような対応をしたのか、お答えください。

さらに、当日はドクターヘリが来ていたということではありますが、消防署や警察署への連絡について、どのようなタイミングで通報したのか等、事故発生から病院に搬送されるまでの状況や対応の経過について、時系列でお答えください。

また、病院では集中治療室で治療が続けられているということではありますが、親御さんや家族の方々は眠れない日が続いていることと思います。そんな状況の中で、ご家族に対して、対応はどのようにされてきたのかをお聞きいたします。

次に、2点目、運営状況と安全管理対策について、お尋ねいたします。

市民プールは、児童生徒の夏休み期間を中心に、市民の皆さんに親しまれ、毎年多くの方が泳ぎに来られています。多くの不特定多数の方が来られる施設として、毎日の運営は大変なものと思いますが、こういった施設に求められることは、みんながけがも事故もなく、安全・安心に泳げることであります。楽しいプールも1つ間違えば命にかかわる事故と隣り合わせであることを認識した上で、安全管理には十分な対応が必要であることは言うまでもありません。

市職員だけでなく、管理人及び監視員を配置し、事故の未然防止に努めていることと思います。しかし、水の怖さを知らない子供たち、予測することができない行動をとる子供たちを完璧に事故から守っていくということも難しいことであると思いますが、現状の市民プールにおける監視体制はどうなっているのか、何人体制で監視しているのか、また、監視員の業務とは監視するだけなのか、ほかにどのような業務を担当しているのか、お答えください。

また、監視員の方に対しては、監視をするに当たって、指導といいますか、教育が必要と思いますが、安全対策面も含めて、監視員への指導、教育はどのようにしているのか、お答えください。

それから、先日の教育長の報告にもありましたが、大きいプールは小学校3年生

以下の子供は保護者とともに入るよう、看板や放送で呼びかけているとのことでしたが、保護者の方々が本当にこのことを認識しているのかどうか疑問であります。そこで、どのような看板を設置しているのか、また、放送はどのような頻度で行っているのか、お答えください。

今お聞きしたことは事前の安全対策、いわゆる、リスク管理ができていくということをお聞きしたわけですが、施設の運営において、効率的に安全を確保していくための安全管理マニュアル、また事故が発生した場合は命にかかわることもありますので、人工呼吸やAEDの操作等、また今回のように、事故者の家族に対する対応についても、しっかりとした対応が必要でありますので、事故発生後の対応マニュアルも必要と考えますが、こういったマニュアルは既に作成されているのか、お聞きします。

最後に、3点目、管理者としての責任と今後の対応について質問いたします。

市町村は公共サービスを提供するため、プールだけでなく、さまざまな公共施設を設置し、維持管理・運営していますが、そこでは常に事故が起こる可能性をはらんでいることは言うまでもありませんので、設置管理者として事故の発生に備えて、どのように対応しているかが問われると思います。

2006年7月30日、ふじみ野市の市営プールで、小学校2年生の女児がプールの給排水口に吸い込まれるという死亡事故が発生しましたが、当時のプールの安全管理基準は、省庁によって異なっていたことから、国土交通省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省等で連絡調整会議を立ち上げ、2007年3月29日にプールの安全標準指針を公表しています。

この指針では、プールの安全利用のための施設基準と事故を未然に防ぐ安全管理について明記されています。この指針に基づき、全ての分野での安全の確保には、1つは、施設や設備等が安全に設計あるいは設置されているかという技術的側面、2つ目に、利用者や監視人が注意をして、安全に利用するという人間的側面、3つ目に、安全管理や安全基準、時には法律などの仕組みに相当する組織的側面の3項目がお互いに関連していると言われていています。このことを踏まえ、市民プールの現状はどうか、お聞きいたします。

最後に、これは最も大事なことでありますが、今回の事故の経過から、今後の再発防止という観点から、どのようなことが考えられるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員のご質問、堀口プールの事故についての1点目、事故発生の状況と対応について、お答えいたします。

まず、当日の来場者につきましては、午前11時現在のカウントによりますと、大プールでの遊泳者13名、小プールでの遊泳者22名でありました。

次に、事故に遭われた幼児の行動ですが、午前11時5分から休憩時間までは小プールにいたことは確認できていますが、その後から事故発生までの行動についてはわかりません。

事故発生から病院へ搬送されるまでの状況や対応についてですが、午前11時10分過ぎ、監視員と本児の母親が大プールの南東隅の水中で本児がうつ伏せ状態で浮かんでいるのを発見し、その監視員がすぐさま本児をプールサイドに引き上げ、女性の来場者と胸骨圧迫や人工呼吸を始めています。別の監視員が事務所へ連絡し、事務所から連絡を受けた生涯学習課副課長が、救急車を要請いたしました。また、これと同時に、状況に気づいた小プールの監視員も応急処置に加わるとともに、事務所へ連絡した監視員も応急処置に加わりました。

また、事務所で休憩中の監視員がAEDを持ってきて、使用を試みましたが、AEDからはショックは不要であることと、胸骨圧迫と人工呼吸を指示するメッセージが流れたため、救急車が到着するまでの間、引き続き胸骨圧迫と人工呼吸を行いました。

11時28分ごろ、救急車が堀口プールに到着し、救急隊員が本児の状況を確認した後、ドクターヘリを要請いたしました。間もなく救急車は大宮緑地公園に向け出発し、12時4分ごろ、ドクターヘリは和歌山県立医科大学附属病院に向け離陸しております。

なお、警察へは、救急車が大宮緑地公園に向け出発した後、連絡しています。

ご家族への対応につきましては、誠意を持って対応することを基本とし、教育部次長がドクターヘリの離陸とともに、車で病院に向かい、その後、生涯学習課の職員も病院へ駆けつけ、ご家族の方々とともに、本児の容体を見守りました。

翌日の8月28日は、午前11時ごろから午前11時30分ごろまで、8月29日は、午後2時30分ごろから午後7時ごろまで、8月30日は、午前10時ごろから午後5時ごろまで、職員が病院を訪問していましたが、8月30日にご家族から何かあれば連絡するので、毎日来てくれなくてもいいですよという話があったため、8月31日、本児

の父親との電話連絡のみとしています。しかし、その際にも、父親から、何かあればこちらから連絡しますというお話があったため、それ以降の連絡は待っている状態です。

次に、2点目の運営状況と安全管理対策について、お答えします。

まず、市民プールの監視体制ですが、当日は大プールに監視員2名を、小プールに監視員1名を配置していました。監視員の業務につきましては、1、プール内外の清掃、2、プール場内の監視、3、プール場外の監視、4、水質管理、5、場内放送等を行っています。

監視員への指導・教育につきましては、管理人・監視員説明会において、業務内容や事故等の対応について行っております。来場者への注意喚起の看板や放送につきましては、文部科学省、国土交通省発行のプールの安全標準指針を参考に、市民プールご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しているほか、更衣室入り口には、保護者同伴でない小学生3年生以下のお子様は遊泳できませんという看板を設置しています。

また、プール場内には、大プールの北側と東側には、小学3年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいという看板を初め、ほかにも注意喚起の看板を大小どちらのプールにも設置しています。

さらに、入場者に注意を促すため、禁止事項や危険に対する注意事項など14項目の内容について、休憩時間ごとに放送を流しています。

マニュアルに当たるものとしては、岩出市民プール（堀口・東公園）臨時職員勤務（監視・管理）要領を作成しております。

次に、3点目の管理者責任と今後の対応についてお答えします。

今、ご指摘いただきました3項目につきましては、日ごろの保守点検や注意喚起等、安全確保に努めてきたつもりではありますが、このような事故が起こったということを設置管理者として非常に重く受けとめております。今回の事故をもとに、新たに検証を行っているところであります。再発防止につきましても、現在、なお課題等を検証しているところであり、明らかになった課題に基づき、できるだけ早いうちに取りまとめたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 入場者に利用のルールや注意事項を周知し、守っていただくということ

は、ルールの安全標準指針の中で、プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意、禁止事項、毎日の点検結果等、利用者の見やすい場所に見えやすい大きさを掲示することが望ましいとあります。堀口プールにおける具体的な看板の位置や放送の頻度はお答えいただきましたが、その内容はどんなものであったのか、さらに詳しくお答えください。

また、このことに関連して私からの提案ですが、利用者に注意して利用していただくという面においては、私は小さい子供さんに同伴してくる全ての保護者の方々に、監視員としての役割を担っていただくことを理解していただき、協力していただくことが非常に大事なことであると思っております。監視員と保護者との協働ということを強力に推し進めていただきたいと思いますと思っております。

また、物理的な面から言えば、保護者の方々がどこにいるかであります。スペースの問題もありますが、大プールと小プールの間の部分に保護者の方々が子供たちを見守るスペースが確保できないでしょうか。多くの目で子供たちの動きを監視できる体制づくりも不可欠ではないでしょうか。

今回の事故の発生は、市民プールだけの問題ではなく、スポーツ施設、文化施設等、多くの市民の方が利用する施設を設置運営している教育委員会に対する信頼ということにまで及ぶ問題であると思えます。私は、今回の事件は、市民プールだけのものではなく、全ての施設の問題として捉えなければならぬと考えております。

市民プールの事故については、徹底的な事故の検証を行い、再発防止はもちろんのこと、他の施設においても事故を発生させない運営に生かしていかなければならないと思えます。

そういった意味で、これはプールではありませんけれども、根来の若もの広場のフェンスであります。フェンスの手前にボールの外に出るのを防ぐのか、ネットが張られております。そのネットが人の顔の高さにあるんですね。それが同じネットとフェンスの色でありまして、なかなかそれに気づくのができないというところがあります。私も一度顔を打ったことがありますし、ソフトボールなんかで球を追いかけるときなんか大変危ない状況にあると思えます。せめて地上から一番低いネットのワイヤーの部分だけでも違う色に塗って、確認できやすいような状況にするということも必要ではないかなというふうに思います。

このように放っておいたら、大きな事故につながりかねないものがほかにもあるんじゃないでしょうか。ぜひ確認していただき、対応していただきたいと思います

が、施設面での安全は、管理者として最も基本的な責任であります。施設の安全管理、点検の徹底は、基本中の基本と捉えていただき、定期的な点検はもとより、職員や市民の皆さんからの声を聞き、すぐに対応するという体制の構築も必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の1点目、看板や放送の具体的内容について、お答えします。

まず、看板につきましては、市民プールのご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しています。この看板には、1つ目に、次の項目に該当する方は入場をお断りしますという内容で、医師に遊泳を禁止されている方など4項目、2つ目に、プールの利用制限、ルールという内容で、保護者同伴でない小学3年生以下のお子様は遊泳できませんなど5項目、3つ目に、禁止事項という内容で、プールへの飛び込み及びプールサイドを走る行為など13項目を記載しています。

さらに、更衣室入り口には、保護者同伴できない小学3年生以下のお子様は遊泳できません。保護者1名につき同伴できるお子様は2名まで、水着を着用しない保護者は同伴とは認めませんという看板を設置しています。

プール場内ですが、大プールの北側と東側には3種類の看板、すなわち小学3年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいというもの、プールサイドでの食事・喫煙は禁止ですというもの、飛び込みは禁止です、プールサイドは走らないでくださいというものを掲示しています。

小プールには、大プールに設置しているものと同様、食事・喫煙の禁止の看板と飛び込み禁止、走らないという看板のほかに、小プールは滑ることがありますのでご注意くださいという3種類の看板を南北のフェンスにそれぞれ掲示するとともに、滑り台のそばには、乳幼児の滑り台の使用は保護者同伴の方に限りますという看板を設置しています。

また、1時間ごとに遊泳者体力回復のために、全員プールサイドに上がって休憩していただいております、その際に放送を流しています。具体的な内容といたしましては、プールサイドを走らない、飛び込みは一切禁止などの禁止事項や、小さいお子様連れの方はプールに入られるときは必ず一緒に入水してくださいなど、危険に対する注意喚起など14項目の内容になっています。

次に、議員ご提案の監視員と保護者の協働について、お答えします。

看板や放送により来場者に対し注意喚起や警告を行っていますが、先ほどご指摘されたように、子供たちは思いがけない行動をすることがあります。そういった意味で、議員ご提案の監視員と保護者との協働は重要であると考えておりますので、今後、さらに協働を進めてまいります。

また、プールで保護者の方々が子供たちを見守るスペースの確保につきましては、今後検討してまいります。

次に、他の施設等の安全について、お答えいたします。

他の施設・設備につきましては、学校の遊具等を含め、職員による日ごろの巡回や、安全点検表に基づいた毎月の安全点検、専門業者による定期点検等を実施しております。点検の際に判明した異常については、異常の程度を考慮の上、即座に使用を禁止するもの、改修・修理を行うもの、年次計画的に予算措置を行い、順次改修・修理するもの等に分け、対応しております。

なお、議員ご指摘のフェンスにつきましては早急に確認し、対応するとともに、二度と同様の事故を起こさないという観点から、教育委員会が管理する全ての施設・設備の総点検を指示いたしました。

○井神議長 再々質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 今回の事故が発生しましたプールは教育委員会の所管であり、現在、教育委員会において、さらに詳しい調査をしているということではありますが、ぜひ、今回の事故の経緯や要因等について、その全容を調査・確認し、さまざまな観点から総括的に検討していただきたいと思います。その上で、再発防止については、できるだけ早期に完成させ、万全を期していただきたいと思います。

最後に、市の職員の皆様に申し上げます。市の施設において、不幸な事故は絶対に発生させてはならない。そのためにもっと汗をかいていただきたい。このことを指摘しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたけれども、今回の事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということをお大変重く受けとめております。現在、課題や再発防止策等について検討を進めているところでありますが、二度と同じ事故を繰り返さないようにするため、教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

堀口プールの事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということ、大変重く受け取っております。この事故につきましては、徹底した原因究明を行い、二度と同様の事故が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

市行政を進めるに当たっては、市民の安全をいかにして守ることが非常に重要であります。それは学校を含めた教育施設だけに限られたものではなく、市の公共施設、道路、衛生、保育所など市の全ての部局に及ぶ内容であります。今回の事故を教訓として、さらなる市民の安全確保と事故の未然防止に取り組んでまいります。

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時45分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問を願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日の台風により被害に遭われた関東・北陸の皆さん、また関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

8月30日から9月5日は防災週間であり、9月1日は防災の日でした。この時期は台風や秋雨前線の停滞などによる大雨の被害など多く発生するため、自然災害についての知識を深め、備えを強化して、防災力を高める日であり、週間です。

ことは9月6日の防災訓練は、雨で会場となった小学校体育館で、負傷者の救出方法や蘇生法など訓練を受けました。1年に1回の参加ですが、蘇生法では、昨年の訓練などを思い出すこともあり、何か身につけているような気がしましたが、実際の場面でできるかが心配です。

今議会では、私は防災・防火対策についてお聞きします。

まず、初期消火についてです。

初期消火とは、火災による被害を最小限度に食いとめるための消火活動のことですが、木造家屋では20分前後で燃え尽きると言われ、初期消火が可能なのは天井に火が回るまでと言われていています。初期消火の対応策として消火栓が有効と考えますが、消火栓の設置について、現在、地域別にどのような設置状況になっていますか。また、防火水槽との関係について、どのような考え方をしているのか、方針についてお尋ねします。

次に、岩出市は、消防関係施設等への助成として、区自治会へ補助金を出しています。平成25年度に防火水槽設置の予算が計上されていましたが、平成25年度決算では、地元調整のため事業保留されました。平成27年度にも、この防火水槽設置の予算が計上されています。設置の状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

次に、火災報知機設置義務についてお聞きします。

平成16年6月の消防法改正を受け、火災報知機の設置を義務づけるようになりました。新築住宅には平成18年6月から始まり、既存住宅には、岩出市においては平成20年6月から平成23年6月1日までの間に設置することを条例で定めています。近年、全国的に住宅火災による死者が急増し、65歳を超える高齢者の方が犠牲者の大半を占めています。就寝中に火災に遭遇し、火事に気がつかず逃げおくれることが原因で、犠牲者が発生するケースが増加していることから、住宅火災による犠牲者を減らし、人命を守ることを目的として、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。設置場所は、ふだん就寝に使われる全ての部屋や寝室がある階の階段に設置することとなっています。

市内の量販店で見ますと、住宅用火災警報器は3,000円から1万円まであり、設置を依頼すると2,000円から4,000円かかるそうです。先日の新聞で、敬老の日に警報機をと、総務省消防庁が21日の敬老の日を前に、火災警報器などの防火用品を祖父母らに身近な高齢者へ送るキャンペーンを展開していると報じていました。火災による高齢者の犠牲を減らすのが狙いだそうです。

設置状況は、いいとは言えないようです。いま一度、広報・啓発に取り組み、普及に努められてはと思います。また、購入には家計に響いてきますので、助成が必要であると思いますが、岩出市のこの火災警報器設置の広報・啓発や助成についてのお考えをお聞きします。

2点目は、不登校生徒についてです。

9月1日の新聞では、2014年度に不登校で長期間学校を休んだ県内の小中学生の

割合が全国平均を大きく上回ったことが、文科省の学校基本調査（速報値）でわかりました。昨年度の県内の不登校児童生徒の割合は、小学校は0.53%（全国平均は0.39%）で全国最下位、中学校は3.21%（全国平均が2.76%）で、全国ワースト3位でした。この数字は、和歌山県の数字ですが、岩出市の不登校児童生徒の状況は改善されているのかどうか、お聞きします。

教育現場では、それぞれの子供に寄り添った対応が求められているとも報道されていきました。あわせて、7月、青少年の非行・被害防止全国強調月間に、岩出市青少年育成市民会議が開催した講演会では、国連が、日本の子供の人権の状況について、親子関係において虐待、体罰、暴力が蔓延化し、そのため子供に暴力や万引きといった非行の問題やいじめの問題など、否定的影響が生じていると勧告していると講演の中で話されていきました。また、子供にとって家があるが、子供が生活できる状態の家庭がなく、友人宅など転々とし、学校に行かない子供の事例も挙げられ、紹介もされておりました。

教育現場の先生方は、教科指導に加え、生徒指導、校務分掌の仕事等、大変な激務の中、家庭訪問をされていると思いますが、不登校児童生徒の置かれている家庭環境の把握と、また保護者への支援策は、どのようなお取り組みをなされているのか、お尋ねします。

次に、適応指導教室フレンドに通級している生徒の数は、増加傾向にあると思います。通級生徒の増加に伴って、その対応として、フレンドの教室やご指導してくださる先生方について、今後、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

3点目は、がん検診についてお聞きします。

先日、住民の方から子宮がん検診が変わったのですかと尋ねられました。ホルモン治療を受けているその方は、主治医の指導で、年2回の子宮がん検診を受けることになりました。1回は岩出市の検診、2回目は自己負担で検診を受けようと思っていたそうです。1月に那賀病院で検診を受けたとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診を受け、そのとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診の検診料が無料でした。その後、6月に検診を受けたとき、1月に受けた検診と同じ子宮頸がん検診と体がん検診で、年度が27年に変わっているのも無料と思いましたが、会計で、子宮体がん検診の医療費として、料金が4,000円を超える金額を請求されました。なぜと病院にお聞きすると、この4月から変わりましたと答えられたそうです。

私も、昨年、岩出市の子宮がん検診を那賀病院で受けました。検診のとき、頸がん検診に加え、子宮体がんも診ていただき、そのときは医療費は無料でした。4月

から子宮がん検診は頸がん検診になっております。医者の判断で、子宮頸がん検診に加え、体がん検診が必要となることもあろうかと考えますが、4月から子宮がん検診はどのように変わったのでしょうか。そのことについて、お伺いをいたします。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員ご質問の1番、防災対策についての1点目、初期消火の方法について、お答えいたします。

大きな火災を未然に防ぐには、燃え広がる前の初期消火が最も肝心で、火災が発生した場合、素早く的確な初期消火が要求されます。議員ご質問の消火栓についてであります。市内の設置箇所数は、市内全体で2,674カ所でございます。これは本年4月1日現在です。なお、地域の区分はしてございません。

次に、消火栓と防火水槽についてでございますが、岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準により、消火栓の設置については、その開発区域を包含できるように指導しております。これは直径が150ミリ以上の水道管に取りつけられる場合は120メートルを包含すること、それから75ミリの場合は60メートルを包含することとなっております。また、防火水槽については、開発区域が3,000平方メートル以上の開発については、区域内に1基以上設置するよう指導しています。

次に、2点目の防火水槽について、お答えいたします。

ご質問の防火水槽については、地域整備事業で実施する事業で、下中島地区に設置を予定してございます。事業の保留については、地元からの要望で、設置場所を検討中であり、地元調整が整い次第、設置いたします。

次に、3点目、火災警報器義務化についてでございます。

住宅用火災警報器の設置については、住宅火災による死者が急増していたことを背景として、平成16年6月に消防法の一部が改正され、平成18年6月1日から設置が義務づけられました。市では、毎年、地域防災訓練会場で、啓発パネル展示による啓発を実施しており、また春季と秋季の全国火災予防運動期間に合わせて実施する街頭啓発や市広報紙及びテレビ和歌山のdチャンネル放送で啓発を行っているところです。

ご質問の火災警報器購入に係る助成については、岩出市内の火災警報器設置率は約7割であり、既設置者との均衡を欠くこととなるとともに、自分の家は自分で守

るという意識が大切であることから、その考えはございません。

なお、今後も那賀消防組合と連携を図りながら、未設置世帯への設置と既設置世帯への維持管理の啓発に取り組んでまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員ご質問の2番目の1点目、不登校生徒の家庭環境について、お答えいたします。

まず、本市の不登校児童生徒の状況ですが、平成26年度では、不登校児童数5名、不登校生徒数55名となっており、不登校比率でいいますと、小学校では0.15%で、県平均0.53%、全国平均0.39%に比べて低い状況にあります。

また、中学校は3.18%で、県平均の3.21%に比べると、若干低い比率ですが、全国の2.76%に比べると高い比率となっております。

不登校の児童生徒の中には、子供への虐待やネグレクトなどの家庭環境もあり、児童生徒一人一人に応じた学校復帰への支援が必要であることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童生徒や保護者への支援に努めております。

また、本市では各学校の取り組みをまとめた不登校改善の実践事例集、県作成のリーフレット、不登校を生まない集団づくりなどを活用し、校内研修を実施し、不登校児童生徒の現状の把握と適切な対応を行うとともに、家庭との連携を密にし、学校ぐるみで不登校を生まない集団づくりを積極的に進めております。

続きまして、2点目の適応指導教室につきましては、現在の入室登録者は中学生15名で、そのうち6名がほぼ毎日通っていますが、残りの9名は居場所としての活用でございます。指導者につきましては、指導員2名、補助員2名を雇用しており、現体制で対応可能であると考えますが、教職経験者等で適任のボランティアがいれば、お願いしたいと考えております。

施設面につきましては、教育委員会といたしましても、今後の重要課題と認識してございます。まずは、ほぼ毎日、適応指導教室に通えるようになった子供については、その子の状況に合わせてながら、学校への登校を試みていくことも重要であると考えております。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の3番目、子宮がん検診についてお答えします。

子宮がん検診につきましては、平成26年度までは、国のがん予防重点健康教育及

びがん検診実施のための指針及び県の和歌山県子宮がん検診実施要領に基づき、子宮頸がん検診を基本として、一定の症状を有していたことが判明した方に対しては、医師が説明し、本人が同意した場合は、子宮体がん検診をあわせて無料で実施しておりました。今回、国の指針に基づき、県の実施要領が改正されたことに伴い、本市においても、平成27年度から子宮がん検診を子宮頸がん検診と改称し、子宮体がん検診については、平成27年4月以降、原則として医療として実施するものとするとの国の指針から、保険診療の扱いとさせていただきます。

検診は症状のない方に行うものであり、国の指針においても、子宮体がん検診は一定の症状を有する方に実施する旨、記載されていることから、本市の子宮がん検診としましては、子宮頸がんのみとさせていただいたものであり、市のウェブサイトや広報紙に掲載し、周知しているところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどのご答弁にもありましたが、市が土地開発で、消防水利の設置基準として、消防水利施設は、原則として防火水槽または消火栓とし、事業区域全てが消防水利施設からの経路120メートル以内に包含されているように計画すること。ただし、3消防水利の給水能力基準の3により設置した消火栓については、60メートル以内とするという設置基準がありますが、土地開発でスプリンクラーや防火水槽の設備を備えている施設については、例外ということは認められるのかどうかということをお聞きします。

次に、先ほど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携というふうにご答弁がありました。記憶ではスクールソーシャルワーカーというのは、岩出市では1名だったように思うんですが、不登校生徒の生徒への登校を促す指導は、家庭を巻き込んだ指導となり、家庭環境が複雑化する中で、担任の先生だけでは無理な場合が生じています。教育環境の整備の1つとして、3月議会でもスクールソーシャルワーカーの各校配備をと訴えています。再度、スクールソーシャルワーカーの各校配備について、ご答弁をいただきたいと思っております。

次に、小学生が何名かおられますし、中学生も55名ですか、ご答弁いただきました。このフレンドへの通級に、一般的に保護者が送迎するか、または自転車で通級というふうには伺っていますが、例えば、小学校のお子さんなどで保護者が送れないとか、また、雨のために自転車で行けないというようなときにも、やっぱりフレンド

ドに行きたくても行けないという事情が生じてきます。それで、児童生徒に市内を運行している福祉バスの利用は考えられないかということをお聞きします。

この9月1日の文科省の不登校についての報道があったときに、9月定例県議会の議会の中で、公明党県議団の中 拓哉議員が一般質問をされて、それに対して、知事が大変憂慮すべき事態だと述べておられます。仁坂知事は、調査結果について大変憂慮すべき事態だ。学校は子供たち一人一人が安心して集団生活を送れることが基本で、学校や教職員が協力して、早期の発見と対応が重要だと答え、不登校の要因や背景は複雑で、一人一人異なる支援が要るとも指摘した上で、これという決め手はないが、来年度の新政策の最重要課題として取り上げたいと答えておられます。

岩出市においても、不登校を促すあらゆる取り組みをすべきではないかと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、3点目なのですが、がんの早期発見、早期治療で未然に防ぐということで、先ほどの住民の方は、ご努力をされているというふうに述べられておられました。その方が、なぜ、がん検診をするかといったら、先ほど述べましたように、早期発見・早期治療で、それを自分が努めているんだということがありましたが、この4月からの変更によって、医療分として4,000円を超すお金が要ということがありましたので、広報・啓発に努められておられるようですが、まだご理解をいただいている方もおられますので、再度啓発を行っていただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

宅地開発において、スプリンクラーや防火水槽の設置基準があるが、75ミリ以上の配管の場合に、設置した消火栓について、60メートル以内としている基準を例外は認められないかというご質問でございます。

消防法の規定に基づく消防利水の基準及び岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準で定められているとおり、基準どおりの設置が必要であると、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカーの各校配備の件につきまして、これにつきまして

しては、県教育委員会からの配置となっております。毎年、県教育委員会に対して増員を要望しているところではありますが、非常に重要な役目を担っていただいておりますので、今後も引き続き県教育委員会に対して要望してまいります。

それから、福祉バスの利用等につきましては、不登校の子供というのは、いろいろな事情があります。その中で、時間を決められることで、もうそれだけ動けないという子供もたくさんおります。そういったことで、今のところ、巡回バスの利用については考えてございません。

それから、あらゆる面での不登校対策をとというご質問かと思いますが、平成27年度の学校教育指導方針の中に、重点目標の1つに、この不登校対策というのを掲げて取り組んでございます。具体的には、各学校から毎月5日以上欠席した児童・生徒について、学校の取り組み状況等を報告させ、それを精査した上で、指導の足りない部分については、こういう指導をしていくべきである、そういった指導を教育委員会から各学校にしているほか、福祉部門であったり、民生の方々等、学校も教育委員会も連携して、今、家庭にも切り込む対策をとっているところでございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

今後も引き続き周知啓発に努めてまいります。特に、制度内容等変わっているような場合につきましては、十分内容が行き届くよう、広報となるよう留意していきたいというふうに考えますとともに、また病院に対しましても、その旨、受診者に説明するよう周知していききたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告4番目、10番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。

一般質問の前に、まず先日の大洪水で命を落とされた方のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様が一刻も早く日常の生活に戻れますようご祈念いたします。

それでは、さきの通告に従いまして、3点、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、河川の防災対策についてであります。

かねてより、今中地区、森地区、川尻地区等は、山田川と根来川に挟まれた地域

であり、特に、今中・森・川尻地区は両河川の幅が狭く、地域の住民の方々は、水害に対し強い不安を持たれており、有事に対し、どのような対応が講じられているか、お尋ねいたします。

次に、川の底の件ですが、川の底はコンクリートとそうでないところがあります。コンクリートはどのような効果があつてなされているのか。また、自然生物の観点から、コンクリートでないほうが良好な環境が保たれ、流水速度も速くならないと思いますが、その点をお尋ねいたします。

2点目は、大池公園と周辺環境についてであります。

大池公園は、老若男女の多くの方の憩いの場となり、散歩や遊技等幅広く使われ、その陰ではボランティアの方々によって清掃や草などの伐採等大変なご苦労されて、現在の良好な環境が維持されており、感謝申し上げたいと思います。

そこで、夏場に子供たちがよく球技遊びをする際、熱中症対策として、南側にあるベンチ上に日影となるひさしがあれば等の要望もありますが、対応はできないか、お尋ねいたします。

また、周辺環境についてであります。大池公園の北側に隣接する元ゲートボール場は、現在、草木が繁茂しており、隣の上岩出小学校のネットを越えて、ボールが入った場合、ヘビ等が怖くて中に入れないう等と草木の伐採希望が多く寄せられておりますが、早急に対応はできないか、お尋ねいたします。

3点目は、交通安全対策についてであります。

農免道と市道との交差点で、場所は中迫付近のカラオケスタジオ栄店前で、南北の市道から農免道に右・左折する際、変形な交差点であるため、衝突しそうになり大変危険なため、白線等で交差点の中央に指示線等が必要と思うが、何らかの安全対応はできないか、お尋ねいたします。

以上3点、よろしく申し上げます。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 まず、1点目の河川の防災対策についてですが、議員ご質問の地区の対策として、和歌山県において、根来川の河川改修をしていただいております。川尻地内、木殿橋から根来新橋までの間1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけ、平成24年度には後明橋付近までの約200メートル区間の本工事が完了したところです。

改修工法として、矢板護岸にて施工したところ、振動等により家屋等の工事損失

が発生し、その補償を初め次期改修区間となる後明橋から上流における測量作業を進めていたため、平成24年度から平成26年度までの間、時間と費用が必要となりました。また、後明橋付近より上流の河川改修については、川尻会館付近までの約400メートル区間を、今年度から直接基礎護岸による設計作業に着手しております。

今後は、川尻会館付近から根来新橋までの残区間を含め、早期の完成を目指して事業進捗を図っていくと聞いております。市といたしましても、浸水対策として、根来川の改修が不可欠でありますので、少しでも早く改修できるよう県とともに取り組んでいるところです。

なお、河川改修の予算についても、知事、県議会建設委員長に要望を行っているところです。

次に、川の底のコンクリートは、どのような効果があつてなされているのか、また、自然生物の観点からコンクリートでないほうが良好な環境が保たれ、流水速度も速くならないと思うがについてであります。河川改修において、一般的に、川底は土砂等の自然河床として実施しております。ただし、川底が背後の地盤より高い河川や護岸浸食の激しい河川においては、漏水や浸食防止のため、コンクリートを敷設する場合がありますので、ご理解ください。

次に、2点目の大池公園と周辺環境についてであります。

公園内のベンチ上に、ひさしをつくるなどしてはどうかについてであります。水栖大池公園につきましては、園内東側と大池にかけている橋の中央部の2カ所に、屋根と椅子が一体となった東屋を設置しております。また、公園南側入り口付近には高木を植樹しており、その木陰も利用していただけますので、公園南側にあるベンチにひさしを設置する予定はございません。

次に、大池公園北側のもとゲートボール場の草木の伐採についてであります。この土地の管理者は四ヶ字溜池水栖大池管理委員会となっており、市としましては、「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、草木を伐採するよう、本年5月1日に口頭指導を行っております。

今後につきましても、学校や公園、遊歩道に隣接し、防犯上の問題もありますので、改善が図られるよう、文書による指導やその他の対応策も含めて検討してまいります。

次に、3点目の交通安全対策について、お答えします。

議員ご質問の交差点につきましては、変則交差点であるため、市としましては、これまで部分改良を行っておりますが、用地等の問題から解消には至っておりませ

ん。交差点内の中心点表示等について、岩出警察署交通課と協議を行ったところ、くいちがい交差点の形状から、中心点表示では円滑で安全な通行を確保することは難しいとのことでした。つきましては、南進と北進を交互に青信号にすることにより危険を解消できると考えますので、和歌山県及び公安委員会に信号現示を検討していただけるよう要望してまいります。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の1番目、河川の防災対策についての1点目、今中、森、川尻地区の水害対策についてということで、お答えいたします。

河川が越水や破堤状態になっていないかをパトロールなどにより確認し、危険な状況が迫っていると判断した場合は、住民への避難情報を早目早目に出すとともに、地元水防団、これは消防団を兼ねておるんですけど、中心として、現場の状況に応じた緊急対応、これは排水とか土のう積みとかを指しますけども、行うこととなりますが、住民が常日ごろから防災意識を強く持つことが最大の減災につながりますので、その点の啓発も引き続き行ってまいります。

なお、住民への避難情報等の伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで、伝達すべき地域や時間帯等を考慮し、市内放送等での伝達を初めメール配信サービス、防災行政無線、電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車での広報及び報道機関への放送要請などにより行います。

また、住民の避難につきましては、集落単位で避難が想定され、市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風などの条件により状況が大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行っていただくこととなります。

水害においては、道路幅の広い道路が必ずしも安全とは限らないことから、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認いただくことをお願いしているところで、行政においても、できる限りの協力をさせていただきます。

なお、自助、共助、公助については、常々言われておりますが、その地域の方々に限らず、まず自分の命を守る行動をとること、そして、自分たちの地域は自分たちが守る、市からは、個人、地域の防災力の向上を支援するなどについて周知してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1点お願いいたします。

川底のコンクリートの件ですが、山田川の農免道付近から上流に向けて、川底がコンクリートに、現在なっております。また、段落がついておりますけど、何か深い理由があつてなされているのか、ちょっと教えてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

山田川のコンクリートの敷き張りについては、護岸浸食が激しい箇所では施工していると考えられます。それと、段落ちについては、用水の取水によるものです。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず1つは、地方創生に岩出市はどう臨むのかという点です。

政府は、6月30日、向こう5年間を視野にした経済財政運営と改革の基本方針2015を閣議決定しました。昨年の方針から盛り込まれた地方創生については、今回も引き続き重要課題の1つに位置づけ、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、地方創生基本方針が骨太の方針、政調戦略と同時に閣議決定されています。

これらの方針文書では、新たな政策方向や施策、国と地方をあわせた来年度予算編成の考え方がまとめられ、社会保障と地方行財政などの一層の削減と公的サービスの産業化や民間開放路線を強力に推し進めようとしています。地方の来年度予算編成や自治体で進められている地方版総合戦略の策定にも大きく影響します。

安倍内閣は、この数年、地方交付税制度を徐々に改変し、政府が地方自治体をコントロールする仕組みづくりを強めてきました。2015年度のまち・ひと・しごと創生事業費1兆円のうち5,000億円は、自治体ごとの行革、地域活性化、人口減少対策などの成果を基準に、交付税を配分する仕組みが導入されました。

これは行革などで成果を出せなかった自治体は、交付税が実質的に減らされる仕組みです。政府が、この成果の占める割合を段階的に拡大しようとしていることに

対して、全国町村会からも条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮することと要望も出されております。

骨太の方針で、今後の課題の大きな柱の1つに据えられている地方創生について、政府は、昨年、我が国の少子高齢化の急速な進展に対し、人口減少問題の克服と経済成長力の確保を課題として始めました。

政府の説明によると、政策目標は2060年に1億人程度の人口確保と、2050年代に実質GDP成長率1.5%から2%程度の維持としています。そのために仕事・人の好循環をつくり、好循環を支えるまちを活性化するとされています。国の地方創生に問題はあると考えますが、地方自治体として、地方創生事業を主体的に利用して、住民と地域の利益を増進させることが必要だと考えます。

そこで、まず1つ目に、政府の地方創生における政策意図、市の見解をお聞きしたいと思います。

2つ目に、地方版総合戦略策定体制と組織についてであります。

内閣府地方創生推進室の地方版総合戦略策定のための手引には、幅広い年齢層から成る住民を初め産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、労働団体、金融機関、メディア等で構成する推進組織の重要性が指摘されています。市の構成はどのようになっているのかをお聞きいたします。

3点目は、地方版総合戦略策定期間と進捗状況について。

この策定は、あくまでも努力義務であり、策定しなくてもよい建前となっておりますが、策定しない自治体には、国の地方創生関連の交付金が交付されないことから、策定しないわけにはいきません。策定期間は2015年度末までとなっております。しかし、ことし10月までの早い時期に策定する自治体には、この交付金が1,000万円上乗せ支給することも決めています。各地方は、早期策定に追い立てられます。市町村の場合、都道府県の総合戦略をも勘案するとしていますから、策定に向けての作業は大変です。しかし、5カ年計画となっております。早期に策定することが重要ではなく、中身が重要となります。そこで、策定期間と現在の進捗状況をお聞きいたします。

4点目は、地方人口ビジョンについての考え方であります。

地方版総合戦略は、当該地方自治体の人口動向の分析と人口の将来展望を示す地方人口ビジョンをもとにして策定するよう指示されています。2015年1月、地方人口ビジョンの策定のための手引が出されております。将来推計には、地域の岩出市

の実態分析に基づく慎重な吟味が必要と考えます。自治体が限られた一定の区域内の住民が相互に助け合って営む共同社会である以上は、将来人口の展望が必要です。そこで人口ビジョンについての岩出市の考え方をお聞きいたします。

5点目は、岩出市が目指す「地方創生」について、4つの政策分野についてですが、まち・ひと・しごと創生、地方の活性化対策や人口減少対策などの解決には、産業を形成し、働き盛りの世代が働ける職場を生み出すことで、ローカルアベノミクスの浸透を図ることが必要だとして、地方自治体の取り組みを支援する上で、3つの指標が示されています。

まず、仕事、これは安定した雇用。人は、地方への人の流れ。まちは、人・仕事の好循環を支える活性化。これらが、今後、国が地方自治体に対して、さまざまな形で支援する上での基本的な観点となります。

自治体は、これを踏まえて、4つの政策分野の具体化が求められています。

1つ目は、地方における安定した雇用を創出する。(2) 地方への新しい人の流れをつくる。(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

そこで、岩出市が現段階で考えるこの政策分野への考え方をお聞きいたします。

6点目です。新型交付金の活用についてで、地方版総合戦略の策定に対して、国は情報面、財政面から多様な支援を行っている。今後も各支援策の拡充に取り組んでいくとしています。その上で、稼ぐ力、地域の総合力、民の知見を引き出すことが重要となってくるとして、これらを進めるために新型交付金が創設されます。この活用について、現段階での対象事業等々もあわせて、どのようにしていくのか、お聞きをします。

7点目は、岩出市には、第2次長期総合計画が策定されています。手引では、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としています。いわゆる、総合計画等は各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標、これを設定することとなっておりますが、こうした手法は総合計画等においては義務づけられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は、総合計画等とは別に策定していただきとあります。ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計

画等と総合戦略を1つのものとして策定することは可能であると考えられます。

地方版総合戦略策定と長期総合計画との整合性についても、どのように、今後、策定に向け対応していくのか、市の考えをお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員の地方創生についての一般質問に、一括してお答えをいたします。

地方創生とは、日本創成会議が発表した消滅可能性都市をきっかけとして、人口減少と地域経済の縮小に歯どめをかけ、人口1億人程度を維持するために、総合的かつ計画的に取り組んでいくとするもので、石破地方創生担当大臣は、失敗すればこの国はだめになる。本気で積極的に取り組まない自治体については、人・もの・金の支援は一切しない。目標を立てて達成しなくても誰も責任をとらないようなものは計画ではないとして、地方版総合戦略の策定を指示されています。

岩出市においては、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議のご意見をお伺いしながら、庁内企画会議において、各部局の英知を結集して、本市にふさわしい施策、事業の検討を進める所存でございますが、総合戦略の策定に当たっては、長期総合計画との整合性も重要と認識しておりますので、十分勘案した上で策定してまいります。

交付金につきましては、積極的に活用することは言うまでもありませんが、新型交付金については、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立を前提として、官民協働や地域間連携など、従来の補助金とは違う側面がありますので、そういったことも踏まえた上で、一丸となって取り組んでまいります。

また、計画という意味においては、長期総合計画とは別のものになりますが、基本的には、岩出市のまちづくりをどう進めるかでありますので、整合性は図れるものと考えております。

あとの質問は、市長公室長から答弁させます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 地方創生についての2点目、総合戦略の策定期間と組織、それから3点目、策定期間と進捗状況、4点目、人口ビジョンについての考え方、5点目、岩出市が目指す4つの政策分野について、それぞれお答えいたします。

まず、策定体制と組織についてですが、総合戦略の策定主体となる岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置しておりまして、事務局は市長公室

が担当してございます。

それから、委員構成につきましては、国の指針でございます、産・官・学・金・労・言及び住民という、こういう指針が示されております。産業界では、商工会、観光協会、それから紀の里農協から4名、それから、行政機関では那賀振興局から1名、教育機関では近畿大学生物理工学部、それから、那賀高校、小学校校長会から3名、金融機関では、紀陽銀行から1名、労働団体では連合和歌山、ハローワークから2名、メディア関係ではテレビ和歌山から1名、住民代表ということで、4地区会長、女性会議、老人クラブ連合会から6名、計18名の委員で構成してございます。

それから、策定期期と進捗状況についてですが、策定期期につきましては、平成28年3月までに仕上げたいと考えております。それから、進捗状況ですが、本年6月に1回目の会議を開催してございまして、総合戦略の策定方針、それから、参考資料とするために実施をしますアンケート調査についての説明を行ってございます。このアンケート調査につきましては、人口問題を念頭に、市内の20代から40代の方を対象として、結婚、出産、子育てに関する意識調査、それから、岩出市に転出入された方を対象として、定住・移住に関する意識調査を実施してございます。

それから、人口ビジョンについての考え方ですが、これは議員も質問の中でもおっしゃってございましたけども、内閣府地方創生推進室から、策定のための手引というものが出されてございまして、その中で対象期間としては、平成72年、2060年を基本として、人口の現状分析と将来を展望するに当たっての考え方が示されておりますので、市としては参考にしながら策定してまいりたいと思います。

それから、岩出市が目指す4つの政策分野についてでございますが、総合戦略の策定に当たりましては、議員ご指摘の4項目が基本目標として掲げられてございまして、まちの創生、ひとの創生、しごとの創生を着実に進めていくとされており、自立性と地域性を最大限に生かした施策を展開するとされております。

岩出市として、総合戦略に掲げる施策、事業につきましては、現在、作成作業を進めているところでございます。基本的な考え方としましては、安定した雇用の創出という分野では、若い世代の安定した雇用を生み出せる産業構造の構築のため、経営力の強化と多様な産業の集積を促進するとともに、魅力ある職場づくりや労働市場環境の整備を図るとしております。

新しい人の流れをつくるでは、文化、芸術、スポーツ等の幅広い分野で、市民交流を活性化するとともに、観光資源の発掘、開発により、交流人口の増を目指す

しております。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる分野では、国が示しております出生率1.8程度の水準まで改善するため、それぞれの分野における切れ目のない支援、ワーク・ライフ・バランスの確立等に取り組んでまいります。

それから、最後に、地域づくりと地域連携では、住環境のよさや、交通、買い物等の利便性といった暮らしの重要な要素の充実や、地域防災力の向上を目指すとしてございます。地域連携につきましては、岩出市の周辺市町で広域連携のあり方に関する意見交換会を設置しておりますして、広域連携により取り組む施策・事業についての検討を進めているところでございます。

以上の考え方に基つきまして、総合戦略に掲げる施策・事業については、新型交付金のメニュー、それから、長期総合計画との整合性も勘案しながら、推進会議に諮った上で決定をしてまいりたいと思います。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、策定体制と組織についてお聞きしたいと思うんです。

組織についての答弁がございました。ここで重要と考えるのは、岩出市が住民総参加の視点に立っているかということです。委員会質疑でも、私、伺いましたが、若い世代の方の参加、委員会に参加が要るのではないかと必要性についても伺いましたと思います。というのは、やはり将来的、未来の岩出市の展望を開く鍵として必要ではないかと考えるわけです。新たな住民参加が必要だと思います。

手引にありますように、幅広い年齢層による住民参加ができているのか、住民参加といっても参加が地域の有力団体の代表だけであつたりすれば、一般住民の意見を十分に反映できないだけでなく、住民の中に計画を実行、実践する意欲も責任感も生まれにくい状況になります。

住民参加とは、意思決定過程における民主主義だけでなく、実行、実践における住民の意欲と責任感を引き出すキーマンにもなります。さらに言えば、自分たちで決定し、努力した計画がうまくいかなかった場合、行政の責任にすることなく、自分たちで失敗の原因を考え、もっとよい方法を考える住民になるのではないのでしょうか。こうした過程が、まちづくりには必要な人づくりだと考えております。

岩出市の地域のコミュニティが成り立ちにくいといったこともあり、こうしたまちづくりを考えていく上では、住民参加ということは、大変重要な役割を果たしま

す。こうした点から見て、今現在の市民参加の委員会の点です。新たな参加、また、公募やそうした考えで、市民からの多くの幅広い年齢層の募集をする考えというのはないのか、この点をまず1つ聞きたいと思います。

2つ目に、地方人口ビジョンについての考え方をお聞きいたしました。先ほどは、その人口ビジョン、この部分も参考にしながらやっていくというお話でした。そもそも国というのは、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としています。そして、県の総合戦略を考慮するとありますが、県自体、人口減少が深刻化しており、克服への目標、目指す方向性も示しております。こういった点では、現段階では、岩出市とは若干、国や県との違いがございます。

しかし、総務省が出している将来推計人口では、岩出市の2010年の総人口は5万2,882人、10年前と比べると9.8%の増加、増加率は全国市区町村、2014年4月1日現在、1,741の中で89番目に高い数字となっています。しかし、2010年から2040年までには5.6%減少し、約4万9,900人となる見込みと分析されています。こうしたことから、当然、市として、今から考えなくてはならない問題だと思えます。

最も必要とする人口数値は、地域の将来展望をにらんだ政策的増加人口ですが、推計から算出される政策的増加人口をそのまま使うのではなく、最も検討すべきは、政策的増加人口の実現性を裏づける所得政策と雇用、就業政策や自然環境で、子育て環境を含む地域社会の住みよさの総合力となります。こうした点に立っていただきながら、人口ビジョンについては、先ほど言われました、国が出している手引に基づき、また、この観点では、こうした政策的人口の実効性を、実現性を裏づける政策と雇用という部分からも、ぜひ、一緒に考えていただきたいと思えます。

3つ目は、人口減少対策は、小手先の対策では、地域経済社会構造全体の改革と抜本の見直しが欠かせません。しかし、手引では、一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の基本目標を設定します。それが、先ほど聞いた政策4分野になりますが、具体的に、今の段階では、どうしていくという形での政策的なお答えはございません。国による政策分野ごとの戦略基本目標とは一体どういうことなのか。分野横断的な総合的な基本目標を設定しないということになり、個別政策分野ごとに基本的方向を設定し、そこに具体的政策を盛り込むという方式となります。

しかし、これでは縦割り行政になってしまうことが考えられます。地方自治体は地域住民のための総合行政体であり、仮に中央、国が縦割り行政であっても、これを地域で総合化していかなければなりません。地域の課題、特徴を見きわめて、政策横断的、横とのつながりも重視し、総合的な基本目標と基本方向を明確にする必

要があると考えます。

ぜひ、分析シェアが狭くならないような対策、考えをしっかりと持って取り組んでいていただきたいが、これについてどうか、お聞きをいたします。

4番目に、新型交付金の活用についてです。

短期間の間に、新規事業を求めることは大変難しいというのが現実だと思います。実際、戦略を策定しつつ、課題や成果、また、効果もしっかりと検討しながら進めなくてはならないからです。手引には、全てが新規の施策である必要ではなく、これまでに既に実施されてきている施策であっても、効果が高いものが含まれていても差しさわりありませんと書かれております。

この点に関して、片山元総務大臣が、2015年5月号の世界の対談の中で、自治体の既に実施事業を選び出し、名前を変えて創生事業として期限内に提出し、創生交付金を受ける。それによって浮く、現在実施事業の一般財源を基金にしておき、住民の声を丁寧に反映させる時間を稼ぎ、事業案がまとまったらこの基金を使うという案を述べられております。こうしたことも大いに活用できるのではないかと考えます。

先ほど、交付金については、しっかりと今後考えていくということをおっしゃっておりますが、こうした状況も踏まえて、今、既存の事業もあわせて、しっかりと考えていただきたいと思います。

5点目は、長期総合計画との整合性、聞いてまいりました。この長期総合計画というのは、議会で議決されます。しかし、地方版の総合戦略は、手引の中でも、この議会議決は要件とはなっておりません。手引にあるのは地方版総合戦略の策定段階や効果、検証の段階において、地方議会の十分な審議が行われることが重要としています。これに対して、市はどのように議会に対して、総合戦略、これの対応をとっていくのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

幾つか質問がございましたけど、まず1点目です。

若い方の参加というお話がございました。今回、先ほど申し上げた委員会の構成にしておりますけども、策定するに当たって、当然、若い方の意見を収集するという事で、人口ビジョン策定に当たっては、若い方を対象にしたアンケート調査を実施するという事になってございまして、先ほど申し上げましたように、20代か

ら40代の方の結婚等に対する考え方、それから、定住・移住に対する考え方をアンケート調査によって行ってございます。

それから、素案策定後はパブリックコメントをしたいというふうに考えておりますので、素案策定後は、市民の若い方にこだわらず、市民の皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

それから、今後の委員構成における公募の考え方ということですが、6月に第1回目の会議を行いまして、平成28年3月までに策定ということですので、現在、これから委員を公募するということは合理的ではないと思っておりますので、考えておりません。

それから、人口ビジョンについてです。いろいろとおっしゃってございましたけども、国の方針は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考にすることが前提にされておまして、岩出市の場合は、人口問題研究所の推計によりますと、平成37年に減少傾向に入るであろうと、このように推計をされております。

結局、総合戦略を策定する最大の目的というのは、人口減少をいかに抑えていくかということになりますので、人口問題研究所のあとを受けて、2060年までの人口について、どういう状況を目的として保っていけるか、それに対して、岩出市としてどういう施策に取り組んでいくか、そういうことを考えていくということで、今回の総合戦略は最初の5年分ということですが、当然、人口ビジョンに掲げる目標人口を達成するために施策を考えていくと、こういうことになると思います。

それから、施策の話ですが、基本的に総合戦略は1つの省庁で対応できないまちづくりの課題、こういったものが、今、物すごく出てきていると、こういうことで1つの政策パッケージというんですかね、そういうことで総合戦略を考えていると思っております。

政策事業に進め方ということについては、議員もおっしゃってましたけど、KPI方式といいまして、政策目標を掲げた上で、数字を追っていくというような形になってくると思っておりますけども、当然、総合戦略の中ではアクションプランの中で上げていくことになるというふうに考えております。また、逆に言いますと、それをやっていかないと、新型交付金については難しいということですので、当然、総合戦略の中へは入れていくということですのでございます。

それから、長計との整合性という話の中で、長計の基本構想部分は議会の議決をしているが、総合戦略についてはということですが、素案策定後は、議員の皆様方に対して説明は行わさせていただきます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 新型交付金についてでございますけど、既存事業も対応できるのか、活用してはどうかということでございます。今、通知来ております対象事業についてですけど、議員おっしゃられたようなこともあります。いわゆる、官民協働や地域間連携の促進、それから、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保、育成等の観点で先駆性のある取り組み、それから、地方みずからが既存事業の隘路を発見し打開する取り組みなどということで、地方創生に密着する公共事業なども対象とされているところであります。

したがって、市プランの作成後、それを踏まえて交付金の活用をしてみたいと、このように考えています。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 それでは、2番目の質問を行わせていただきます。

子供の医療費助成についてでございます。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断を。

子ども医療費助成制度においては、これまでも何度も取り上げさせていただきました。医療費助成は、この8月から一歩前進し、中学卒業まで、入院は無料、通院は1割負担となりました。しかし、市民の願いは、中学校卒業まで通院も無料にしてほしいという願いです。この思いに応えるため、来年度からの実施の決断を市長にお聞きをしたいと思っております。

2つ目は、来年度の財政について。

今年度は、地方創生先行型交付金も活用され、実施されております。全国でも、この新交付金を活用して、医療費助成に取り組む自治体があると、日本経済新聞紙

面にもございました。4月16日の衆議院総務委員会でも、担当者がこの時点での把握であります。74自治体あると答弁しております。

来年度の財政についてです。こうした交付金の活用ができるのか、またどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

3点目は、ペナルティーについてでございます。

国は地方自治体が医療費助成として独自に窓口負担の軽減、いわゆる、現物支給を実施した場合、地方単独事業のために全体の医療費がかさむのだから、医療費の波及増分については、地方自治体が負担するものとして、国庫の公平な配分という観点から、減額調整の措置をとってきています。一旦、窓口で自己負担分を払い、後で申請し、還付を受ける償還払い制度での医療費助成実施の場合は、減額調整されません。

岩出市の場合は、これまでの部分では減額調整の対応がされております。その一方、小学生から中学卒業までの通院については、窓口で一旦支払う償還払い制度ですので、減額調整の対象とはなりません。

この2つのパターンで制度を実施されておりますが、まず、ここでお聞きしたいのは、地方創生先行型交付金を活用し、窓口無料化した場合、ペナルティー、減額調整をされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

4点目は、現制度の問題点であります。

8月から子ども医療費助成制度が変更となりました。変更後、市民の方からいろいろな疑問の声や質問、さまざまな意見が寄せられております。制度変更されて間がないためか、戸惑うこともあり、その声を紹介したいと思います。

まず、多かったのは、医療機関で受診をしたが、領収書を持ったままになっているけど、どうすればいいのか。申請方法、申請書の有無、申請書用紙の入手先、これがわからないとの声です。子ども医療費受給資格登録の申請書の提出することも把握できていない場合もありました。受給登録申請書は、7月末までと一定期間を設けてありました。対象者4,555人に対し、該当者に送付されております。8月20日現在、3,200人が提出されたと伺っております。残り1,300人ほどがまだ提出されておられません。

そして、いろいろな意見を聞く中でわかったことですが、小児科など受診では、大概院内で投薬などの薬は処方され、それも含めた領収書が発行をされます。だから、その領収書が払い戻しの対象となることはわかります。ところが、院外薬局対応しているところでは、病院では受診料のみの領収書となっているため、院外薬局

の領収書は医療費に含まれない、払い戻しの対象となっていないという認識が市民の中にあるということがわかってきました。申請書をもっと簡単に入手できるようにしてほしい。病院から何の説明もない。結局、一旦窓口で負担するため、お金がなかったら受診ができない。申請書の提出に市役所に足を運ばないといけない。郵送するにもお金と手間がかかるなどの意見が出されております。

この制度を導入されるに当たっては、職員の方は1軒1軒、医療機関、医療関係機関に足を運び、また、薬局などにも説明や申請書の配置などをお願いされて、ご苦労されております。

また、申請の流れとしても、市民がわかるようにしっかりと手続方法の基本的な流れとして、こういったものもつけていただき、市民の方に送付がされております。しかし、まだまだ制度への市民の理解は深まっておらず、償還払いという制度そのものが市民にも、そして職員にも負担となっているのではないか。こうした現状をどのように捉えているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、子ども医療費助成についての1点目にお答えいたします。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断をとということでございますが、本市の子ども医療費助成事業は、子育て支援施策の1つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子どもの健康保持・増進を図ることを目的に実施しているものでございます。

高額な医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましては、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましては、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対し、子育てする立場において細心の注意・指導・関心を持っていただくことが大切であり、こうした役割が少しでも機能することを願って、また将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に事業運営していくことなどを総合的に勘案し、一部自己負担を支払っていただくことにしたものでありますので、ご理解願います。

それから、2点目の来年度の財政についてでございますが、平成28年度以降は、地方が策定した、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づく事業について、新型交付金が創設されるとのことでございますが、現段階では、具体的なことは示されておらず、今後、国の情報を注視しながら、子ども医療費助成事業について、財

源確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、続いて、3点目のペナルティーの件でございますが、国交付金を受けての奨励内容の通知等につきましては、申請時にも何も聞いてございませんし、また、その後も国からの通知はございません。

それから、4点目の現制度の問題点につきましては、これまで市民への制度周知といたしまして、広報、チラシ全戸配布、対象者全員への個別通知を初め、市のウェブサイト、地上デジタルデータ放送、フェイスブック、市民課前の行政情報等の放映、また、医療機関等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復や鍼灸マッサージ師会、那賀圏域の医療機関等に制度拡大について通知し、特に、岩出市内の医療機関等については個別に訪問し、制度の周知の協力を依頼してまいりました。

子ども医療費受給資格登録者数は、8月末現在でございますが、3,518人となっております。領収書や申請方法、支給対象医療費などは、受給資格登録の個別通知に同封したチラシに基本事項について案内しておりますが、市民全員に本制度の周知を図ることができますよう、今後も広報等により制度周知に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点目に、市長に決断をお聞きいたしました。お答えはございませんでした。私は、先ほどから申したとおり、現行制度が、本当に市民にとって使いやすい制度となっているのかということなんです。また、この子育て支援、子ども医療費に関しては、経済的支援を実施しているというふうに答えております。しかしながら、一旦3割を支払うという点では、お金がなければ受診ができないという状況では、本当に経済的支援をしているのかということにも疑問を感じております。

今の段階では、通院について、中学校卒業までの無料化というのをお考えがないということでございますが、では、窓口での1割負担、これで受診できる体制をとるべきではないか。償還払いをやめ、1割で受診ができるような形での制度方向をとるべきではないか。それが今できる対策だと考えますが、これについて、どのようにお考えになるでしょうか、お答えください。

ペナルティーについてでございます。制度の先行型の交付金を申請する時点、また、いまだに、そうしたペナルティーのかかわる通知が来てないということでした。ちょっとご紹介をしていきたいんですが、国会の委員会によるやりとりの部分なんです。今回の地域住民生活緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生先行型の交

付金を活用して、子供の医療費の助成を行った場合、国庫負担金の減額措置となるのかという我が党の国会議員の質疑に対しまして、政府の参考人が、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令という、補助金の交付の算定に関する省令がございますと。

この省令の中の第4条第2号のところで、「国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置」、こういう措置の対象の医療費につきましては、減額調整の対象経費とみなすとの規定であると。国の負担金、補助金の交付を受けた場合については、その対象にならないというような省令があるということをご参考人が答えているんです。

じゃあ、この交付金をやるに当たっては省令どおりにやるべきではないかという、我が党の国会議員が質問したことに対し、今後、我が党の国会議員は、これを質問したのと、あとは、この省令どおりに交付金、申請した自治体には、こういう省令がありますよということをご通知してほしいということを取り上げた問題ですが、その点について、そのように検討させていただきますと答えておりますが、いまだにそうした通知が届いていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

以上。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、現物給付の関係でございますけれども、今回、市のほうで制度見直しを行ったというのは、やはり、子供にとってよりよい制度につながることを願って見直しているわけございまして、特に現物給付や、あるいは償還払いにこだわったわけではございません。しかしながら、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているものでございます。

それから、ペナルティーの関係でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、市のほうには、今回の交付金活用にあつての減額措置扱いについて、国から特に通知はございません。また、県のほうにも確認いたしましたけれども、通知はないということの回答をいただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今、部長のほうから、環境が整っていないという形で言われておりました。では、その環境が整っていないということは、具体的には、どういったことで環境が整っていないというふうに考えていらっしゃるのか、それについてだけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。
生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

給付の関係で、環境が整っていないという件でございますけれども、この医療費に関しましては、支払い関係というのは基金にあたり、連合会であつたりのところで行ってございまして、そういう部分における、そういうシステム上の環境が整っていないということでございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の質問については、岩出市における平和行政の構築について、根来川の河川改修と環境整備について、厚労省通達についての3点を質問したいと思います。いずれも市民の生活、また命、暮らしにかかわる問題です。執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目は、岩出市でどのように平和行政を進めていくのか。核兵器廃絶の宣言をしている岩出市で、どう平和行政を構築していくのかを質問いたします。

戦後70年となることし、岩出市の、また岩出市民の平和をも揺るがす、こういう状況が生まれてきています。憲法違反の戦争法案が審議され、今週中にも参議院で強行可決すら行われようとしてきています。今この戦争法案について、連日、国会周辺を初め全国各地で戦争する国にするな、憲法を守れ、自衛隊員や海外で活動しているボランティアの命を守れ、子供や孫、未来の子供たちの命を守れと大きな運動が巻き起こっています。

日本が攻撃もされていないのに、集団的自衛権を行使し、アメリカ軍と一緒に戦争に参加をしていこうとしています。このような法案が通れば、岩出市民にも大きな影響が出てくると考えますが、市長は、岩出市民にどのような影響面が出ると捉

えているのか、まずお聞きをいたします。

戦争法案に対して、どう考えているのかを聞いているのではありません。国のことだから、答弁を差し控えると、これまで何度も答えられてきていますが、岩出市民に関係することを聞いていますので、答弁を差し控える理由にはなりません。誠実にお答えをいただきたいと思います。

2点目として、平和行政を進めよう、核兵器を廃止しよう、戦争のない世界をつくろうという団体に取り組んだ国民平和大行進には、市長から平和行政の取り組みを進めていくというメッセージも届けられてきています。核兵器廃絶を宣言している自治体として、平和を脅かす状況が一段と強くなる中で、再び戦争が起こらないためにどのような施策を進めようとしているのかを2点目にお聞きをします。

3点目に、この間、岩出市は、平和首長会議に加盟をしていますが、平和首長会議において行動計画というものを策定しています。この行動計画は、2013年から2017年に加盟する都市において、各種の運動や行動に取り組んでいこう、いろいろなことに取り組んでいこう、こういうことが書かれているものです。この書かれている取り組みに対して、岩出市はどう応えようとしているのか。この点においては、平和行政を進めていく、こういう上においても、今、岩出市では、後期基本計画というものにも今後策定されようとしてきているわけですが、こういう後期基本計画の中にも、しっかりとした計画を盛り込むべきではないのかというふうに考えます。この点について、どう捉えているのかを質問をしたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の質問にお答えをいたします。

岩出市における平和行政の構築についての1点目に、お答えをいたします。

安全保障関連法案に関して、国会において、現在、審議中であり、また、憲法及び地方自治法に定める地方自治体の権限と役割は、防衛、軍事、安全保障などに及ばないものであることから、質問の影響については、答弁する立場にありません。

なお、2点目と3点目については、総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 岩出市における平和行政の構築についての2点目にお答えいたします。

岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の

全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。世界の恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであり、ご質問の市の施策としましては、今後も引き続き、核兵器廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原爆パネルの展示を行うなど平和行政に取り組んでまいります。

次に、3点目についてですが、平和首長会議行動計画の策定趣旨において、核兵器廃絶に向けた取り組みを掲げていますが、先ほど答弁したとおり、岩出市は核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。平和首長会議行動計画の具体的取り組みは、1つ、加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実、2つ、核兵器廃絶の国際世論の拡大、3つ、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進であります。平和首長会議へ加盟していることから、賛同してございます。

しかしながら、議員のご提案の市の後期計画への掲載については、その考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、市長に岩出市における影響というような観点から質問をしたんですが、残念ながら、今回も誠意ある答弁をいただくことができませんでした。本当に残念です。しかし、今、日本の国の中で行われている安保法案、これをめぐって、まさに日本の平和が脅かされてきている、こういうことは事実です。そして、岩出市民の中においても、心の不安、こういうものが生まれ、自衛隊員の家族や親戚の方はもちろんのこと、隊員の将来に大きな不安や、また、いろんな傷跡を生んでいるのです。命の大切さ、平和のとうとき、戦争の愚かさを伝えていかなければならないのではないのでしょうか。

今回、まさに地方のこういう私たちの住む岩出市などにおいてもそうですけれども、市民の暮らし、これに大きな影響がある、こういう観点から、つい先日の新聞の中でも、いろんな市長さんから声明文、こういうものが出されてきています。

例えば、今回のこの安全保障関連法案をめぐって、兵庫県の稲村和美尼崎市長、中川智子宝塚市長、山中健芦屋市長、酒井隆明篠山市長のこういう4の方が、今回のこの法案に対しても強行採決すべきではないとする声明文なども発表されたということが新聞で報道されています。

自民党員の山中市長は、憲法9条の盾に守られ、70年間平和だった。安倍政権は支持するが、私の憲法観や歴史認識は違うと話されていますし、声明文で、集団的

自衛権は行使できないという政府の憲法解釈を変えるもので、多くの憲法学者や法曹界が違憲とする見解を出していると指摘もされ、法案への理解や国民合意が十分に形成されているとは言えないとした上で、戦後70年のことし、市民の命を守る、重責を担う首長として、戦争を繰り返してはならないという思いを一層強くしたということも話されています。

岩出市長として、まさに今のこういう状況のもとで、こういう皆さんのように、市長として声明文を出す、こういうことなんかもお考えにはならないんでしょうか。この点が、まず1点お聞きしたいと思います。

2点目に、岩出市は、先ほども申しましたけれども、平和首長会議に参加をできています。市長として、この平和首長会議、会議があるときには、直接、市長みずからが参加する、こういう考えがないのかどうか、この点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

3点目に、行動計画という部分の中には、核兵器が地上から姿を消すまで燃やし続けようという趣旨の平和のともしび、平和の火ですね。これを加盟する都市に分火し、その火を分けていくと。また、平和の象徴として、この火を燃やし続けよう、平和の火を介して平和意識を醸し出すための取り組みをしましょう。アニメーション「つるにのって」というものや「はだしのゲン」等の上映を自治体として上映してください。被爆樹木の種や苗木の配布をします。平和の象徴として育ててください。また、樹木を通じて、市民の平和意識を高めてください。核兵器禁止条約の交渉開始をまとめる、署名活動の展開などを行ってくださいなど、こういうものが行動計画に盛り込まれてきています。

今、地方創生面でも、この行動計画の取り組みを生かし、また後期計画の面でも、こういうような行動計画の中身、これに取り組むべきだと考えるものですが、改めて、今後、この行動計画についてどう取り組んでいくのか、その方向性をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再質問について、お答えをいたします。

1点目につきましては、先ほどお話ししたとおりであります。

2点目について、平和市長会議というのは、これ平成25年8月5日に平和首長会議に名称変更されてございます。それについては、現時点では出席は考えてございません。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

行動計画に搭載された事業の取り組みの考えはないのかについてでございます。

行動計画については、先ほど、議員ご提案の件、いろいろ出ておりますけども、市といたしましては、この行動計画の趣旨と同様の事業もやっております。例えば、原爆ポスターの展示あるいは映画上映、こういうふうなものもこの中にうたわれてございます。したがって、市としましては、核兵器廃絶に向けた、今申し上げたような取り組みを引き続き実施していきたいと、このように思いますので、議員ご提言の案については、掲載する考えはございません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 市長も、この平和首長会議、これには参加をするということ、直接は考えていないと。また、執行部においても、行動計画に書かれている中身そのものについても、市としては考えていないという、そういう本当に後ろ向きのそういう答弁が返ってきました。しかし、実際には、この行動計画、少なくともこの行動計画というのは、まさに全世界でこういう核兵器を廃止していこうという部分の中での運動を高めていく。そういう部分の中で取り組んでいこうじゃないか、こういう部分の中で行動計画というものができてきているわけなんです。

実際には、そういう部分の中でできているこの行動計画、岩出市でも積極的にそれに取り組んでいく、そういう必要性、それが必要だと、私は本当に思うんです。

同時に、私は、こういう今の平和運動、これを進めていく、こういう部分の中で、この提起されている行動計画、ここにお座りの皆さんの中で、どれぐらいの方がその計画の中身、これ知っているんでしょうか。

そういう点では、来年度予算、これから策定していく、そういう時期だと思うんです。岩出市として平和行政を進めていく、そういう部分の中で、こういう行動提起そのもの、中身を知って、そして、来年度予算にも生かしていこう、そういうことなんかも必要じゃないんでしょうか。

そういう点では、こういう行動計画そのもの自身、一般の職員も含めて、少なくともこの岩出市の行政の中で、この行動計画そのもの自身の中身、これをみんなが知っていく、そういうことも必要ではないかと思うんですが、そういう点では、行動計画の中身そのもの自身、一般の職員の皆さんにも配っていく。そして、来年度

予算の参考にしていく、そういう資料にしてもらう、そういうことは考えないんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 再々質問にお答えします。

この行動計画の大きな取り組みは、加盟都市の拡大があらうかと思います。先ほど総務部長が答弁しましたように、具体的な中身等については同等の取り組みで、市で行っているものが幾つかございます。そういうことで、あえて後期基本計画に特出しをしなくてもいいと、私は思っております。

それから、この行動計画の具体的な中身、私はここにいる管理職員全員、きちんと把握ができているというふうに思っています。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、根来川について質問を行います。

先ほど、午前中、田畑議員からも同様の質問というものもありましたが、私の観点から質問させていただきたいと思います。

つい最近、関東の常総市を襲った大雨、北関東ですね、ここに襲った大雨、まさに、これは今、甚大な被害をもたらしているということは、当局もご存じのことだと思います。被害に遭われた方が、一刻も早くもとの生活に戻れるよう、お祈りするとともに、改めて河川の決壊の怖さを感じています。

岩出市においては、春日川、住吉川、根来川など、この間、随分と改修が進められてきました。しかし、その中で一番改修がおこなわれているのが根来川ではないでしょうか。根来川においては、この間、荊本と川尻の境界付近の後明橋付近まで、ようやく改善・改修が進められてきました。しかし、その後、河川改修については工事が行われる、こういう様子はありません。流域住民は他県の被害などを見るにつけ、早急な全面改修を望んでいます。和歌山県における今後の改修見込みはどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

2点目として、岩出市として、根来川を初め河川改修という面では、県に対して、市としてはどのような働きかけをこの間してきているのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、土砂のしゅんせつという点では、この根来川においては、森の六

枚橋付近が河川の形状から、特にしゅんせつが必要な場所となってきました。既に、ことしも草が生い茂り、早急なしゅんせつ工事が必要だと考えます。市内の各河川ともあわせ、今年度においては、しゅんせつ時期というのはいつごろになるのでしょうか。

4点目として、危険性というものを考えれば、このしゅんせつ面においては、少なくとも8月、9月までには行ってほしいと考えるものです。しゅんせつ工事の入札時期というものも含めて、県の対応、これを少しでも早めるように、改めて県に強く要望していただきたいと考えますが、根来川についての対応面、4点について、質問をさせていただきます。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 根来川の河川改修についてですが、県におきまして、川尻地内、木殿橋から根来新橋までの約1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけ、平成24年度には後明橋付近までの約200メートル区間の本工事が完了したところです。また、後明橋付近より上流の河川改修については、川尻会館付近までの約400メートル間を今年度から設計業務に着手しております。今後は、川尻会館付近から根来新橋までの残区間を含め、早期の完成を目指して、事業進捗を図っていくと聞いております。

次に、どのような働きかけをしているのかについてですが、根来川を初めとする県管理の河川改修については、地域防災計画における位置づけや市政懇談会において寄せられた要望などをもとに、県に対して強く要望するなど、積極的な働きかけを行っています。

次に、河川のしゅんせつ工事についてですが、通水断面を阻害し、流下能力の低下を助長するおそれがあることから、適切な維持管理が求められます。県管理河川におけるしゅんせつ工事に当たっては、根来川を初め土砂の堆積状況等や地元からの要望により働きかけを行っておりますが、実施時期については、原則、河川工事は非出水期、これは10月16日から翌年の6月15日に当たります。この非出水期での施工となります。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 しゅんせつ面というので、何とか時期ということをおっしゃられたんですけども、要するに秋口にしかできないと、そういうことなんでしょうか。

実際には、土砂なんかがかなりたまってきているという点から見て、早目早目にやっぱり対応していただきたいというふうに本当に思うんです。これは、何ちゅうんかな、言われてた秋口というんですか、いつも9月の議会が終わった後、10月ぐらいにしか、いつもお返しできないというような状況だと思うんですけどもね。それは県のほうで言われている、その時期になる理由というのは、なぜそうなるのかというのを聞いておられるんでしょうか。その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、根来川においては、この間、岩出市としても、危険なそういう区域だということも含めて、市も認識されていると思うんですね。特に、今回、鬼怒川のああいうところ、常総市で、ああいう河川の堤防決壊というのが見るにつけ、やはり、そういう部分でいうと、早く全面改修していただきたいなというふうに本当に思うんです。そういう点では、岩出市として、そういう危険な地域が、もし仮に決壊した場合、この根来川で、ここが決壊したという場合について、被害想定図というようなものなんかは、岩出市で策定されてきているんでしょうか。これが2点目です。

そして、もう1点は、直接関係はないんですが、例えば、今回、ああいう常総市の河川が決壊したと。そういう部分の中で、支援ですね、もし仮に岩出市で堤防決壊がした場合、他市なんかのほうからも支援要請なんかも含めて、されると思うんですが、そういう点においては、今回、今、被害が出ているあの鬼怒川のああいうところで、物心両面のそういう支援というのは、今回、岩出市として、特段対応しているとか、何ら要請がないからしてないよとか、今回の関東のあの部分の中での支援という点では、現時点ではどういうふうになっているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思うんです。わかる範囲で結構です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

まず、しゅんせつについて秋口にしかできないのか、その理由はということですが、出水期というのは、予測不能な集中豪雨などによって洪水の危険性というのが非常に高いです。そのために、県管理河川だけではなく、紀の川など直轄河川でも河川内の工事は非出水期、10月16日以降というのは決まっております。

次に、被害想定図とおっしゃられましたけど、これ、ハザードマップのことを言われていると思うんですが、根来川など県管理河川のハザードマップはございません。

3点目、鬼怒川への支援というのをおっしゃられたんですが、これ、今回の質問には関係ないと思われまので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、秋口というね、その点おっしゃられたんやけども、そういう点では、10月16日以降でなければ、これは絶対しゅんせつはされないと、できないというそういう規定だということなんですか。それを実際には、現実的には、出水期という以前でも、つい先日も台風なんかもあったりとかという、そういう部分なんかを考えると、10月16日以降でなければならぬというような状況では、私はないと思うんですよ。

そういう点でいうたら、少なくとも夏場までに、それをお願いしたいというようなことというの、県に対して要請したとしても、それは絶対、しゅんせつについては10月16日以降だというふうになるのかどうか、市として、やっぱり前倒しで、何とかちょっとでも早くしてほしいんですよということを言って、そういうのを待たずにしてほしいということではできないんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

出水期に工事が絶対できないのかというご質問だと思うんですけど、工事が絶対にできないということではなくて、例えば、河川災害等があれば、出水期でも応急的にしなければならない工事はすることがあります。ただし、しゅんせつについては、応急という意味合いが薄いので、非出水期にしかできないと。

先ほど説明不足がありましたけど、出水期は急な集中豪雨等によって河川が増水することがあります。1つは、作業員が非常に危険であるということ、もう1つは、例えば、重機が河川内に滞在しておりますと、それで河川阻害率が上がるので、河川が氾濫しやすくなる、そういった理由があるので、出水期はできないということになっています。

これは国に対しても県に対してもそうですけど、しゅんせつを出水期にやっていただきたいと要望しても、絶対無理だと思います。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、厚労省通達について質問をしたいと思います。

2014年3月25日付で出された厚労省通知、保医発0326第1号は、差額ベッド料に関する徴収規定として、治療上必要な場合は、差額ベッド料は患者に請求できないことを徹底するようという通知が出されてきている、そういうものです。差額ベッド料という点では、長期に入院される方にとって大きな負担となっており、つい最近の新聞報道でも、治療の必要性から個室となっていたが、話し合いの結果、約200万円もの差額料の返還されたという記事も載っていました。

また、ある事例では、肺炎の治療のために入院を余儀なくされる。そういうときに、医師から院内感染を起こす菌、クロストリジウムが出ているために個室で管理しないとイケないと言われた方が、結局は4人部屋に移ることができずに、個室料49日分の差額ベッド料約90万円を支払ったそうです。しかし、実際には、厚労省の通知という部分を知って、病院にいろんな形で話し合いをしている中で、この方は、この差額ベッド料90万円、これも返還がされる、そういうことになりました。

こうした差額ベッド料に関する厚労省通知に関して、那賀病院を初め市内の病院に関して周知の徹底、こういうものは岩出市としては、どのように図られているのか。また、厚労省通達に関しての対応については、市としてはどのような対応をしているのかをお聞きしたいと思います。

2点目として、今回の厚労省の通知内容は、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合など、実質的に患者の選択によらない場合を初め、同意書による同意の確認を行っていない場合は、特別な料金を求めてはならないとしているものです。このような内容に関して、ほとんどの岩出市民、こういうことを知らないのではないのでしょうか。この点においては、知っている人だけが得をすとかというのではなく、しっかりと市民に理解をしてもらい、知識として知ってもらう必要があると考えます。市民に対して、ホームページや広報などで、今回の通知内容である差額ベッドに関する内容を知らせるべきだと考えます。ホームページや広報を初め、市民にどう知っていただくのか、市の考えをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、那賀病院において、差額ベッド料に関して、徴収面で患者と病院との間で協議中という状況も生まれてきています。個人情報というものにかかわりますので詳しく言いませんけれども、実際には、那賀地域においても問題が

出ているわけです。岩出市としても、那賀病院、市内の各病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。市のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員ご質問の3番目、厚労省通達について、1点目と2点目について、あわせてお答えいたします。

まず、差額ベッドとは、正式には、特別療養環境室と呼ばれるもので、保険適用の入院費用とは別に、個室などの部屋代が保険適用外として個人負担が必要となるものであります。この差額ベッドの取り扱いについては、厚生労働省から実施上の留意事項が示されており、直近では、平成26年3月26日付通知の中で、特別療養環境室にかかる特別の料金を求めてはならない場合など、具体例が示されております。保険医療機関への当該通知の周知につきましては、近畿厚生局を通じて周知されているところであります。

また、厚生労働省通知については、診療報酬の改定や薬価基準等の一部改正、医薬品の保険適用に関する取り扱いについてなどを初めとする多くの通知が、県を通じて各市町村の国民健康保険主管課長宛てに送付されているところでございますが、これらの通知は、行政機関内部の文書として位置づけられているものであり、市民への周知が必要とされていないため、特に実施してございません。

3点目の差額ベッド料に関して、岩出市としても、那賀病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではについてでございますが、那賀病院は、本市と紀の川市が管理経営に関する事務を共同処理している一部事務組合であり、これらの事務の管理執行に際して、両市が協議等を行った上、対応することとしております。今回の通知においても、現在、管理者である紀の川市から通知されておりますので、十分周知が図られております。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 要は、今回のこの通知というのが、治療上の必要があれば差額ベッド料は取ってはならないという点なんです。実際に、先ほどの答弁では、行政機関内、要するに、市民はこういうことは知らなくてもいいんだと。行政機関内だけでそういうことを知っていれば十分なんだという答弁でした。まさに、市民目線に立って

いないな、そういう答弁だと言わざるを得ないと思うんです。

そういう点では、全く知らない人については、いつまでたっても、こういう差額ベッド料、通知にないように、違反するような内容があったとしても、そういう対応、これからも続けられていく、そういうことになると思うんです。そういう点では、なぜ市民に対して通知をしない、そういうような対応になるんでしょう。私は、そういう点においては、少なくとも市の広報やホームページ、そういうところで、市民の皆さん、厚生労働省の通知で、例えば、病状が重くて、常時監視が必要な場合などにおいて、まさに治療上必要があるという形で、個室などに入ったときは差額ベッドは要らないんですよ、こういうことをなぜ市民に知らせるということをされないんでしょうか。

市民にそういう通知内容を知らさなくてもいいという、その理由はなぜなのか、これをお聞きしたいと思うんです。私は、少なくとも市民に対して、行政からしっかりとそういう状況があるんですよ、これを知らせていくのが、本来の意味で、市民生活をよくしていくと、市民は守っていく、そういう立場になると思うんですが、この点から再度周知という部分についての質問、これをさせていただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

なぜ市民に通知しないのかということでございますけれども、あくまでも、今回の通知においては、医療機関内における差額ベッド料の取り扱いに関する留意事項ということで、各機関に徹底される通知ということでございます。市といたしましては、いわゆる、例えば、法令等で制度が変わってというような場合は、きちっと広報に載せるなり、ウェブサイトに掲載するなり、周知は図ってございます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 要は、今回の厚生労働省の通知、この受けとめ方の違い、それが当局と私の認識の違いなのかなというふうに言わざるを得ないと思うんです。その点では、実際には市民に対して、先ほども言いましたけれども、治療上の必要性がある場合は、そういう差額ベッドは要りませんよ。そういうふうに知っていただく、そういうことを行うことこそ、行政の温かいそういう対応ではないんでしょうか。私はそう思うんです。

市民に周知をするといっても、そんな難しいことはないと思うんですよ。ホームページにおいても、いろんな事例なんかも挙げて載せていくとか、市の広報なんかにおいても、実際にそういう部分なんか、広報の中へ載せたとしても、そんなに大きなスペースなんかは要らないんじゃないでしょうか。私は、市民にそういう部分でいろんな面で困らない。特にお金の面で、今の社会情勢の中で、お金というのがなかなか大変な状況になってきている中で、そういう大きな負担を市民が負担しなくてもよくなるような対応というのを広報で知らせていく、これが本当に温かい、そういう行政の姿勢ではないのでしょうか。

一切そういうことは、今後もされない、そういうことでいいのでしょうか。私は、ぜひ温かい対応をとっていただきたいなど、こういうふうに思いますので、再度、市の対応、ぜひ改善していただきたいなという思い、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

温かいとか冷たいとかということを私申し上げているつもりはございません。この通知に関しては、先ほども申し上げましたように、通知に基づいて、保険医療機関が適切な対応をするために、基準というものに関して示されているものでございますので、患者に対しては、いわゆる医療機関がきちっと丁寧に説明するということが筋だと、私は考えてございます。

それから、市のほうでホームページや広報というお話ございました。これにつきましては、例えば、ほかの市との取り扱いが異なるような場合においては、本市の内容を周知することも必要でございます。しかし、今回の通達は、保険医療機関内部での取り扱い等の徹底を図るための通知で、これは全国的に全てその取り扱いでいくということの周知でございます。あえて、岩出市のホームページに載せる必要はないと、このように考えます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時20分)

再開 (14時40分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は、いずれも、市民の皆さんから要望や声を集めてしておりますので、市長に対して答弁を求めていきたいというように思っております。

議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして質問させていただきたいと思っております。

まず、電気柵についてであります。

ことしの7月、静岡県西伊豆町において、河川に設置されました電気柵で7人が感電し、とうとい2名の方が亡くなられるという事故が発生しました。この事故を受けて、農林水産省は、8月19日、全国の電気柵に関する調査結果を発表しました。電気柵は、田畑の野生動物の侵入を防ぐためなどに設置されていますが、この電気柵に関して、具体的に対策がされてきたか疑問であります。事が起れば、そのことに対して動く監督官庁であることが明らかになりました。

その後、設置された当事者は、責任を重く感じて、3週間後に、みずから命を落とされており、まことに痛ましいことでもあります。二度とこのようなことが起きないように、各自治体で取り組みがなされております。そこで、岩出市について、2点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、岩出市内において、このような電気柵は何カ所設置をされているのかについて、お聞きをしたいと思います。

2点目は、岩出市として、その後、安全対策や指導はどのようにされてきたのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 電気柵につきましては、本年7月、担当職員で市内全域を調査したところ、13カ所を確認いたしました。電気柵の設置自体に問題はございませんでしたが、表示板が適切でない事例がありました。設置者に対しては、経済産業省の指導に基づき、電気柵施設における安全確保について、再度徹底するように通知文を

郵送し、あわせて市ウェブページに掲載し、周知を図りました。また、JAにおきましても、組合員に安全確保について啓発を行っていると聞いております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。調査結果については、岩出市内に13カ所あるということであります。少なくとも全国には約10万カ所あって、そのうち7%に当たる約7,000カ所が安全対策がなかったと言われております。経済産業省は、省令で感電防止柵を定めていると言っていますが、岩出市においては、設置者に対して、具体的に、どのような安全対策を指導してきたのか。また、違反があったのかないのか。

今のご答弁では表示に問題があったということで、表示すら、全然、今までもしてなかったのではないかというように思いますが、表示の統一化をされてきたのか。それから、漏電遮断装置が設置されていないという事例が多く出ているということでありますが、岩出市の場合は、その遮断装置についてはどうであったのか。それから、規定以上の電流が流れているということが言われておりました。自己で、自分で設置をした場合にそういうケースがあるらしいんですが、そういう事例はなかったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

最後に、電気柵の安全な使用を呼びかけるポスター等の作成について、作成をして、もう既に配布をされているかどうか、この点について、重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、安全対策の指導につきましてですが、経済産業省からの安全啓發文書が発せられておりまして、その内容におきまして、パンフレットには、電気柵の設置の際に守らなければならない基準といたしまして示されております。市も基本的に、このパンフレットを設置者の方に送付いたしております。

内容といたしましては、1点目、危険である旨の表示をすること。2点目、出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。3点目、漏電遮断器を設置すること。4点目、開閉器、スイッチのことでございます。スイッチを設置すること。以上の4点が守らなければならない基準として、経済産業省のほうから通達されております。

それから、安全表示につきましては、農機具店など、また、ホームセンターなどで一般的に市販されているパッケージ商品につきましては、安全表示の看板まで込みで販売されておりますので、そういったものは適切に表示されております。ただ、今回、不適切な事例というのが、設置から10年近くたったもので、そのプラスチックの看板が風化して落ちていたというのが何件かございました。

それから、危険な電流の流れるものでございますが、調査して、3件は一般家庭用の交流100ボルトを電源とする安全柵でございましたが、全て規定に基づきまして漏電遮断器が取り付けられておりますので、危険な事例はございません。

それから、ポスター等につきましては、経済産業省のほうから送られてきたポスターなどを掲示して、それで利用しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危険なところについてであります。あわせて経済産業省のほうから、電気柵に関して、電流3,000分の1秒流して1秒以上とめるパルス発生装置、これについても設置をすべきだというような形で通達が出ていると思うんですが、その装置については、岩出市においては設置をされているのか、これについて重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

ただいま市販されております電気柵の電源装置につきましては、議員ご指摘のような3,000分の1秒、それから1秒とめるというようなパルス発生装置が附属した電気用品安全法の適用を受ける、俗に言う、PSEマークです。それがついた商品のみが市販されて認められておることですので、安全に使用いただいているものと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、街路灯、いわゆる防犯灯とも言われる部類のやつなんです。岩出市に入居された市民の皆さんが、一様に、岩出の夜、夜間はまちが暗い、そのように言われております。当然、必要な照明は大切でありますし、道路の安全通行や

子供たちの身の安全を守るべきであります。

地域の防犯のために設置された街路灯であると考えておりますが、中でも、紀泉台から中黒地区にある街路灯が消えている箇所が多くあります。1カ月前からずっと調査をしておったんですが、二、三日間、夜間に調査をしますと、道路の東側のところに、15カ所から20カ所ぐらい電気がついてないという状況にありました。

その後、一般質問の事項に挙げてますので、岩出市のほうとしても調査をされておると思うんですが、これに対して何カ所消えていたのか、お聞きをしたいと思います。また、市では、維持管理の点でどのようにされているのか。このままでよいと考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

さらに、安上から中島線において、この新しい道路であります、ここにも設置をしてほしいという方がおられます。もちろん夕方から、最近日は暮れるのも早くなりますから、ウォーキングしたり、そういう方がおられるのが実態であります。そういう中で、この安上中島線というところに設置はできないものだろうかということでもあります。早急に岩出市の設置をすべきであると私も考えておりますが、市の計画及び対策について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 市道相谷中島線の街路灯が消えている箇所についてですが、議員ご指摘のとおり、紀泉台から中黒の間で、69基中7基が消灯しています。消灯理由は、隣接に水田があり、街路灯の光により稲は成長するが、稲穂ができない等の光害対策として、7月から9月まで消灯しています。

なお、照明器具に、農繁期のため街路灯を消しています。ご理解、ご協力、よろしく願いますの張り紙を張り、通行者への周知を図るとともに、稲刈りの状況を見ながら、稲刈り後、すぐに点灯しております。

次に、市道安上中島線への街路灯設置についてですが、平成24年の開通以降、沿線の開発等が進んでおりますが、まだまだ多くの水田が残っております。また、市道山西国分線、市道中黒荊本線、県道小豆島岩出線の各交差点照明においても、稲作への光害により消灯している状況です。このことから、街路灯の設置について、現在のところ、事業化の予定はありません。

なお、最初に69基中7基と言いましたが、これは光害対策で消しておるんですが、漏電ブレーカーの作動によって、15基消灯しているものもあります。原因について、漏電箇所の調査を行っており、場所の特定や原因が判明次第、15基に対しては修繕

等の対応をしてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長のほうから答弁をいただきましたけども、こういうことはこの一般質問で言わんと市は動かないという姿勢が、私は問題やと思うんですね。私は、過去、この調査を約3カ月ぐらいずっと、いつ直るのかなと思いつつ、チェックを入れてきたんですが、15基じゃなくして、私が二、三日前に見たら、20基消えておりました。7基が稲作等の関係で消しておるということになりますから、13基が故障であるという実態が明らかな状態ではないだろうか、そのように思っているわけですね。

これは、日暮れが、先ほども言いましたが、暮れがこれから早くなりますし、クラブ活動等で中学生の皆さんが、夜間、家路に帰るときにも非常に暗いと。人の姿は見えるけども顔が見えないということになりますと、犯罪の要因になるということもあろうかと思えます。これは早急に、維持管理を徹底していただいて、当然設置したところについては点灯すると。

もう1点、稲作の影響の問題ですが、稲作に影響しないように、田んぼの面にはカバーをかけていると思うんですね。それが有効でないのであれば、有効なように対策を打つなり、その周辺、道路側のほうに明かりがともすような形で手を打つということも1つの対策であろうと私は思っておりますが、それについてご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

先ほど申しました漏電ブレーカーの作動により、15基消灯している分については、質問いただく以前から調査しておりまして、早急に対応していくので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、2番目の遮光板の件なんですが、先ほどご質問にもあったように、器具へ遮光板を設置しておるんですが、遮光板を設置しても稲作に影響があるということで、やむを得ず消灯している状況であります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 安上中島線の設置の問題であります、計画はないんだといいますと、連担で家が建ってないということをおっしゃるんでしょうけども、そうしますと、この安上中島線について、どういう状況になれば条件を満たすのかと、街路灯の設置についてですね。そういう条件があるということであれば、それについてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

どういった条件を満たせば街路灯が設置できるのかというご質問だと思うんですけど、安上中島線の沿線に田んぼが物すごく少なくなって、光害対策の苦情がなくなった状況であれば、設置していけると考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、大門池について質問をさせていただきます。

昨年の9月、議会において大門池の入会権に関する裁判で質問をしてきました。その内容は、駐車場の賃貸料に関して、過去から何回となく返還請求をしないのかとの答弁で、教育部長は、駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。また、顧問弁護士と協議した結果、現時点で返還請求することは適切でないと答弁もされておりました。また、代表監査委員は、事もあろうに、市の答弁をうのみにして、現時点で、市は十分検討した上で、賃貸料返還請求することは適切でないと判断していることからして、監査委員として、特に、意見等はございませんと答弁してきておりました。さらに、今の段階では妥当じゃないかと判断しておるとも答えておられたのであります。

しかし、賃貸料の請求を文書にしていないと。時効は待ってくれません。そこで、今回、大門池に関する賃貸借契約に基づいた賃貸料の金額について、幾ら支払っていたのか。さらに、ここに至っても請求しないのかどうか。これはイレギュラーだということで教育長が答弁されて、賃貸借契約がイレギュラーであったんだから、支払いが不当であるということで返還請求するんだということをおっしゃってました。しかし、ここに至っても請求しないということでもありますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、支払った金額について、時効に関してであります、時効

に関して認識はどう考えておられるのか。時効の起算日と、いつ時効になったというように認識をされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の3番目、大門池について、一括してお答えいたします。

まず、賃貸料は総額で4,703万2,200円です。なお、その他いただいたご質問につきましては、平成27年6月4日付で和歌山地方裁判所に訴状が提出され、関連する事項について係争中でございますので、回答については差し控えさせていただきます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の質問の答弁に答えてないんですね。時効の起算日はいつなのかと。

今、6月9日に訴状が届いていると。その訴状というのはどういう内容なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、時効の概念ですが、時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかにかかわらず、その事実状態どおりの権利関係を認める制度をいうということに言われております。それから、消滅時効は、権利を行使することができるときから進行すると。権利行使ができないのに、時効だけ進行するということは適当でないからであります。権利を行使することができるときは、権利行使について、法律上の障害がないことを意味します。これは大法定の昭和12年9月17日に判決として出ている分であります。

今、ご答弁をいただきました、6月9日の訴状の内容と、再度お聞きしますが、時効の起算日はいつなのか。それと請求権の放棄をしたということで認めるのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。訴状とは関係ないですかね、この時効の問題については。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、訴状につきましては、新池駐車場に係る損害賠償等請求事件でございます。

時効の起算日につきましては、この新たな提訴にもかかわることでございます。

弁護士と検討中でございます。

それから、請求権の放棄等につきましても、係争中になったことを受けて、答弁は差し控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、教育部長、市長もそうなんです、4,700万余りの金を支払い続けて、20年間払ってきたわけですよ。払ってきて、その間、イレギュラーだということで、10年前近くに支払いをストップして、11年から経過をしております。そうしますと、民法で、債権の請求権については、10年以上放置をすると、請求権としての時効が成立すると言われていているわけでありまして。

今言われている、6月9日の訴状の件については、これは大門池・新池水利組合のほうから、さきの最高裁判所の上告棄却を受けて、それに伴って、所有権、水利権に関して損害賠償という形で請求されているんであって、賃貸料の、いわゆる、4,700万に関して訴状を起こされたわけではないわけでありまして、この問題について、市長はどのように考えておられるのか。まさに市の財産を正常な管理すべきところを今日まで放置をしておいて、さらに、現在、訴状、係争中であるということで答弁をしない。まさしく市民の税金をどう思っているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えをいたします。

判決が確定していない中で、手続を進めることは適切でなく、慎重に対応した結果であります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に質問をさせていただきます。農薬使用の問題についてであります。

今、我々が食する野菜等を初め、その使用基準について、今、世界的にも問題を抱えてきております。世界の基準とは逆行していく日本として、ヨーロッパでは、被害拡大を防止するために、予防原則に基づいて、この夏の措置がとられました。ヨーロッパの規制と比べて、日本は全くおくらせております。ネオニコチノイド系農薬を大量に使用しており、農産物へのこの使用によって、異常なまでの残留基準があるとされておりまして。厚生労働省は、その農産物の残留基準を引き上げようと

しているのであります。

グリーンピースは毒性が問題視されながら、農薬の大量使用が続く原因の1つに、一握りの多国籍企業の影響力が、食糧の生産や種子や農地からの流通、食卓にまで及び、生産者と消費者が分断されている現状があると考えられています。

そして、日本政府に対して、このネオニコチノイド系農薬の残留問題について、今、直ちに凍結するよう求めているのであります。

ヨーロッパでは、この使用規制が始まりました。今回の規制は、農産物の受粉を受けるミツバチに対して有害性があると明らかになったことから、2013年5月に欧州委員会が決定したもので、残留農薬の在庫農薬の使用は11月30日まで許されましたが、2013年12月1日から規制が実施をされ、使用が中止になりました。

EUの規制対象では、この問題について、ミツバチのつくる作物、大豆、菜種、トウモロコシ、穀物には使用禁止をしております。温室の中であれば、ミツバチのつくる作物への使用は可能であるということを言われておりますが、ここ日本の状況を見ましても、受粉に大切なミツバチは飛躍的に減ってきております。

こういう動きの中で、まず第1点は、岩出市における使用実績及び人間に及ぼす影響について、どのように認識をされているのか。

2番目に、ミツバチやメダカ、アカトンボ等々は、最近、特に、減少しておると言われておるのが実態であります。そこで、質問の要旨にしておりますが、そういう1、2点について、今申し上げた点について、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 農薬につきましては、農薬取締法に基づき、農薬の登録、販売及び使用について規制されておりますが、使用量については、JA、ホームセンター、農機具店など、幅広い範囲で販売されているため、県、市においても把握できていません。

また、人体に及ぼす影響については、農薬取締法に基づき、農薬として農林水産大臣の登録を受け、販売され、使用されているものであるもので、使用方法を誤らない限り、影響はないと考えています。

次に、2点目につきましては、メダカ、アカトンボ等の生物の減少は、農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼の減少など、さまざまな要因があると考えています。

なお、ミツバチの減少については、農林水産省において、平成25年度から被害事

例調査を行っていますので、結果を注視し、国の方針に従ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、通り一遍の答弁をしていただきましたが、今回、私がこの農薬問題について取り上げている主要な点は、世界中で脱ネオニコの動きということで、ミツバチだけでなく、人間の脳にも悪い影響を及ぼすと指摘をされているのであります。日本では、世界の基準とは逆行しており、ミツバチは、トマトやナス、キュウリ、カボチャ、レタスなどの野菜、イチゴやメロン、スイカ、桃、ナシ、リンゴなどの受粉を担い、農産物の実りを支えているものであります。これらのつくっている企業は、主に、日本においては住友化学と武田薬品工業、バイエルという大手の会社があるんですが、そこで大量にこれらのものが販売をされているということでもあります。

この農薬の使用では、カメムシの駆除が身近なものと言えらるんですが、我々の殺虫剤については、今までも、1990年代から有機リン系の農薬にかわって登場したもので、このネオニコというのはどこから来たのかということで調べたんですが、たばこの有害成分、ニコチンに似ているとして、ネオニコチノイドという形で命名されたと言われております。

商品名では、モスピランとかダントツとかスタークル等が言われておるんですが、これらの農薬を使用することによって、今、EUに比べて残留農薬基準値が、キュウリで100倍、トマトで60倍、ピーマンで60倍、ブロッコリーで50倍もの、日本においては残留農薬があると、これは発表をされております。

また、日本の残留農薬基準でいうと、イチゴが、米国0.6、EU0.01に比べて、日本は3ppmですね。それから、リンゴ、ナシ、ブドウ、スイカ、メロン、それから、茶葉、トマト、キュウリ、キャベツ、ブロッコリー、先ほども言いました、ピーマン、これらは全て、米国やEUの基準からいうて、非常に高いんですよ、残留農薬の基準そのもの自体が。そういう意味では、我々の食する食べ物が、いかに農薬で汚染されているかということを考えますと、今後起こり得る全ての発病等については、これらのものが起因するであろうと。

そういう意味から、私はどのようにしていくのか、具体的に、今、事業部長が答弁ありましたが、国の方針が出てからでいいんだというようなご答弁でありました。具体的に、岩出市における農薬使用の基準をみずからが、行政のほうで使用頻度を下げていくということをやすべきであるというふうに思っておりますが、それにつ

いてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

今、議員からいろんな事例をいただきましたが、人体への影響や生物への影響が証明されているものではないと考えております。もちろん日本においても安全性の確認は十分されていると考えておりますので、岩出市としては、国の方針に従っていききたいと、そう考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 国の方針に従うという繰り返しの答弁であります。私は、自然の循環ということ逆らうことなく、無農薬でオーガニックの野菜、これが主役になるというように思っております。今、地産地消から、知産、いわゆる地元の産物については地元で消費するから知産知消という、知というのは知ることなんです。知っている人がつくる。そして、消費者はそれを知っている人が消費すると、こういう動きが出てきております。そういう意味では、これは事業部においても、問題を考えながらどうしていくのかという立案を早急にやっていただきたい。

また、あわせて言いますが、今まで、溝とか小川にいたドジョウとかゲンゴロウとか、それから、アメーバとかザリガニ等が農薬では非常に少なくなっているのが事実なんです。私たちはそこに目を向けて、人間が食するものについて、もっと敏感になるべきだというふうに思っておりますので、そういう立場から、岩出市において、この農薬問題についても着手をしていただきたいことを重ねて要求して、ご答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

今、議員から無農薬の話がございましたが、もちろんそれは販売戦略の1つとして、そういったことはあるとは思いますが、農薬を使用してよいかどうかは、国が安全だと言っている限り、そこは認めていかなければならないと考えております。

それから、生物の減少についてですが、最初の答弁でも申しましたとおり、生物の減少は農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼などの減少が大きな要因であるので、農薬との因果関係というのは、これもまた証明されていない

と考えております。

以上です。

○井神議長 これでは、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、死亡届についてであります。

人間は必ず死を迎えることが、これは避けることが絶対ないというふうに私は思います。必ずやっています。これは何人とも避けがたい、避けて通ることのできない事実でありますし、その面、晩年をともに、終活への備えもやるべきであるというように考えておりますが、この死に対して、市民の皆さんの要望や声をよく聞くことがあります。

当然、ここで取り上げている、お通夜、告別式等々であります。まず第1点は、この死亡に伴って、市役所への一連の手續についてどのようになっているのか。

それから、2番目に、岩出市が行っている弔電及びその取り扱いについてどうしているのか。

それから、3番目に、国会議員及び県議会議員で誰が情報を流しているのか。

それから4番目に、個人情報保護の立場から、この問題についてどう考えているのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の5番目、死亡届についての1点目、一連の手續はどうかにつきましてでございます。

市民課では、死亡の届け出があった場合、戸籍法及び墓地埋葬等に関する法律に基づき事務を遂行しております。事務手續としましては、死亡届の記載事項を確認した後、火葬許可書を交付し、届出人に各種手續の案内書類を渡すとともに、市役所への手續等必要を要する関係課には、市民課から住民異動届の写しを配付しております。

なお、岩出市火葬場の指定管理者には、火葬の準備等、円滑を図るために業務連絡表をファクスにて送信してございます。

2点目の弔電及びその取扱いはどうかにつきましては、取扱いはしておりません。

3点目の国会議員及び県議へ誰が情報を連絡しているのかにつきましては、情報

の連絡はしておりません。

4点目の個人情報保護についてどうしているのかにつきましては、岩出市個人情報保護条例第3条第2項の「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」とあります。遵守してございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず、2点目、弔電及びその取り扱いについてですが、そうしますと、市長名で弔電が打たれていると。打たれているのか、いないのか。それから、受け付けの段階で、お悔やみとして、文書を手渡しているように理解しておりますが、これについて、どのような形をしているのか。

それから、3番目、国会議員や県議会議員に情報が流れていると。流してないというご答弁でありました。事実そうなんでしょうか。私は証拠を持つんですけども、岩出市からそういう情報は、いわゆる、国会議員と県議会議員に流してないと。もし流してたらどのようになりますか。これは明らかに詭弁な答弁やと思うんですが、再度、聞きたいと思いますが、そういうことは流してないと。流してないのかかわらず、国会議員や県議会議員から弔電が打たれるというのは、どこから情報を得ているのか。これについて答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、こういう情報の提供について、2007年に裁判が行われてございます。この裁判におきましては、市の事務ではなく、提供する事務について、個人情報保護条例に反するとして、住民訴訟が起こったということでございますが、この際には、議員の活動の便宜を図る観点から、必要かつ有益な情報として、市民の葬儀に関する情報を提供することは、合理的な必要性を欠くということではできないから、裁量権の範囲内の行使として、事務に含まれるというべきであるということで、請求棄却の判決が出ております。

それから、尾和議員、これだけ言っときますけどもね、前に、民主党政権が発足されましたときに、和歌山県の2区におきまして、阪口直人氏が当選されました。そのときに、与党に協力をしろということで、情報の提供を要請された議員がおり

ます。あんたですよ。尾和議員。

(「私は言うてないですよ。」の声あり)

○湯川市長公室長 いや言うたよ。そんなね、そんなこと言うた人間がよ、こんな質問する資格があると思ってんのか。

(「ちょっと待ってください、議長。」の声あり)

○井神議長 ちょっと今の言葉。

(「議長、こんなこと言うておかしい。」の声あり)

(議場騒然)

○井神議長 ちょっと静粛に。

(「議長、何とかせいよ、今の発言。こんなんあかん、議場やで。」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 それから、再質問、もう1点ですけど、受付で文書を配付しているのかということでございます。市民課で、遺族の方にお悔やみ文を文書として、お渡ししています。そのときにあわせて、各課への手続情報というのを案内させていただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(「いや、今の公室長の答弁ね。」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

(「公室長の答弁、問題じゃないですか、議長。」の声あり)

(議場騒然)

○井神議長 再々質問を許します。お願いします。ないですか。

(「いやいや、公室長の発言についてどう思うんよ。あれでええんか。」の声あり)

○井神議長 議事進行を進めます。

再々質問はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長に申し上げますけどね、この神聖な議場において、異常的な発言をされることについては、私は議長のほうから、そういう発言をするなということを議事整理権でやるべきだと思いますよ。

その上で、今、公室長が言われました件について、私に言われましたが、私は、一度もそんなことを市に対して申し入れたことはありません。私はそういうことをやった覚えはないですから。ほかの議員がやったのであれば、それは知りませんが、

個人情報の問題を与党議員に対して出せというようなことは一切ありませんから、その点だけ、私は身の潔白のために言うときたいと思います。

それと、総務部長は流してないと言いながら、実際には公室から流れているというのが事実なんですよね。だから、こういう問題について、個人情報の保護の立場から、どうしていくのかということをして市としては考えるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、情報の提供についてでありますけども、事務手続を行うために、住民異動届の配付ということでございまして、それについては、税務関係書類であるとか、保健関係の書類等ございますので、その関係部署に対しては、異動届を提出しております。

それから、個人情報の関係の異動についてですけども、これは我々職員として、個人情報保護条例に基づいた事務処理をしていくのが適切であるということでございますので、その条例どおりの確に事務を遂行していきたいと思っております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきたいと思います。

P P Sの問題であります。

P P Sというのは、特定規模電気事業者という略称の頭文字をとってP P Sというんですが、電気の自由化が2000年からスタートをしました。そのときには50キロワット以上という形であったんですが、来年、2016年の4月からは、家庭内の小口電力も対象になります。現に、一般家庭においても、安いところから電力を購入することができるようになるわけでありまして。原発に依存しない、電気をもっとふやしたい、電気の使用料を減らしたいという願いは、誰でも家庭を守る女性にとっては自然の流れであります。

照明代が半分になり、安い蛍光灯や電気代が10分の1になるガスエアコン、各自自治体では、N P O、生協設立等々、環境への負荷を少なくして、市民が選べるこのP P Sへの取り組みが進んできております。

特定規模電力とは、自家発電、卸供給事業者、卸電力取引所、一般家庭、電力会

社から買って販売する商社みたいな役割を果たすわけでありませぬ。

PPSでは、株式会社や大学、各省庁、地方自治体に販売をされております。現在、登記されているPPSは約700団体あり、中でも、エネットが代表的であります。この会社はNTTと東京ガス、大阪ガスの全額出資会社であり、PPSから電力を購入した自治体の比率は、都道府県47のうち60%、政令市で20のうち75%、中核市で40あるんですが、約90%がこのPPSから電力を購入しております。

2012年の7月、自治体が、2012年度では7自治体しか購入しておりませんでした。が、本年度の2015年度では70に増大をしております。

岐阜県内の北方町という1万8,000の人口のまちであります。2012年より切りかえて、3,000万円の年間電力使用量を約100万円削減をしております。人口1万人当たり50万円程度の削減は、既に実現をしております。10万都市に並べかえてみますと、約500万になると言われております。名古屋市役所では、関連する施設に、この導入によって、年間2億円を削減したと言われております。岩出市においても、これらの動向の実態を把握してみる必要があると、私は思っております。

そこで、岩出市役所公共施設の年間使用量及び金額は、過去3年間の推移はどうなっているのか。

次に、PPSの安価な電力を購入すべきであると考えておりますが、取り組みについてお聞かせください。

それから、3番目に、電力自由化に伴って、当然、電力も関西電力だけじゃなくして、入札制度を導入して削減すべきであるというふうに考えておりますが、この3点について、ご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の6番目のPPSについての2点目、特定規模電気事業者の安価な電力を購入すべきであるがどうかと、3点目、電力自由化に伴って、入札制度を導入すべきであるがどうかについてをあわせてお答えをいたします。

電力の小売事業については、電気事業法の規制緩和により、現在は50キロワット以上の事業所であれば、自由に小売事業者を選択することができるようになりました。地方公共団体においても、電力調達に入札制度を導入する事例が広まっており、特定規模電気事業者、いわゆる、PPSが落札したことにより、電気コストを削減できた事例が見受けられます。

和歌山県でも、今年度、本庁、本館などの電力調達について、5月に入札を実施

し、P P S と契約しております。

市といたしましては、電力の調達に入札制度を導入することで、電気料金削減の可能性がございますので、入札制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

施設の使用量等については、総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の6番目のP P S についての1点目、岩出市施設の年間使用量と金額、過去3年間の施設ごとについて、お答えいたします。

平成24年度の電気使用量と金額は、市の40施設で、電気使用量の合計が1,393万7,658キロワットアワー、それから、金額の合計が1億3,918万6,625円です。内訳として、庁舎等が3施設で、電気使用量が54万3,721キロワットアワー、金額が1,062万5,346円、クリーンセンターは、電気使用量が640万4,499キロワットアワー、金額が129万1,784円です。保育所は4施設で、電気使用量が19万3,309キロワットアワー、金額は606万8,421円、学校施設は9施設で、電気使用量が111万1,557キロワットアワー、金額は2,506万6,454円です。社会教育施設は14施設で、電気使用量が79万4,484キロワットアワー、金額は2,172万7,139円、保健福祉施設は6施設で、電気使用量が59万1,636キロワットアワー、金額は1,554万7,055円です。水道施設は3施設で、電気使用量が429万8,452キロワットアワー、金額は5,886万426円となっております。

次に、平成25年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,376万9,319キロワットアワー、金額の合計が1億6,676万8,340円です。内訳として、庁舎等は、電気使用量が52万3,795キロワットアワー、金額が1,229万5,688円、クリーンセンターは、電気使用量が625万3,760キロワットアワー、金額は146万4,953円です。保育所は、電気使用量が18万6,345キロワットアワー、金額は657万1,398円、学校施設は、電気使用量が111万3,007キロワットアワー、金額は2,941万8,685円です。社会教育施設は、電気使用量が78万7,690キロワットアワー、金額は2,320万8,501円、保健福祉施設は、電気使用量が61万5,562キロワットアワー、金額は1,766万1,450円です。水道施設は、電気使用量が428万9,160キロワットアワー、金額は7,614万7,665円となっております。

次に、平成26年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,359万5,208キロワットアワー、金額の合計が1億6,952万1,537円でございます。内訳として、庁舎等は、電気使用量が50万4,437キロワットアワー、金額が1,266万4,025円、クリーンセンターは、電気使用量が645万9,097キ

ロワットアワー、金額は160万882円です。保育所は、電気使用量が18万774キロワットアワー、金額は679万7,129円、学校施設は、電気使用量が112万1,845キロワットアワー、金額は3,111万8,089円です。社会教育施設は、電気使用量が76万5,456キロワットアワー、金額は2,410万3,784円、保健福祉施設は、電気使用量が60万3,658キロワットアワー、金額は1,895万4,381円です。水道施設は、電気使用量が395万9,941キロワットアワー、金額は7,428万3,247円となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。市長のほうから、PPSの導入については検討したいということではありますが、具体的に検討したいといっても、いつぐらいまでにするのか、いつから入札制度を導入するのか、それのお考えがあるならお聞きをしたいと思います。

それから、実施している自治体数の増加についてであります。入札によって25%から30%が対象になると言われております。負荷率の問題でいいますと、年間の消費電力割る契約電力掛ける24時間掛ける365日間で負荷率を計算してみますと、大体、一般的には、今支払っている金額の6%から1割ぐらい安くなると言われております。

これは情報公開請求で、各施設の電力の使用量と金額をいただいて、私も手元にあるんですが、一番多いのは第1浄水場、それから、2番目に多いのは第2浄水場、それから、3番目は保健福祉センター、4番目は岩出市役所、少なくとも上から10番ぐらいまでを見ますと、非常に電力の使用量が多くて、私のこの統計によりますと、この金額を今発表されましたが、3年間でも1億3,000万から1億6,000万、電気代に岩出市の税金が使われているということになります。

それを計算して、1億6,000万の最低で見積もって6%としても、その金額は出てくるわけでありまして。それだけ支出が減るわけでありましてから、他の予算に振り分けをすることができるということになるかと思います。

全体的な流れでは、各地方自治体においても、そういう取り組みがされておりますので、これは近隣で言えば、泉佐野市がPPSを導入して収入を得れて、1,000万から収入があったと言われております。自然エネルギー庁の試算では、下水道処理施設、それから、体育館、学校、公民館等、やはり電力をよく使うところ、中学校、小学校もそうなんです。ぜひ、岩出市公共施設を選別をして、そこら辺の使

用量を見ながら、P P S の導入を早期に実現をしていただきたい、そのように考えておりますが、市の考えをご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

いつ電力調達をしていくのかにつきましてであります。

今後、削減の効果など、調査・研究結果から総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総合的に判断していただいて、それは結構なんですけど、早期になるべく早い段階でP P S の導入をぜひ実現をしていただきたい。入札制度に基づいて、公平な価格でやっていただきたいということとあわせて、これは総合的に判断する。いわゆる、今申し上げましたように、各P P S の団体が無料で、各地方自治体の電力の試算を導入すれば、これだけ支出が少なくなるという、無料でやっている機関があります。これは押しなべて全体的に統一されているんですが、その団体に申し込みをして、岩出市の電力の使用量について、どれだけ減るのか、どれだけコストダウンになるのか、早期に判断を求めておきたいと思えます。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

入札制度の導入につきましては、総合的に判断をし、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後4時5分から再開します。

休憩 (15時50分)

再開 (16時5分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、7番目の質問をさせていただきます。

市民プールの事故についてであります。

午前中も議員のほうから質問がされておりますが、私は私の観点から今回の事故について質問させていただきたいと思っております。

私は、昨年的一般質問において、市営プールの管理監督について、この場で質問をさせていただきました。管理面で答弁をいただきましたが、管理面での問題点から死亡事故が各地域で起きております。受託した管理会社が再委託して、指導監督に手抜きがあったのです。

岩出市にはこんなことはないと思いますがということで、例えば、夏場になり、プール等において、これら指導員、監視員が入ると思っておりますが、これの監視員のあり方について、死亡事故が発生した団体ですが、日本水泳連盟、日本赤十字社等の講習を修了した者及び経験者を適正に配置して、管理体制を確立するということが前もってうたっておきながら、それをやっていなかったことが事故につながったということもありました。教育委員会としても、プール開設に当たっては万全体制で臨んでいただきたい。

また、賠償問題では、民間の場合は民間が賠償するんだということでしょうが、しかし、国家賠償法の観点からいうと、全て地方公共団体は関係ありませんよという立場にはないと、私は考えております。これらを委託した賠償責任を果たすことができないような企業であれば、当然、その賠償について、地方自治体のほうに波及してくると思っております。そういう意味で、その見解をお聞きをしたいということで、当時の中谷教育部長の答弁であります。教育委員会では、学校のプール、また東公園、交通公園プールがあります。

まず、プールにつきましては、開場前に清掃等を行う中で、先ほどから言われている事故等起こった水の吸い込み、排水口のねじをチェックしております。それから、監視員については、両プールとも直接やっている中で、監視員の募集等を行っていく中で面接を行い、また経験とか、それから、例年来ていただいている方もおります。そうした中で監視員を選んで、万全の体制で臨んでおります。直接やっているの講習会を受けておりません。市のほうから、担当職員からいろいろな対応、講習をやっておりますという答弁をされておりました。

私は、そのときに、直接やっているからとして、正規の講習会を受講させない点は問題であると。今後は、これらも十分やるべきであるということで、その際、万全を期していただきたいということを指摘をしておいたわけでありまして。

今回、その事故によって、この事実関係について、どうであったのか、検証していく必要性が当然あると思うんですが、まず第1点、お聞きしたいことは、新聞報道では、教育長か教育委員会の人でありましょう、市は大プールに小学3年生以下は保護者とともに入るよう呼びかける看板を設置して、救命講習を受けたアルバイト3名を監視員として配置をしており、監視体制に問題はなかったということ、これは毎日新聞の報道であります、事実、そういうような発言をしたのかどうか等もあるんですが、その上で、まず第1点目は、8月27日発生時及びその後の5歳児の容体については、いまだに意識不明の重体なのかどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目は、問題点や課題について検討され、集約されているのかどうか、その後どのような会議をされておられるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、二度と再び起きないように決意をしていただくと同時に、私としては提案をしたいんですが、この事故を受けて、第三者委員会なるものを設置して、専門家を含めて、具体的に今後どうしていくのか、そこら辺についてのお考えはどうなのか、お聞かせください。

○井神議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の質問の7番目にお答えいたします。

このことにつきましては、午前中に吉本議員のご質問でお答えしたとおりであります、ただいまご質問の子供の様子でありますけれども、先ほども述べたように、現在も県立医科大学の附属病院にて集中治療室で治療が続けられておりますが、現在もなお意識不明の状態にあるということでもあります。

2点目の問題点や課題について集約をしているのかということについてですが、これも先ほどお答えしたとおりであります、今後の対策も含め、現在、調査・検討中であります。

3点目の第三者委員会の設置につきましては、現在、その考えはございません。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育委員会担当なので教育長が答弁されたと思うんですが、私は、事故が起きるとするのは、これは偶然ではないと思っております。必然ですね。未然に

防ぐ努力を行った人間がいるのであります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に申し上げたいのは、私は、先ほど新聞報道で述べておるようなことを、いみじくも担当者が思っているのであれば、問題の解決にはならない。責任をなすりつけているのではないかなというように思っております。

それから、5歳児のプール、児童について、看板を設置して、放送をしているから、それを見たらわかるんだと。保護者にもそういうふうに呼びかけているということをおっしゃっていますが、私は、朝、午前中、そんなにプールに入っておられる方も何百人という形で入っている状態でもないし、聞きますと、22名でしたかね、小プールと大プールは22名、そんなに、3人の監視員が目届かないことは、私はないと思うんですよね。浮いていたということが察知をされて、そのことがきてるということについては、これはやはりどこに問題があったのかということを実際に考えていただく必要がある。

これから問題を抽出されて、1個1個潰されていくと思いますが、私は、事故が起きるのは、必然的にあったのではないかなと。私が、昨年、一般質問で指摘した以降、どのような取り組みをされてきたのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、どんな対策をしてきたのかということでもありますけれども、常に、我々は事故が発生しないように運営に努めてきたところでもあります。今回、市の施設で事故が発生したということにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、重大なことと受けとめております。今後、検証を加える中で、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

新聞報道等につきましては、問い合わせ等の中で、現状をどのような体制であったのかとか、そういうことを答えていく中で、そういうふうな報道になったのかということで、その点については定かではございません。

どこに問題があったのかということにつきましては、先ほどからも言っている通り、現在、正確を期するため、より慎重な事実確認とか調査を行っているところであり、今後、これらについて検証を進め、再発防止に努めていきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、新聞報道なんです、監視体制に問題はなかったというように載っておるんですが、これは誰がこういう発言をされたのか。事実でないことを新聞社がこういうような記事にしたのかということなんです、監視体制に問題はなかったということをやはり載せること自体が、私は問題やと思うんですよね。まだ、事故後、精査もしてないし、いろんな課題も抽出されてない中で、一面的に監視体制に問題はなかったんだと。これだけ聞きますと、市はこの事故については責任ないんだと。一貫して、朝からの答弁でもそうなんです、重大に思っているということ、第三者的な発言が多いんですよね。当事者としての認識が欠けているのではないかと、私はそのように思わざるを得ないんですが、その点についてどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第三者委員会をなぜ設けるかという問題であります、今、教育長は、第三者委員会については設置する考えないんだと断定をされたと思うんです。私はそうじゃなくして、もちろん担当部も課も入れて、第三者の目を通して、抽出していくと。問題点を洗いざらい出していくと。それで検討していくと。それで結論を得ることがないと、やはり、具体的には解決しないのではないだろうかというふうに思っております。

これは、泉佐野で小学校のプールで死亡事故が発生したときもそうなんです、そのときも、これは小学生が亡くなられたという事案があったんですけども、それについても教育委員会に傍聴したり、議事録を読んでいく中で、やはり、最終的に責任のなすり合いをしておったというのが実態になるんですね。

これでは問題解決になりませんので、率直に二度と再び起こさないという決意があるなら、第三者の目を通じて、第三者委員会を立ち上げて、いまだに5歳の児童が意識不明の重体だと言われておりますから、ぜひ早く回復していただきたいと私は念じておりますが、そういう意味でも、1人の命がかかっているわけですから、いろんな手法を通じて問題解決の一助にしていきたい。そういう意味で、第三者委員会、それは名称はどんな形でも結構ですけども、それに伴う検討機関、教育委員会だけじゃなくして、そういうような設置機関を設けて、再検討をするということが求められると私は思っているんですけども、それについてご答弁をいただきたいと思っております。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

この問題は教育委員会が責任持って調査を行い、内部調査を進め、再発防止に全力を注いでいきたいと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成27年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時20分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成27年9月16日

岩出市議会議長 井 神 慶 久

署名議員 福 山 晴 美

署名議員 市 來 利 恵